

令和4年度 業務実績報告書(自己評価)

令和5年5月
独立行政法人 日本スポーツ振興センター

目次

業務実績報告及び自己評価

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置	
1 スポーツ施設の管理運営、並びにスポーツ施設を活用したスポーツの振興等に関する事項	1
2 国際競技力向上のための研究・支援等に関する事項	9
3 スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施に関する事項	21
4 スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する事項	27
5 災害共済給付の実施と学校安全支援の充実に係る事項	33
6 国内外の情報の分析・提供等に関する事項	40
II 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置	50
III 財務内容の改善に関する目標を達成するために取るべき措置	
1 予算の適切な管理と効率的な執行等	57
2 自己収入の拡大	57
3 予算、収支計画、資金計画	61
IV 短期借入金の限度額	72
V 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	73
VI 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	74
VII 剰余金の使途	75
VIII その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項	
1 長期的視野に立った施設整備の実施	76
2 内部統制の強化	78
3 適正な人員配置等	83
4 情報セキュリティ対策の強化	86
5 中期目標の期間を超える債務負担行為	88
6 積立金の使途	89

1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評定調査（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1	スポーツ施設の管理運営、並びにスポーツ施設を活用したスポーツの振興等に関する事項		
業務に関連する政策・施策	政策目標 11 スポーツの振興	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本スポーツ振興センター法第15条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（施設利用者のニーズを踏まえた満足度の高い施設運営を行うことや新国立競技場をはじめとしたスポーツ施設の今後の在り方を検討していくことは、今後のスポーツ振興を図っていくために非常に重要なことであるため。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
施設利用者の満足度	満足・やや満足80%以上	—	85.0%	87.8%	92.3%	88.2%	89.0%	予算額（千円）	1,101,271	1,909,891	3,064,390	3,093,031	4,685,037
保有するスポーツ施設のスポーツ参画人口	前年度比増加	（平成29年度） 577,206人	570,501人 （98.9%）	759,943人 （133.2%）	406,512人 （53.5%）	746,742人 （183.7%）	2,275,256人 （304.7%）	決算額（千円）	908,006	1,737,663	2,246,423	3,117,303	4,413,303
								経常費用（千円）	943,751	1,901,265	2,311,559	2,509,380	4,411,469
								経常利益（千円）	75,394	187,632	214,907	1,473,734	1,039,126
								行政サービス実施コスト（千円）	744,010	—	—	—	—
								行政コスト（千円）	—	2,554,415	2,732,458	2,898,793	4,780,314
								従事人員数（人）	24.3	26.8	41.2	37.8	40.8

※予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
 ※従事人員数について、人事異動等により年間を通じて変動があるため、各月人数の平均（小数点以下第1位まで）を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価		
【第4期中期目標】	【第4期中期計画】	【令和4年度計画】
<p>Ⅲ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. スポーツ施設の管理運営、並びにスポーツ施設を活用したスポーツの振興等</p> <p>保有するスポーツ施設において、「スポーツを「する」「みる」「ささえる」場を提供し、スポーツの振興を図るためには、JSCが長年蓄積してきたノウハウを活用した管理運営を行うとともに、施設利用者が安心して使用でき、満足度の高いサービスを提供する必要があることから、</p>	<p>Ⅰ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置</p> <p>1. スポーツ施設の管理運営、並びにスポーツ施設を活用したスポーツの振興等に関する事項</p> <p>JSCは、保有するスポーツ施設の活用により、国民がスポーツに参画する機会をより多く提供できるよう、JSCが長年蓄積してきたノウハウや経験を活用した効率的な管理運営を行うとともに、施設利用者に応じた調査を行うことにより、施設利用者のニーズを的確に捉えた安心感や満足度の高いサービスを提供する。</p> <p>さらに、新国立競技場をはじめとしたスポーツ施設の管理運営等の今後の在り方の検討に当たっては、「新国立競技場の整備計画」（平成27年8月28日新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議決定）に基づく「大会後の運営管理に関する検討ワーキングチーム」による検討結果等を踏まえた適切な対応を行う。</p> <p>(1) 毎年度、保有する大規模スポーツ施設について、安全で高水準な施設環</p>	<p>Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置</p> <p>1 スポーツ施設の管理運営、並びにスポーツ施設を活用したスポーツの振興等に関する事項</p> <p>JSCは、保有するスポーツ施設の活用により、国民がスポーツに参画する機会をより多く提供できるよう、引き続き適切な新型コロナウイルス感染症対策等を施しつつ、JSCが長年蓄積してきたノウハウや経験を活用した効率的な管理運営を行うとともに、施設利用者に応じた調査を行うことにより、施設利用者のニーズを的確に捉えた、安心感や満足度の高いサービスを提供する。</p> <p>さらに、国立競技場をはじめとしたスポーツ施設の管理運営等の今後の在り方の検討に当たっては、「新国立競技場の整備計画」（平成27年8月28日新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議決定）に基づく「大会後の運営管理に関する検討ワーキングチーム」による検討結果等を踏まえた適切な対応を行う。</p> <p>(1) 保有する大規模スポーツ施設について、安全で高水準な施設環境を維持した上で、国際的・全国的なスポーツ大</p>

<p>施設利用者のニーズを的確に把握し、それに基づいた管理運営や改善に取り組むこととする。</p> <p>また、新国立競技場をはじめとしたスポーツ施設の管理運営等の今後の在り方の検討に当たっては、政府方針等に基づきながら、適切に対応していくことが必要である。</p> <p><具体的な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> サービスの向上を図るため、中期目標期間中に様々な施設利用者へ毎年度2回程度、サービス等の内容についてアンケート調査を行い、その結果から得られた情報を踏まえて必要な改善を実施し、その改善効果を把握する。 新国立競技場については、「新国立競技場の整備計画（平成27年8月28日新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議決定）、「大会後の運営管理に関する基本的な考え方」（平成29年11月13日大会後の運営管理に関する検討ワーキングチーム決定）等の政府方針を踏まえ、2020年東京大会後の運営の在り方の検討を行う。 スポーツ機会を十分に提供できるようにするため、中期目標期間中に施設の早朝営業等の利用者のニーズを踏まえた弾力的な施設運営を行う。 秩父宮記念スポーツ博物館・図書館については、機能や役割など今後の在り方について、平成30年度中に結論を出し、その結果を踏まえて具体的な取組を進める。 国立登山研修所については、高校登山部顧問教員等の資質向上のための研修会の開催、指導参考資料の作成をするともに、一般登山者への安全な登山の基礎的な知識や技術の普及・啓発を含め、中期目標期間中に機能や役割について見直しを行う。 	<p>境を維持した上で、国際的・全国的なスポーツ大会をはじめ、様々な行事の利用に供する。</p> <p>(2) 毎年度2回程度行うアンケート調査等を通じて得られた施設利用者のニーズを踏まえ、必要な改善を計画的に実施することによりサービスの向上を図る。また、アンケートやヒアリングの実施等により改善の効果を把握した上で、その結果を以後のサービスの提供に活用する。</p> <p>(3) 新国立競技場の2020年東京大会後の運営管理については、「大会後の運営管理に関する基本的な考え方」（平成29年11月13日大会後の運営管理に関する検討ワーキングチーム決定）及び令和元年11月19日に開催された「新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議」における議論を踏まえ、以下の業務を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 適切な推進基盤の下で、専門家の指導・助言を得つつ、民間のノウハウと創意工夫が最大限活用できるコンセッション事業の導入可能性調査を引き続き実施する。 令和元年度に実施した2020年東京大会後の整備に係る技術的検証を踏まえ、改修の検討等を進める。 2020年東京大会後速やかに、必要となる図面等を開示した上でマーケットサウンディング等を行う。 令和2年秋以降に文部科学省が中心となって構築される民間事業化に係る事業スキームを踏まえ、公募等の個々の手続きを進める。 <p>(4) 毎年度実施するアンケート調査等により施設利用者のニーズを把握した上で、スポーツ機会を十分に提供できるようにするため、スポーツ施設の早朝営業等の施設利用者のニーズを踏まえた弾力的な施設運営について、費用対効果及び実現可能性を踏まえて検討し、可能なものから実施する。</p> <p>(5) 秩父宮記念スポーツ博物館・図書館については、機能や役割など今後の在り方について平成30年度中に検討し、結論を出すとともに、検討結果を踏まえて具体的な取組を進める。</p> <p>(6) 平成30年度において、高校登山部顧問教員等を対象とした研修会の開催や指導者用テキスト等の資料を作成するとともに、毎年度、安全な登山の基礎的な知識や技術に関する啓発資料等により、登山指導者や一般登山者への安全な登山に関する情報発信を行う。</p> <p>(7) 国立登山研修所の主催事業を見直し、登山リーダー研修会等新たな枠組みによる登山指導者の育成を検討する。また、国立登山研修所の今後の機能や役割については、令和3年度末までに業務内容を検証し、国立登山研修所が実施すべき業務を整理するとともに、結果を踏まえた見直しの方向性について令和4年度末までに検証する。</p>	<p>会等、様々な行事の利用に供する。</p> <p>(2) 年2回程度行うアンケート調査等を通じて得られた施設利用者のニーズを踏まえ必要な改善策を検討し、計画的に実施することによりサービスの向上を図る。また、アンケートやヒアリングの実施等により改善の効果を把握した上で、その結果を以後のサービスの提供に活用する。</p> <p>(3) 国立競技場の2020年東京大会後の運営管理については、「大会後の運営管理に関する基本的な考え方」（平成29年11月13日大会後の運営管理に関する検討ワーキングチーム決定）及び令和元年11月19日に開催された「新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議」における議論を踏まえ、引き続き、適切な推進基盤の下で、専門家の指導・助言を得つつ、マーケットサウンディング等を行い、文部科学省を中心に構築される民間事業化に係る事業スキームを踏まえ、公募等の手続きを進めるとともに、令和元年度に実施した2020年東京大会後の整備に係る技術的検証を踏まえた改修の検討等を進める。</p> <p>(4) アンケート調査等により施設利用者のニーズを把握した上で、スポーツ機会を十分に提供できるようにするため、スポーツ施設の早朝営業等の施設利用者のニーズを踏まえた弾力的な施設運営について費用対効果及び実現可能性を踏まえて検討する。</p> <p>(5) 秩父宮記念スポーツ博物館・図書館については、平成30年度に行った今後の在り方の検討結果を踏まえ、以下の取組を進める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 令和2年度に策定した「秩父宮記念スポーツ博物館・図書館資料収集方針」に沿って資料収集の適正化を図るとともに、既存資料の分散保管を引き続き行う。 所蔵資料について整理し、精緻化した目録情報を基に、スポーツ関係資料に関する情報の適切な管理と公開方法を十分に考慮した「スポーツ・デジタルアーカイブ」のシステム開発に取り組む。また、本システムをプラットフォームとして、スポーツ関連博物館、図書館等とのネットワーク推進の基盤づくりを行う。 令和3年度に開室した「秩父宮記念ギャラリー」及びその他の地域で展示活動を行い、所蔵資料の積極的活用を図るとともに、将来のスポーツ博物館での展示方法や運営に関するノウハウの蓄積を図る。 <p>(6) 国立登山研修所については、高校登山部顧問教員等の資質向上、安全な登山に関する普及啓発及び登山指導者を養成するために、以下の取組を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 高校登山部顧問教員等の参加を促進するため、オンライン研修と実地での対面研修を連携させたハイブリッド形式による効果的な研修会を開催するとともに、指導者の更なる資質向上及びより多くの指導者育成を図るため、「新しい登山指導者用テキスト」を充実させる。 また、登山指導者や一般登山者へは、従来の対面式セミナーの実施や啓発資料の提供に加え、オンラインを活用したセミナーや動画配信等のコンテンツの充実を図るとともに、登山関係機関等と連携し、より広く情報発信を行う。 これまでに開催した研修会等のノウハウ等を活用した講義手法を充実させ、より登山指導者の育成に資する研修会を開催する。 また、安全登山に向けた普及を促進していくため、「国立登山研修所機能向上検討委員会」において、今後の機能や役割を整理し、その結果を踏まえた見直しの方向性について検討する。
--	--	--

中期目標に定められる 主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																																									
	主な業務実績等	自己評価	評価																																									
<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 施設利用者のニーズ等を踏まえた改善を実施し、その改善効果を把握するためアンケートやヒアリング等による満足度調査を行い、80%以上から「満足している・やや満足している」との高評価を得る。 保有するスポーツ施設の活用を促進し、「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口を前年度比で増加させる。 <p><その他指標> なし</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 施設利用者の満足度を高めるためには、イベント出場者、観客、イベント主催者等の様々な施設利用者のニーズを的確に把握し、そのニーズ等を踏まえた改善を行うとともに、改善の結果を評価し、更なる改善につなげる PDCA サイクルを機能させる必要がある。 <p>前中期目標期間で実施したイベント主催者への満足度調査(4段階評価)において、スポーツ利用及び一般利用の施設・サービスに対する上位2段階の評価(満足・やや満足)の割合が平成25年度から28年度の平均が79.6%であったことを踏まえ、同水準以上の割合を指標として設定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> スポーツ基本計画の目標であるスポーツ参画人口の拡大に資するため、JSC が保有するスポーツ施設の活用を促進を図り、その結果として、スポーツ施設におけるスポーツ参画人口を毎年度増加させていくことが必要であることから指標として設定した。 	<p><主要な業務実績></p> <p>1. 大規模スポーツ施設の稼働状況</p> <p>保有する大規模スポーツ施設について、安全で高水準な施設環境を維持した上で、国際的・全国的なスポーツ大会等、様々な行事の利用に供することができた。施設の稼働に当たっては、施設ごとの新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドラインの更新等、施設管理者が行う取組(消毒、換気、注意喚起等)及び施設利用者に対する取組依頼(消毒、検温、社会的距離確保等)の徹底等、適切な新型コロナウイルス感染症対策を実施した。</p> <p>また、国立競技場においては、イベントがない日であっても一般の方が入場する機会を広く提供し、国立競技場の施設の特徴やこれまでに実施されてきたイベントの感動等を共有・発信できるよう、国立競技場スタジアムツアーを行った。</p> <p>(1) 国立競技場 令和4年度の年間を通じて、具体的には、以下の行事等の利用に供することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> サッカー 日本代表戦(6月、3月)、第101回全国高校サッカー選手権(12~1月) ラグビー 日本代表戦(7月、10月)、第59回全国大学ラグビーフットボール選手権大会(1月) 陸上競技 国際大会(5月) <p>また、上記のほか、以下の事業等を実施することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国立競技場スタジアムツアー(4~3月) <p>(2) 秩父宮ラグビー場 令和4年度の年間を通じて、具体的には、以下の行事等の利用に供することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ラグビー 日本代表戦(6月、10月) ジャパンラグビーリーグワン(4~3月) <p>(3) 国立代々木競技場(第一体育館・第二体育館) 令和4年度の年間を通じて、具体的には、以下の行事等の利用に供することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第39回全国少年少女レスリング選手権大会(第一体育館)(7月) 第1回 World University Basketball Series(第二体育館)(8月) ヒューリック・ダイハツ BWFパラバドミントン世界選手権2022(第一体育館、第二体育館)(10~11月) Bリーグ、Wリーグ、Tリーグ等(第一体育館、第二体育館)(4~3月) <p><令和4年度稼働日数> (単位:日)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>R 3</th> <th>R 4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国立競技場</td> <td>39 (39)</td> <td>174 (130)</td> </tr> <tr> <td>秩父宮ラグビー場</td> <td>51 (51)</td> <td>91 (82)</td> </tr> <tr> <td>第一体育館</td> <td>129 (69)</td> <td>266 (105)</td> </tr> <tr> <td>第二体育館</td> <td>68 (63)</td> <td>222 (172)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ () はスポーツ利用を指す。 ※ 国立競技場においては、上記のほか、国立競技場スタジアムツアーを行った。(計184日)</p> <p>2. 施設利用者のニーズを踏まえた改善</p> <p>(1) アンケートの実施結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">「満足」「やや満足」の割合</th> </tr> <tr> <th>R 3</th> <th>R 4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秩父宮ラグビー場</td> <td>69.2%</td> <td>68.3%</td> </tr> <tr> <td>テニス場(※1)</td> <td>90.8%</td> <td>93.2%</td> </tr> <tr> <td>第一体育館</td> <td>86.6%</td> <td>92.4%</td> </tr> <tr> <td>第二体育館</td> <td>93.3%</td> <td>92.3%</td> </tr> <tr> <td>フットサルコート(※2)</td> <td>94.1%</td> <td>92.9%</td> </tr> <tr> <td>室内水泳場(※2)</td> <td>95.4%</td> <td>95.0%</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>88.2%</td> <td>89.0%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	R 3	R 4	国立競技場	39 (39)	174 (130)	秩父宮ラグビー場	51 (51)	91 (82)	第一体育館	129 (69)	266 (105)	第二体育館	68 (63)	222 (172)	区分	「満足」「やや満足」の割合		R 3	R 4	秩父宮ラグビー場	69.2%	68.3%	テニス場(※1)	90.8%	93.2%	第一体育館	86.6%	92.4%	第二体育館	93.3%	92.3%	フットサルコート(※2)	94.1%	92.9%	室内水泳場(※2)	95.4%	95.0%	平均値	88.2%	89.0%	<p><評定と根拠> 評定:A</p> <p>【中期目標に定められる指標に対する成果】 2つの定量的指標について、いずれも目標値を達成した(施設利用者の満足度については対目標値111.3%、スポーツ参画人口の増加については対前年度304.7%)。</p> <p>施設利用者の満足度調査については、施設利用者ニーズを踏まえた改善を実施したことなどにより、「満足」「やや満足」の割合が対象施設の平均値で89.0%となり、目標値(80%以上)を達成した。</p> <p>スポーツ参画人口については、適切な新型コロナウイルス感染症対策等を実施し、国際的・全国的なスポーツ大会等、様々な行事の利用に供することができたことにより、対象施設の全体で1,528,514人増加(前年度比304.7%増加)となり、目標値を達成した。</p> <p>【評価に資する主な成果】 国立競技場の大会後の運営管理に関する検討については、国民からの関心も高く、非常に重要度の高い業務であるため、引き続き専門家の指導・助言を得つつ、実施方針案を公表した上で民間事業者へのマーケットサウンディング(意向調査)を実施し、実施方針等作成に向けた検討、大会後の整備に係る設計内容の検討等を進めた。</p> <p>保有するスポーツ施設については、令和4年度の年間を通じて国際的・全国的なスポーツ大会等、様々な行事の利用に供することができ、稼働日数及びスポーツ参画人口の両方で前年度の実績を大きく上回ることができた。</p> <p>また、フットサルコートにおいては、早朝や保守日における夜間、年末年始の営業といった弾力的な施設運営により、スポーツ参画人口の拡大に寄与することができ、室内水泳場においては、女性水泳教室を再開し、利用者のスポーツ参画機会を創出することができた。</p> <p>スポーツ博物館については、収集方針に沿って、資料の体系化を図りつつ着実に整理と具体的な分散管理を進めた。また、ジャパンサーチとの連携を視野に入れたシステム構築に向けて実証実験を行うとともに、搭載する資料の目録整備とデジタル化を進めた。</p>	<p><評定に至った理由></p>
区分	R 3	R 4																																										
国立競技場	39 (39)	174 (130)																																										
秩父宮ラグビー場	51 (51)	91 (82)																																										
第一体育館	129 (69)	266 (105)																																										
第二体育館	68 (63)	222 (172)																																										
区分	「満足」「やや満足」の割合																																											
	R 3	R 4																																										
秩父宮ラグビー場	69.2%	68.3%																																										
テニス場(※1)	90.8%	93.2%																																										
第一体育館	86.6%	92.4%																																										
第二体育館	93.3%	92.3%																																										
フットサルコート(※2)	94.1%	92.9%																																										
室内水泳場(※2)	95.4%	95.0%																																										
平均値	88.2%	89.0%																																										

秩父宮ラグビー場、テニスコート、第一体育館、第二体育館、フットサルコート及び室内水泳場においては、上表のとおり、施設利用者に対するアンケート調査を実施した。国立競技場については、適宜ヒアリングを実施した。

そのほか、国立競技場及び第一体育館においては、施設利用者が実施したアンケートの結果の共有を受ける形で、一般来場者に対するアンケートも実施することができた。

- ※1 秩父宮ラグビー場内。以下同じ
- ※2 国立代々木競技場内。以下同じ

(2) 施設利用者のニーズ等を踏まえた改善

アンケートやヒアリング等により、国立競技場における飲食売店の営業方法の改善、フットサルコートにおける早朝営業及び保守日における夜間営業の実施といった施設利用者のニーズ等が得られたため、それらを踏まえ、以下のとおり施設等の改善を実施し、サービスの向上を図った。

(国立競技場)

- ・飲食売店の混雑緩和対策として、販売窓口の増設、キャッシュレス決済の導入、ドリンク専用レーンの導入、提供メニューの見直し等の営業方法の改善を実施
- ・施設利用者向けに混雑箇所緩和対策のための観客誘導等の情報提供や提案を実施

(秩父宮ラグビー場)

- ・観客導線上の音響設備及び照明設備の改修
(テニスコート(秩父宮ラグビー場敷地内))
- ・テニスコート通路の段差解消のための改修
- ・ビジター利用の再開

(第一体育館)

- ・館内でのドローンの使用許可
(フットサルコート)
- ・早朝営業及び保守日における夜間営業を実施
- ・シャワー室、照明設備等の改修

(第二体育館、第二体育館、室内水泳場)

- ・備品類の整備

(3) スポーツ参画人口の状況

保有するスポーツ施設について、令和4年度の年間を通じての積極的な活用により、国民がスポーツに参画する(「する」「みる」「ささえる」)機会をより多く提供できるよう努めた。

<施設利用者(スポーツ参画人口)の状況> (単位:人)

区分	R 3	R 4	増減	対前年度比
国立競技場	370,085	1,218,811	848,726	329.3%
秩父宮ラグビー場	150,825	317,113	166,288	210.3%
テニスコート	16,744	22,634	5,890	135.2%
第一体育館	83,955	307,752	223,797	366.6%
第二体育館	44,562	168,135	123,573	377.3%
フットサルコート	45,829	130,271	84,442	284.3%
室内水泳場	34,742	110,540	75,798	318.2%
合計	746,742	2,275,256	1,528,514	304.7%

※ 上記人数は、総入場者数(設営日及び撤去日のスタッフ等の人数を含む。)である。

※ 国立競技場においては、上記のほか、国立競技場スタジアムツアーを行った。(計98,921人)

所蔵資料の活用については、国立競技場内の秩父宮記念ギャラリーにおいて、2020年東京大会関係資料の特別展を実施し、来館者のニーズに沿った展示活動を行った。また、国内2か所でのアウトリーチ展を行い、当館所蔵資料について発信するとともに、パラリンピック資料の調査研究を行った。また、今後のデジタル展示に向けて、展示状況等のVR映像を制作した。加えて、展示を通じて地域との連携や関係機関とのネットワーク構築を推進した。

国立登山研修所については、高体連と共催した「高等学校登山指導者オンラインセミナー」において、従来の参加者に加え、指導者と生徒が共に学べる機会とし、参加の拡充を図った。

一般登山者向けには、安全な登山の基礎的な知識、技術のより一層の普及・啓発に向けた取組として、「安全登山サテライトセミナー」を開催した。オンラインと対面を組み合わせたハイブリッド開催とし、より多くの一般登山者に安全な登山の情報発信を行った。

登山指導者の育成に当たっては、一般登山者の指導者から山岳遭難救助活動を行う組織の指導的立場にある者を対象としたものまで幅広い研修会を実施した。

国立登山研修所の今後の機能や役割について、有識者15名で構成した機能向上検討委員会を3回開催し、今後の本研修所の機能・役割に関する方向性について整理・検討した。

これまで蓄積してきた知見、ノウハウを基に、登山指導者だけでなく、一般登山者に必要な知識、技術をはじめとした最新の知識、技術等も網羅した新しい登山指導者テキストである「新・高みへのステップ」を作成し、関係団体や機関、講師等に配布するとともに、電子書籍化し、HPに掲載するなど情報発信に務めた。

【総括】

以上のとおり、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、A評価とする。

<課題と対応>

国立競技場及び新秩父宮ラグビー場(仮称)について、スポーツ大会に活用されるとともに、スポーツの多様な価値が発信されるよう、民間事業化を進める。

	<p>3. 国立競技場の大会後の運営管理に関する検討</p> <p>国立競技場の大会後の運営管理に係る民間事業化については、新型コロナウイルス感染症拡大の甚大な影響により、民間事業者を取り巻く経済環境も大きく変化したことから、平成 29 年に整理された「大会後の運営管理に関する基本的な考え方」について、民間事業化の公募スケジュール等の内容を見直さざるを得ない状況が生じ、令和 4 年 12 月 28 日に文部科学省によって改定された。</p> <p>当該改定を踏まえ、専門家の助言を得つつ、令和 4 年 12 月より実施方針（案）を公表した上で民間事業者へのマーケットサウンディング（意向調査）を行い、今後の公募等の準備を着実に進めるとともに、大会後の整備に係る基本設計等を進めた。</p> <p>また、当該検討の過程においては、適時にスポーツ庁への相談・報告を行った。</p> <p>4. 弾力的な施設運営の検討</p> <p>スポーツ機会の十分な提供に資するため、令和 3 年度に続き、フットサルコートにおいて、年末年始も営業した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年末年始営業日：令和 4 年 12 月 29 日～31 日、令和 5 年 1 月 3 日 ・年末年始利用者数：計 2,041 人 <p>また、フットサルコートの保守日における夜間営業を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保守日における夜間営業日数：7 日 ・保守日における夜間営業利用者数：計 981 人 <p>5. 秩父宮記念スポーツ博物館・図書館の資料の価値づけ及び収集方針策定等の検討と所蔵資料等の整理</p> <p>(1) 秩父宮記念スポーツ博物館・図書館については、平成 30 年度に行った今後の在り方の検討結果を踏まえ、以下のとおり取り組んだ。</p> <p>① 所蔵資料の整理と分散保管</p> <p><博物館資料の整理></p> <ul style="list-style-type: none"> ・収蔵状況を調査し、必要に応じて配架位置の是正を行い、資料管理の適正化を図った。また、データ上で収蔵管理が容易にできるよう、新しい収蔵庫での保管場所の情報表示を工夫し、管理しやすい機能を搭載して目録情報の精緻化を進めた。 <p><図書館資料の整理></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ大会を中心としたエフェメラ類（灰色文献やパンフレット、チラシ等）約 700 冊について目録整備を行った。大会関連資料には統一性を持ったスポーツの大会情報を付加し、より明確なデータを提供することで、コレクションが広く活用されるよう努めた。また、エフェメラのほとんどが当館独自のコレクションであり、目録作成が困難であることから、外部有識者の助言を反映した目録作成マニュアルを作成した。 <p><分散保管></p> <ul style="list-style-type: none"> ・博物館資料の約半数を占める国体関係資料は、「資料の価値づけ及び収集方針策定等検討ワーキンググループ最終報告書（2020 年 12 月）」で、「開催都道府県の地域文化に関わる要素が高く、今後の収集について検討する必要がある」とされたことから分散管理対象とし、今年度は 8 県（千葉県 116 件、栃木県 70 件、京都府 53 件、大阪府 33 件、奈良県 71 件、福井県 70 件、宮崎県 122 件、佐賀県 109 件）に資料を寄贈した。 ・図書館資料について、収集の優先度が低い大学紀要・論文類、スポーツ分野以外の図書 338 冊を除籍した。 <p>② 所蔵資料のデジタルアーカイブに向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク構築に向けた取組として、他機関のデジタルアーカイブと連携できるシステム構築を目指して検証を進め、それらと並行して、ジャパンサーチ連携を含め、システム構築完了後のネットワークの推進の方策、スケジュールについて検討するなど基盤づくりを行った。また、「スポーツミュージアムの連携によるスポーツレガシーの継承・啓発プロジェクト」（文化芸術振興費補助金）により、日本国内のスポーツ関連 21 施設を対象に視察調査と意見交換を行い、Web コンテンツ「100 年後に残したいスポーツ遺産」を作成した。 ・博物館資料のうち、立体物 73 件、ポスター類約 8,571 件のデジタル撮影を行った。図書資料についても、貴重度、活用度の高い「アサヒ・スポーツ」、「月刊国立競技場」、「アサヒグラフ」についてデジタル化を進めた。 ・デジタル化した資料の公開方法の検証として、Web 上で企画展示を行う「秩父宮記念スポーツ博物館・図書館 デジタル展示」を制作した。今年度は、企画展示「東京 2020 オリンピック・パラリンピック開催記念 特別企画 スポーツ NIPPON」を公開した。 	<p>また、秩父宮ラグビー場や国立代々木競技場等について、これまで蓄積したノウハウを活用するなどして、多様な人がスポーツの価値を享受できるよう、弾力的な施設運営や情報発信等を行う。</p> <p>スポーツ博物館については、今後も資料収集の適正化を図るとともに、既存資料の分散保管を進める。また、管理と公開方法を考慮した「スポーツ・デジタルアーカイブ」のシステム開発に取り組む。加えて、地域の文化施設等と協働した展示活動を行い、所蔵資料の積極的活用を努める。</p> <p>国立登山研修所については、冬山登山の多様化等を踏まえ、冬山前進基地の有用性や積雪期登山研修会の在り方について引き続き整理する。また、発刊した新しい登山指導者用テキストを基に、安全な登山の情報発信を行う。</p>	
--	---	---	--

③ 所蔵資料の積極的活用

- ・秩父宮記念ギャラリーで令和5年3月12日まで、秩父宮雍仁親王ゆかりの資料とともに2020年東京大会関係資料の特別展示を行った。3月14日からは秩父宮雍仁親山の登山用具をはじめとするゆかりの品に展示替えを行った。令和4年度の入館者は23,411人となった。(開室日数307日。1日当たりの平均入館者数76.3人)
- ・当館所蔵資料の普及、新たな資料の調査研究及び地域や他館とのネットワーク形成を目的に、「秩父宮記念スポーツ博物館アウトリーチ展 TOKYO 1964-2020 ユニフォームでみる東京大会」を千葉県市川市と大分県別府市の2会場で開催した。開催概要は以下のとおり。なお、大分県別府市で開催したアウトリーチ展については、今後のデジタル展示に向けて、展示状況等のVR映像を制作した。

会場①：市川市役所 第1庁舎ファンクションルーム（千葉県市川市）

2022年10月5日（水）～10月28日（金）17日間

展示資料数：26件（うち当館蔵21件）

入場者数：累計931名

会場②：太陽ミュージアム あせびホール（大分県別府市）

2022年11月8日（火）～11月22日（火）11日間

展示資料数：26件（うち当館蔵21件）

入場者数：累計819名

関連イベント：講演会「映像記録から考える TOKYO1964・2020のレガシーをどう活かすか」

講師：師岡文男（上智大学名誉教授）

日時：2022年11月12日（土）

6. 国立登山研修所を活用した安全登山に関する情報発信

(1) 高等学校登山部顧問教員等を対象とした研修会

① オンラインを活用したセミナーの開催

全国高等学校体育連盟（高体連）と共催し、「高等学校登山指導者オンラインセミナー」を開催し、高等学校山岳部を引率するための知識向上に努めた。第2回では従来の参加対象である山岳部顧問だけでなく、ハイキング部や探検部等、登山を含めたアウトドア活動を行うクラブの指導者に加え新たに生徒も参加可とし、指導者と生徒が共に学べる機会として更なる参加促進を図り、より多くの指導者育成を実施した。

<「高等学校登山指導者オンラインセミナー」参加実績と満足度（アンケート）>

開催回	開催日	テーマ	参加者	満足度
第1回（無雪期）	7月22日	・高校生を安全に引率するために ～活動計画の立案やチーム作りについて～	28人	85.0%
第2回（積雪期）	12月26日	・登山計画の立て方とリスクマネジメント	90人 うち、生徒64人	89.4%

② 高等学校登山指導者向けハイブリット形式の研修会の開催

夏山での歩行技術や生活技術、危急時対策を中心に引率者として身に付けておくべき基礎的な知識や技術を習得することで、指導者としての資質向上を図るため、「高等学校等登山指導者夏山研修会」を開催した。参加促進のため、事前に参加しやすい日程を調査し、学校の夏休み期間及び平日に開催し、11人の申込みがあった。また、研修会の参加者に対し、事前に「高等学校登山指導者オンラインセミナー」の受講と、HPに掲載した、高等学校登山指導者向け動画の「基礎編」を視聴するように呼び掛けたことで、実地研修の時間を増やすことができ、研修内容を充実することができた。（7月25日～27日）

(2) 安全登山に関する情報発信

① 一般登山者向けの研修会（サテライトセミナー）の開催

安全な登山の基礎的な知識、技術のより一層の普及・啓発に向けた取組として、「安全登山サテライトセミナー」を開催した。開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点と、より多くの一般登山者に情報を発信するため、対面とオンライン参加を組み合わせたハイブリット開催とし、2会場で約1,000人の参加者を得た。また、令和3年度に発行した指導者テキスト「新・高みへのステップ（1～3部）」を資料として活用し、安全な登山の知識を普及・啓発した。

< 「安全登山サテライトセミナー」の参加実績と満足度（アンケート） >

開催場所	開催日	参加者 (対面)	参加者 (オンライン)	満足度
名古屋	6月19日、20日	75人	349人	88.1%
東京	12月18日、19日	171人	402人	88.1%
合計		246人	751人	88.1%

② 安全登山ハンドブック等の一般登山者向けの資料提供

一般登山者に対し、公益財団法人日本山岳ガイド協会と連携し、「安全登山ハンドブック」を30万部作成した。令和3年度に消防庁や警察庁と連携し、新たな配布先として拡充した山岳救助機関等への周知を引き続き行ったことで配布要望部数が増え、一般登山者への啓発機会の増大を図った。

③ SNSの活用や登山YouTuberとの連携による情報発信

登山用具販売店の協力の下、山の日を中心にSNSを活用した安全登山情報の集中発信を行い、約32万人に情報発信を行った。また、登山YouTuberと連携し、トレーニング方法、登山計画の立て方や安全な登山に必要な装備等の安全登山に関する動画配信を行うなど、山岳遭難事故の減少に向けて情報発信を行った。

発信方法	発信期間	受信者数、再生回数（R5年3月31日現在）
SNS	8月8日～31日（約3週間）	Facebook、Twitter、Instagram それぞれ15回、合計45回 延べ318,096人
YouTuber	①登山のトレーニング 3月5日発信開始	再生回数 5.7万回
	②登山装備 3月16日発信開始	再生回数 7.3万回

(3) 新たな枠組みによる登山指導者の育成及び今後の在り方の検討

① 新型コロナウイルス感染症対策を講じた新たな枠組みによる研修会

・「安全登山指導者研修会」の開催

登山の基礎的な知識や技能について習得するとともに、登山初心者を含む一般登山者の指導者養成と安全な登山の普及を図るため、主な研修内容を定め「安全登山指導者研修会」を開催した。

東部地区（茨城県）：読図とナビゲーション技術（10月21日～23日）

西部地区（島根県）：読図とナビゲーション技術（11月18日～20日）

・「登山リーダー夏山研修会」の開催

季節に応じた山に必要な高い技術を習得し、チームを率いて登山を実践できる登山指導者を養成するため、「登山リーダー夏山研修会」を開催した。（8月21日～26日）

・「山岳遭難救助研修会」の開催

山岳遭難救助活動を行う組織の指導的立場にある者を対象として、遭難救助に関する知識と技術、救助活動の構成法及びその指導法について研修を行い、現場での即応力及び指導者としての資質の向上を目指すため、「山岳遭難救助研修会」を開催した。（10月3日～7日、10月10日～14日）

・「講師研修会 救助技術」の開催

山岳遭難救助研修会において指導する講師を対象として、研修会を安全にかつ効率的に実施するために必要な指導方法や救助技術の共通認識及び研究協議等を実施し、講師の資質向上を図った。（10月2日、9日）

・「上級登山指導者リスクマネジメント研修会」の開催

高等学校山岳部顧問、山岳会リーダーなど指導的立場にある者を対象とし、登山指導者の資質向上のため、雪崩対策をはじめとした登山のリスクマネジメントやプランニング、アクティブラーニングを活用した指導方法等について講義やグループワーク等とおした研修を開催した。（8月29日、30日）

開催に当たっては新型コロナウイルス感染症対策のガイドラインに基づき、講師、研修生に抗原検査キットを事前に送付し、出発前の検査協力を依頼するなど感染防止対策を徹底した。

事業名	参加者	満足度	備考
安全登山指導者研修会（東部地区）	27人	96.1%	
安全登山指導者研修会（西部地区）	22人	100%	
登山リーダー夏山研修会	22人	100%	
山岳遭難救助研修会（2回開催）	48人	100%	
講師研修会 救助技術（2回開催）	16人	100%	
上級登山指導者リスクマネジメント研修会	11人	100%	
積雪期登山基礎講習会	25人	100%	
登山リーダー冬山研修会	18人	100%	

② 今後の機能や役割の整理

安全登山に関する有識者、山岳関係機関の代表者、地元自治体等 15 名で構成する機能向上検討委員会を 3 回開催し、国立登山研修所が実施すべき業務を整理するとともに、結果を踏まえた見直しの方向性について検討を行った。委員会での検討結果を JSC 内で整理し、今後の 20 年先を見据えたビジョン及び第 5 期中期目標期間における本研修所の機能と役割の方向性を以下のとおり示した。

【今後 20 年を見据えたビジョン】

誰もが安全に登山を楽しめる社会の実現

【第 5 期中期期間における機能強化のポイント】

1. 安全登山に向けた協力連携体制の構築
2. 調査・研究事業の充実化
3. デジタル化の活用促進

また、本検討委員会における検討に先立ち、本研修所の機能強化に向けた検討の一環として、JSC 内に各部横断的プロジェクトチームを立ち上げ、本研修所の利用促進等について、計 7 回の議論を行った。

また、冬山登山の多様化に伴い、積雪期登山における基礎的研修や山岳遭難救助研修の要望が増えていることから、積雪期研修会の在り方及び冬山前進基地の有用性、老朽化対策について検討する「冬山前進基地在り方検討委員会」を令和 3 年に引き続き開催し、温暖化が進んだ環境の変化への対応、基地までのアプローチにおける利便性の向上、管理や保全の効率性の観点から既存施設の利活用や新たな山域への施設移転を含め、冬山登山研修の充実について検討した。

③ 新しい登山指導者テキストの作成

令和 3 年度に引き続き、多様化・高度化する登山ニーズに対応するため、登山指導者用テキスト等編集委員会を開催し、これまで蓄積してきた知見、ノウハウを基に、登山指導者だけでなく、一般登山者に必要な知識、技術をはじめとした最新の知識、技術等も網羅した登山指導者テキスト「新・高みへのステップ」（第 4 部及び第 5 部）を作成し、関係団体、関係機関、講師等に配布した。また、活用しやすいよう電子書籍化して HP に掲載し、情報発信に努めた。

	題名	内容	発行年度
第 1 部	登山の基本的知識	指導者リーダー論、登山計画、医学、運動生理学等	R 3
第 2 部	登山と自然	歴史、動植物、地学、天文学、気象学等	
第 3 部	登山の基本的技術	登山用具と食料計画、歩行技術、生活技術等	
第 4 部	登攀技術	クライミング技術、高所登山、スキー登山技術等	R 4
第 5 部	救助技術 総合	救助の基本問題、捜索技術、搬送技術、応急処置等	

4. その他参考情報

1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調査（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2	国際競技力向上のための研究・支援等に関する事項		
業務に関連する政策・施策	政策目標 11 スポーツの振興	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本スポーツ振興センター法第15条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度	難易度：「高」（「オリンピック・パラリンピックにおいて過去最高の金メダル数を獲得する等」の極めて高い水準への寄与・貢献状況を目標にしていることに加え、優秀な成績を収めるためには、JOC、JPC及び中央競技団体等と連携して取り組む必要があること、諸外国においても競技力強化の取組が進展しており、国際的に激しい競争が行われている状況等に鑑み、難易度を「高」とする。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
									予算額（千円）	7,302,886	8,357,488	9,677,149	10,680,250	10,124,477
									決算額（千円）	6,993,278	7,777,144	7,867,533	11,096,572	11,093,234
									経常費用（千円）	7,568,966	8,026,149	6,930,947	11,436,733	8,356,052
									経常利益（千円）	132,281	102,140	179,229	57,632	94,867
									行政サービス実施コスト（千円）	5,971,985	—	—	—	—
									行政コスト（千円）	—	9,915,093	8,929,310	13,479,067	10,313,966
									従事人員数（人）	92.1	91.4	96.0	102.2	107.2

※主な定量的指標が「トップアスリートの成績及び当該成績への寄与・貢献状況」であり、数値情報による記載が困難であるため、業務実績及び自己評価欄への記載とする。

※予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

※従事人員数について、人事異動等により年間を通じて変動があるため、各月人数の平均（小数点以下第1位まで）を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価		
【第4期中期目標】	【第4期中期計画】	【令和4年度計画】
<p>Ⅲ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2. 国際競技力の向上のための取組</p> <p>「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」（平成27年11月27日閣議決定）や「競技力強化のための今後の支援方針（鈴木プラン）」（平成28年10月3日スポ</p>	<p>Ⅰ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置</p> <p>2. 国際競技力向上のための取組に関する事項</p> <p>JSCは、国立スポーツ科学センターとナショナルトレーニングセンターから構成されるハイパフォーマンススポーツセンターの機能の整備・充実を図るとともに、JOC、JPC及び中央競技団体等と連携し、2020年東京大会だけでなく、その後を見据え、我が国のトップアスリートが国際競技大会等において優れた成績をおさめることができるようオリンピック競技とパラリンピック競技を一体的に捉え、スポーツ医・科学研究、スポーツ医・科学・情報サポート機能及び高度な科学的トレーニング環境の提供などにより、国際競技力の向上を図る。</p> <p>(1) JOC及びJPC等と連携し、各中央競技団体がシニアとジュニア（次世代）のトップアスリートの強化等を4年単位で総合的・計画的に進めることが</p>	<p>Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置</p> <p>2 国際競技力向上のための研究・支援等に関する事項</p> <p>ハイパフォーマンススポーツセンター（以下「HPSC」という。）内において万全な感染症対策を講じ、施設の安全・安心な環境を整えた上で機能の整備・充実を図るとともに、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）、公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）及び中央競技団体（以下「NF」という。）等と連携し、我が国のトップアスリートが国際競技大会等において優れた成績をおさめることができるようオリンピック競技とパラリンピック競技を一体的に捉え、スポーツ医・科学研究、スポーツ医・科学・情報サポート機能及び高度な科学的トレーニング環境の提供などにより、国際競技力の向上に寄与する。</p> <p>(1) JOC及びJPC等と連携し、各NFがシニアとジュニア（次世代）のトップアスリートの強化等を4年単位で総合的・計画的に進めることができるよう、中長期の強化戦略の策定及び改善支援を行う。</p>

<p>ーツ庁長官決定)、「スポーツ基本計画」を踏まえ、我が国の国際競技力向上の中核機関である国立スポーツ科学センターやナショナルトレーニングセンターから構成されるハイパフォーマンススポーツセンターについて、その機能の整備・充実を図りながら JOC、JPC 及び中央競技団体等と連携し、2020 年東京大会だけでなく、その後を見据え、我が国のトップアスリートが国際競技大会等において優れた成績を収めることができるよう国際競技力の向上に取り組む。</p> <p><具体的な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・JOC 及び JPC 等と連携し、各中央競技団体が行う中長期の強化戦略に基づいた自律的かつ効果的な競技力強化を支援するシステムを構築するとともに、そのシステムの不断の改善を図る。これにより、中央競技団体がシニアとジュニア(次世代)のトップアスリートの強化等を4年単位で総合的・計画的に進めることができるよう支援する。 ・JOC、JPC 及び JSP0 等との連携により、地域に存在している将来有望なアスリート(次世代アスリート)の発掘・育成や、当該アスリートを中央競技団体等の本格的な育成・強化コース(パスウェイ)に導くなどオリンピック競技大会(以下「オリンピック」という。)・パラリンピック競技大会(以下「パラリンピック」という。)等で活躍が期待されるアスリートの輩出に向けた戦略的な支援を実施する。 ・ハイパフォーマンスに関する情報収集・分析、競技用具の機能向上のための技術等の開発、アスリートのパフォーマンスデータ等の一元化等を戦略的に行う体制としてハイパフォーマンススポーツセンターの機能を構築し、トップアスリートに対するスポーツ医・科学、技術開発、情報などにより、多面的で高度な支援及びその基盤となる研究の充実を図る。 ・事業の実施に当たっては、外部有識者で構成する評価委員会による 	<p>できるよう、PDCA サイクルの各段階で多面的にコンサルテーションやモニタリング等による支援を行うなどにより課題等を明確にし、関係機関と情報共有を図り、中央競技団体の強化戦略プランの実効化を支援する。</p> <p>(2) JOC、JPC、JSP0 及び中央競技団体等と連携し、オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会等で活躍が期待される将来有望なアスリート(次世代アスリート)の発掘・育成などの戦略的な強化に関する取組への支援を行う。</p> <p>(3) JOC、JPC、各中央競技団体等と連携し、スポーツ医・科学、情報に関する研究成果を活用・応用しつつ、パラリンピック競技や女性アスリートの競技特性や環境等に応じたサポートなど、支援の更なる充実に努める。</p> <p>(4) ハイパフォーマンスに関する情報収集・分析やアスリートの各種データ(メディカル、トレーニング、競技映像、栄養等)を一元的に管理するシステムの構築・活用により、効果的・効率的に強化活動を支援する。</p> <p>(5) オリンピック競技大会やパラリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会において、良好なコンディションで競技を行えるよう、トップアスリートに特有のスポーツ外傷・障害や疾病を中心とした診療・アスレティックリハビリテーション、障害等の予防に関する啓発等を行う。</p> <p>(6) 各地域のスポーツ医・科学センター、大学等との連携を強化し、ハイパフォーマンススポーツセンターの機能を地域に展開するとともに、ハイパフォーマンススポーツセンターにおけるスポーツ医・科学・情報分野の人材育成機能を強化する。</p> <p>(7) 国内外の研究機関等との連携を強化し、国際競技力向上に資するスポーツ医・科学、情報等に関する研究及び競技用具の機能向上のための技術等の開発を行う。 また、国内外の学術誌等への論文の掲載、シンポジウム・セミナー・研修会等での発表などを通して研究成果の普及に努める。</p> <p>(8) 事業の実施に当たっては、外部有識者で構成する評価委員会による業務実績に関する評価を実施するとともに、評価結果や意見等を事業に反映させるなど、効果的・効率的に事業を実施する。</p>	<p>また、進捗状況の確認、情報提供及び協働チームによるコンサルテーションを通じた課題解決支援等を行い、NF の強化戦略プランの実効化を支援する。</p> <p>(2) JOC、JPC、公益財団法人日本スポーツ協会(以下「JSPO」という。)及びNF等と連携し、将来オリンピック・パラリンピック競技大会等で活躍が期待される次世代アスリートの発掘・育成などの戦略的な強化に関する取組への以下の支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有望アスリート海外強化支援 ・次世代ターゲットスポーツの育成支援 ・アスリートパスウェイの戦略的支援 <p>(3) JOC、JPC、各NF等と連携して、協働チームによるコンサルテーション等を通じて課題やニーズを把握し、スポーツ医・科学、情報に関する研究成果を活用・応用しつつ、パラリンピック競技や女性アスリートの競技特性や環境等に応じたサポートなど、スポーツ医・科学、情報の各側面から組織的、総合的、継続的に支援を行う。</p> <p>(4) 国内外のスポーツ政策・施策の最新情報や競技大会結果などのハイパフォーマンスに関する情報を、これまでに構築された国際連携ネットワークも活用しながら調査、収集、蓄積し、分析・評価を行い、各NF等に対して定期的・継続的に提供する。 また、HPSC内で保有するアスリートの各種データ(メディカル、トレーニング、競技映像、栄養等)をシステムで一元的に管理し、有効活用するための分析方法を検討するとともに、トップアスリート及びNFの利用を促進する。</p> <p>(5) 国際競技大会において、アスリートが良好なコンディションで競技を行えるよう、メディカルチェック、トップアスリートに特有のスポーツ外傷・障害や疾病を中心とした診療、HPSCの各種機能(スポーツクリニック、宿泊施設、トレーニング施設、ハイパフォーマンス・ジム、栄養・心理相談等)を最大限に活用したアスレティックリハビリテーション等を行う。 また、JOCの医学サポート部会やJPCの強化委員会、NF等の強化スタッフと連携し、スポーツ外傷・障害の予防及びコンディショニング等の情報を共有し、アスリートにアドバイスを行う。</p> <p>(6) 地域のスポーツ医・科学センターや大学、ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点等の資源を有効活用し、NFのニーズを踏まえてHPSCの機能を地域に展開するとともに、HPSCにおけるスポーツ医・科学分野の人材育成機能を強化する。 また、情報共有システムやデータベースの活用により、HPSCと関係機関との連携を強化する。</p> <p>(7) 2024年パリ大会、2026年ミラノ/コルティナダンペッツォ大会を見据えて、国内外の研究機関等との連携を強化しながら、国際競技力向上に資するハイパフォーマンススポーツ研究(人文・社会科学研究を含む。)を推進するとともに、競技用具の機能を向上させるための研究をNF、大学等と連携し実施する。 なお、研究成果に関しては、支援活動の中で、課題の解決・トレーニングの提案及び効果の検証等に生かすとともに、国内外の学術雑誌への投稿や学会・シンポジウム・研修会等での発表を通して、成果の普及を積極的に推進し、社会への展開を図る。</p> <p>(8) 事業の実施に当たっては、外部有識者で構成する評価委員会による業務実績に関する評価を実施するとともに、評価結果や意見等を事業に反映させるなど、効果的・効率的に事業を実施する。</p>
--	---	---

<p>る外部評価を実施するとともに、評価結果や意見等を各年度の事業に反映させるなど、効果的・効率的に事業を実施する。</p>											
<p>中期目標に定められる 主な評価指標等</p>	<p>法人の業務実績・自己評価</p>		<p>主務大臣による評価</p>								
<p><主な定量的指標> ・オリンピック・パラリンピックにおける我が国のトップアスリート の成績（過去最高の金メダル 数を獲得する等）及び当該成績 への寄与・貢献状況。</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> ・スポーツ基本計画において、JOC 及び JPC の設定したメダル獲得 目標を踏まえつつ、「オリンピック ・パラリンピックにおいて過去 最高の金メダル数を獲得する 等優秀な成績を収めることが できるよう支援する」とされて いることを踏まえ指標として設定 した。 ・評価にあたっては、JOC 及び JPC の設定したメダル獲得目標や金 メダル数のほか、入賞数や優 れた成績を挙げた競技数等を踏 まえ判断する。また、成績への 寄与・貢献の判断にあたっては、 JSC における取組状況やそれ ぞれの取組の外部評価結果等を 踏まえ判断する。 ・オリンピック・パラリンピックが 開催されない年度については、 世界選手権大会等の主要な国際 競技大会における成績等を踏 まえ、次のオリンピック・パラ リンピックでの我が国のトップ アスリートの優秀な成績獲得に 向けた JSC の国際競技力向上 のための取組の進捗状況により 評価を行う。</p>	<p>法人の業務実績等</p> <p><主要な業務実績> ・ハイパフォーマンススポーツ・カンファレンス 2022 の開催 HPSC における研究成果や各種事業内容、国内外の取組を一元的に提供する場を創出し、国際競技力向上に貢献するため、「ハイパフォーマンススポーツ・カンファレンス 2022」をオンデマンド配信で開催し、参加者（視聴者）のアンケートでは、約 97%が「満足」「やや満足」という回答を得ることができた。 テーマ：Research for Evidence-based Support 日 時：令和 4 年 12 月 19 日（月）～令和 5 年 1 月 18 日（水） 場 所：オンライン（オンデマンド） 登録数：917 人 その他：カンファレンス全体に係るスポンサー等協賛メニューの工夫・充実を図り、運営費のより一層の削減に努めた。また、オンライン（オンデマンド）配信の運営業務を外部委託するなど、運営業務の専門化及び効率化を図るとともに、Facebook や Twitter といった SNS 等を活用して広報活動に努めた。</p> <p>1. 強化戦略プランの実効化支援 中央競技団体（NF）の国際競技力強化を実現するためには、4 年／8 年先の中長期的な強化戦略プランの策定（Plan）、プランに基づく育成・強化活動の実施（Do）、定期的なモニタリング・検証・評価（Check）、改善（Act）といった PDCA サイクルを確立することが重要であり、協働チームとして JOC や JPC と連携をしながら NF の強化戦略プランの実効化を支援することで、我が国の国際競技力向上に取り組んだ。 令和 4 年度は、冬季競技において 2018 年平昌大会以降に取り組んできた強化戦略プランの計画策定及びその実行状況を中長期的に検証した。メダル獲得を達成した冬季 NF の多くは、強化戦略プランの実効性（実行性及び計画性の評価結果）が高い傾向を示した。協働チームとして取り組んできた強化戦略プランの実効化支援の活動が 2022 年北京大会でのメダル獲得に貢献したことを本評価結果の検証を通じて確認することができた。</p> <p>(1) 強化戦略プランの質的向上 強化戦略プランの計画性に関する評価を行い、目標（B 評価以上の NF が 80%以上）を達成することができた。</p> <table border="1" data-bbox="539 1043 1317 1107"> <thead> <tr> <th></th> <th>直近大会</th> <th>2 大会先</th> <th>総計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B 評価以上の割合</td> <td>100.0% (73/73)</td> <td>100.0% (73/73)</td> <td>100.0% (146/146)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※強化戦略プランの計画性評価（A から D の 4 段階に分類）において、B 評価（目標、資源及び戦略に関し、具体性や関連性、実行性等の評価が上位 2 番目）以上の団体が 80%以上になることを目指している。 ※外部評価委員会で承認された夏季及び冬季 NF（オリパラ）の評価結果が対象。</p> <p>冬季競技における 2026 年ミラノ/コルティナダネズ大会及び 2030 年大会を見据えた計画の策定に向けて、強化戦略プランの目的や活用方法、協働チームの活動を説明する機会として「強化戦略プラン説明会」を開催した。加えて、強化戦略プラン策定における重要事項の理解促進を図るため、「強化戦略プランワークショップ」を開催した。両イベントには全ての冬季 NF の強化戦略プラン策定者や事務局スタッフが参加し、各回 65 名と 46 名の参加数であった。</p> <p>(2) 協働チームによるコンサルテーションの実施 NF の強化戦略プランに基づく育成・強化における検証段階での支援として、NF の強化責任者と協働チームによる会議（協働コンサルテーション）を計画どおり実施した。 なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議の実施方法は対面又はオンラインを NF が選択できるよう配慮した。</p>		直近大会	2 大会先	総計	B 評価以上の割合	100.0% (73/73)	100.0% (73/73)	100.0% (146/146)	<p>自己評価</p> <p><評定と根拠> 評定：A</p> <p><【中期目標に定められる指標に対する成果】> 次世代トップアスリートの戦略的な支援・強化への支援のうち、有望アスリート海外強化支援の TA から、各競技で行われた世界選手権において 2 個の金メダルを含むメダルを 4 種目で獲得した。 また、次世代ターゲットスポーツの育成支援事業から、10 競技・種別において世界選手権等での優勝者 3 人を含む 29 人のメダルポテンシャルアスリートを輩出した。 さらに、J-STAR プロジェクトの修了者が 2022 年のボッチャ世界選手権において金メダルを獲得した。</p> <p><【評価に資する主な成果】> ○強化戦略プランの実効化支援 本事業における支援活動を通じて、各 NF 内に強化戦略プランに基づくアスリートの育成・強化活動が徐々に浸透してきていると統括団体である JOC、JPC から評価を得た。冬季 NF に対する 2022 年北京大会後のアンケートにおいても、多くの NF 関係者が強化戦略プランを活用した（5 段階評価のうち上位 2 段階）と回答した（オリ 87%、パラ 80%）。</p> <p>○日本版 FTEM によるパスウェイ構築支援 科学的な手法を用いて開発した「日本版 FTEM」、「パスウェイヘルスチェック」を用い、NF のパスウェイ構築の高度化を支援し、FTEM を活用した競技別モデルを新たに 2 競技で構築した。また、日本版 FTEM を商標登録することで、我が国のアスリート育成パスウェイ構築における共通言語として確立できた。</p> <p>○2020 年北京大会、2022 年北京大会における成果を踏まえ、強化現場の課題を確認し、種目に特化した競技研究や競技用具等の機能を向上させる研究、それら研究成果を生かした支援や複数のサポーター分野が連携して支援を行う JISS の強みを生かした支援の継続により、アスリートの競技力向上に貢献した。</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p>
	直近大会	2 大会先	総計								
B 評価以上の割合	100.0% (73/73)	100.0% (73/73)	100.0% (146/146)								

	冬季競技	夏季競技
会議実施率	100% (21/21 団体)	100% (75/75 団体)

※冬季競技は2022年4月から5月、夏季競技は2022年12月から2023年2月まで開催

冬季競技においては、2022年北京大会の結果を踏まえ2018年平昌大会以降4年間の取組を振り返るとともに、2026年ミラノ/コルティナダンペッツォ大会及び2030年大会に向けた方針について確認を行った。夏季競技における協働コンサルテーションにおいては、例年どおり単年度の振り返りを行った。本取組を通じて行う実行性評価の結果の一部は、国が定める夏季の重点競技種目選定での活用がなされた。

(3) 強化戦略プランの改訂

NFが策定した強化戦略プランに基づく年間強化活動に対する自己検証と協働コンサルテーションを通じた客観的な検証結果を踏まえ、強化戦略プランの改訂及び提出がなされた。本事業に配置した各競技種目担当者は、NFのニーズや要望に合わせて個別に強化戦略プランの策定支援を実施した。

	冬季競技	夏季競技
戦略プラン提出率	100% (21/21 団体)	100% (75/75 団体)

※冬季競技は2022年6月、夏季競技は2023年3月に提出

(4) その他年度計画に基づく活動

① 強化戦略プランに係る外部評価委員会の開催（令和4年7月5日）

第2期の2年目となる本委員会では、ハイパフォーマンススポーツやプロジェクトマネジメント等に関し高度な知見を有する外部評価委員が、協働チームにより行われた強化戦略プランの計画性及び実行性に関する検証結果を踏まえて、各NFの強化戦略プランの評価に関する審議を行った。本取組の結果をスポーツ振興事業部に共有し、競技力向上事業における基盤的強化費の配分に活用した。

② 強化戦略プランにおける課題解決支援及び進捗確認の実施

NFが策定した強化戦略プランの実効化を支援するため、各NF個別の活動状況に関する進捗状況の確認や、課題解決に向けた情報提供及び組織内外の調整を行った（年間を通じて約240競技・種別に対して実施）。

令和4年度は、強化戦略プランの実効性を向上するための取組として、夏季・冬季、オリンピック・パラリンピックの枠組みを越えた共通課題をテーマとしたワークショップを3回開催した。本イベントには強化戦略プラン推進の中心を担うハイパフォーマンスディレクター（HPD）や強化責任者等の関係者が参加し、各NFにおける事例の共有や関係者間の新たなネットワーキングを行う機会となった。

	第1回	第2回	第3回
日付	8月31日	10月7日	11月15日
開催方式	オンライン	対面	オンライン
テーマ	所属先との連携	一貫指導体制の構築	指導者の育成
参加者数	オリ：6団体7名 パラ：7団体8名	オリ：4団体4名 パラ：6団体6名	オリ：10団体11名 パラ：11団体12名

③ 情報一元化の取組

JSCとNFとのコミュニケーションにおける情報の一元化や業務効率化のために構築した、ポータルサイト（通称「コポタル」）の活用を推進した。本システムを介して、夏季NFにおける協働コンサルテーションに関する資料の共有や参加者情報の登録、強化戦略プランの提出に関する手続を行った。また、夏季及び冬季NFに対する告知やアンケート配信等に取り組んだ。

④ 新競技に対する支援活動

2026年ミラノ/コルティナダンペッツォ大会で新競技となる山岳スキー（夏季のスポーツライミングと同一のNF）とのコミュニケーションを開始し、強化戦略プラン（ドラフト版）の作成に向けた個別支援や協働チーム委員との面談等を行った。

○メディカルチェックの制度変更

メディカルチェックは従来JOCが国際競技大会に代表選手を派遣するためのメディカルチェック（派遣前チェック：大会開始の約6か月前から開始され、大会ごとに受診する必要がある）と競技団体が主体となって実施するNF要望メディカルチェックの2種類に分けて実施していたが、アスリートやNFの自主的な健康管理を促すことを目的として、令和4年度より派遣前チェックの制度を変更し、大会閉会式の1年前にJISSスポーツクリニックでメディカルチェックを受けていれば、それを派遣前チェックとして認めることとした。

○HPSCにおける新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症に対する入館時検査やHPSC継続利用者を対象とした定期的な検査体制を、同感染症拡大状況に応じて段階的に緩和したが、明らかクラスタを発生させることなく、円滑な収束傾向をたどることができた。

○外部評価の結果

外部有識者で構成するハイパフォーマンススポーツセンター業績評価委員会において各事業評価（S～Dの5段階）を受け、高い評価を受けた。

総合評価「A」

- ・スポーツ診療事業：「A」
- ・スポーツ医・科学支援事業：「A」
- ・スポーツ医・科学研究事業：「A」
- ・戦略的強化事業：「A」
- ・HPSCにおける横断的活動等「A」

【総括】

以上のとおり、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、A評価とする。

<課題と対応>

2020年東京大会等での支援の成果を踏まえた令和4年度の取組を発展的に強化し、引き続き、2024年パリ大会、2026年ミラノ/コルティナダンペッツォ大会等を見据えた国際競技力向上のための取組を行う必要がある。

2. 次世代トップアスリートの育成・強化支援

(1) 有望アスリート海外強化支援

2024年パリ大会、2026年ミラノ/コルティナダンペッツォ大会でメダルの獲得が期待できるアスリートを対象に、日本では受けられない専門家からの指導、日本にはいないトレーニングパートナーとのトレーニング、日本では揃えることのできない環境（施設）を活用した海外強化活動を支援した。

令和4年度に海外強化活動の支援を受けたターゲットアスリート（TA）のうち5人が、各競技で行われた世界選手権において2個の金メダルを含むメダルを4種目で獲得した。柔道の阿部一二三選手は3度目の優勝、スノーボードアルペンの三木つばき選手は日本人初となる優勝を果たした。さらには、陸上競技のサニブラウン アブデルハキーム選手も日本人で初となる100m決勝に進出（7位入賞）した。

(2) 次世代ターゲットスポーツの育成支援

2024年パリ大会、2026年ミラノ/コルティナダンペッツォ大会に向けてターゲットスポーツとなった15競技種別に対して、育成・強化に関する戦略立案、実施、検証・評価、改善といった一連の強化活動への支援を実施した。

令和4年度に支援したTA224人のうち、10競技・種別において世界選手権等での優勝者3人を含む29人のメダルポテンシャルアスリートを輩出した。トランボリンの森ひかる選手、BMXフリースタイルの中村輪夢選手が世界選手権で金メダル獲得、車いすテニスの小田凱人選手が主要国際大会であるマスターズ優勝やグランドスラム準優勝を果たした。また、パラ水泳の日向楓選手が世界選手権で銀メダルと銅メダルを獲得、由井真緒里選手が銅メダルを獲得した。ほかにもフェンシング女子フルーレ、新体操（団体）、陸上競技（4×400mリレー）、パラトライアスロンといった競技種別で世界選手権での入賞という成績を残した。

(3) アスリートパスウェイの戦略的支援

JOC、JPC、NF、地方公共団体等との連携・協働を通じて、将来有望なアスリートとなる可能性を有するタレントを各競技での本格的な育成・強化コース（アスリート育成パスウェイ）に導くことができるよう、育成環境を整備し、強固で持続可能な発掘・育成システムを戦略的に開発・支援した。

J-STARプロジェクト^{*1}では新たに5期計93人（オリンピック競技43人、パラリンピック競技50人）がプログラムを修了した。これまでにJ-STARプロジェクトを通じてNFの育成・強化コースに累計230人（オリンピック競技136人、パラリンピック競技94人）を輩出している。また、修了生の活躍も徐々に増加しており、オリンピック競技では自転車のジュニア世界選手権で銀メダル獲得、パラリンピック競技ではボッチャ世界選手権で金メダルを獲得した。今後、より効率的にタレントを発掘・育成していくために、タレントと地域、NFの連携を促進するプラットフォームとして新たにアスリートパスウェイシステム（APS）を整備した。

地域タレント発掘事業のネットワーク（WPN: World-class Pathway Network）加入地域が43地域から46地域に増加したことにより、タレントプールに課題を持つNFを支援するためのアスリート育成パスウェイの基盤が拡充された。

日本版FTEM^{*2}、パスウェイヘルスチェック^{*3}を用いてNFのパスウェイ構築を支援するため、FTEMを活用した競技別パスウェイモデル構築研修会を開催し、23団体75名が参加した。今後のさらなる支援拡充のために、本研修会の内容をガイドブックにまとめ、配布準備を整えた。また、本研修会を通して新たに2競技種別のアスリート向けパスウェイマップ^{*4}が完成した。また、日本版FTEMについては2022年度に商標登録を完了し、我が国のアスリート育成パスウェイ構築において共通言語となる指標を確立することができた。

※1 J-STARプロジェクト：平成29年度から開始したオリパラ一体の全国規模のタレント発掘事業

※2 FTEM：Gulbinら（2013）によって根拠に基づき作成されたスポーツとアスリート育成の最適化のための枠組み

※3 パスウェイヘルスチェック：平成30年度に開発したアスリート育成パスウェイの現状を簡便に把握するセルフチェックツール

※4 パスウェイマップ：パスウェイモデル完成後、広報物としてデザイン化したもの（アスリート向け及びコーチ・関係者向け）

3. 医・科学、情報支援

NFのニーズを踏まえ、トレーニングの効果を検証し課題を明らかにするフィットネスチェック、個人やチームを対象とした栄養・心理・トレーニング、映像・IT分野の講習会及び相談を継続して実施するとともに、新たに2024年パリ大会、2026年ミラノ/コルティナダンペッツォ大会で十分なパフォーマンスが発揮できるよう、競技力向上のための分野横断的・継続的なサポートをJISSの人的・物的資源を集中して行う体制を構築し、総合型サポートとして実施を開始した。

また、今後のハイパフォーマンススポーツにおける映像・IT技術を活用したサポートの促進と人材育成を目的とし、NFのコーチやスタッフを対象として、これまで JISS が蓄積してきた映像・IT技術を利用したサポートの知見を共有するワークショップ (Dits) を開催した。

HPSC で実施する研究や選手支援について小中学生向けに紹介する Web コンテンツ「アスリートを支える科学」の中で 2020 年東京大会における選手サポートについて紹介した。

(1) フィットネスチェック実施者数

	R 3	R 4
実施者数 (人)	364	522

※フィットネスサポートにおける体力測定実施者と合計すると 604 人 (令和 3 年度は 440 人) の実施となる。

(2) 医科学サポート競技種別数

	R 3	R 4
競技種別数	56 (15)	65 (20)

※ () はパラリンピック競技のサポート数で内数。

(3) 講習会実施回数

区分	R 3	R 4
トレーニング指導 (回)	1	14
栄養サポート (回)	3	36
心理サポート (回)	6	13
情報サポート (回)	16	37

(4) 受託事業の実施

スポーツ庁から以下の事業を受託し、医・科学、情報面からの支援を通じて政策実現に貢献した。

① ハイパフォーマンス・サポート事業

スポーツ医・科学、情報分野の専門スタッフ (コンディショニング、トレーニング、栄養、心理、映像、バイオメカニクス、生理・生化学) を配置し、スポーツ庁が選定するターゲットスポーツ (メダル獲得の可能性が高い競技) の強化活動において、メダルポテンシャルアスリート (MPA) ※に対し、多方面から専門的なサポートを実施した。令和 4 年度は、2024 年パリ大会、2026 年ミラノ/コルティナダネッパツォ大会に向けたサポート体制として、高度な専門スキルをもつ外部のスタッフ (プラクティショナー) を柔軟に配置できる体制を新たに構築した。これにより、競技に特化した専門知識を持つスタッフ、競技横断で専門的な知識を活用するスタッフ、スポーツ医・科学の高度な研究成果に基づく支援を実施するスタッフ等、よりアスリートの要望に応じるサポートが可能となった。

また、これまでの新型コロナウイルス感染症環境下でのサポート活動の知見を生かし、同感染症拡大の状況はありながらも、国内外のサポートを継続して実施した。

2020 年東京大会でのサポートの知見を踏まえ、2024 年パリ大会開催時の現地でのサポート体制を構築するため現地調査を開始した。

※メダルポテンシャルアスリート (MPA) : 世界選手権大会等で 8 位以上の入賞の実績を有するアスリート、ペア又はチーム

② 女性アスリートの育成・支援プロジェクト

<女性アスリート支援プログラム>

持続的な国際競技力向上に寄与することを目指し、女性アスリートが競技力向上を図りながら健康に競技を継続できる支援環境を整備した。主なプログラムは以下 5 件のとおり。

【事業実施体制の整備と知見の還元】

- ・HPSC の持つ資源を最大限に活用するため、部署横断的なステアリングチームと実働するワーキングチームを組織した。
- ・女性アスリートのための栄養・食事ガイドブック、オリンピック・パラリンピック各競技大会に出場した国内外のママアスリート情報等を JSC の HP にて発信した。さらに「事業案内」及び「産後の競技復帰を目指すアスリートへのトレーニングガイドブック」を作成した。
- ・ハイパフォーマンススポーツ・カンファレンス 2022 にて「女性アスリートの育成・強化の段階に応じた女性の健康課題と支援」をテーマとした情報を発信した。

【女性アスリートの健康課題に関する成長期アスリートや指導者等の理解促進】

- ・月経に関する内容を中心として、二次性徴から妊娠・出産に至るまで女性アスリートが抱える健康課題を包括的に集約し、成長期から将来の人生設計を考えるきっかけになる成長期向け教育プログラム(e-learning)を開発した。
- ・e-learningによる婦人科講習会をアスリート育成パスウェイの各段階に応じて実施した。対象はJOCエリートアカデミー、NF1団体、地域タレント発掘事業2団体、計4団体であった。また、対面での婦人科講習会を3団体に実施した。

【産後の競技復帰を目指すアスリートへのトータルサポートの実施】

- ・妊娠期産後サポート対象者5名に対し、婦人科医、内科医、整形外科医による診察や理学療法士による機能評価、トレーニング、栄養、心理サポートを延べ133回実施した。
- ・地域を活動拠点としている1名に対し、地域連携ロールモデルプランを延べ6回実施した。
- ・子育てを行いながら競技を継続できる環境整備を目的に、支援対象者9名のうち7名に対して育児サポートを実施、のべ12名、支援申請37回のサポートを実施した。

【ハイパフォーマンススポーツに関わる女性アスリートのための相談体制の構築】

- ・女性アスリートの健康課題の解決を目的として、JISSスポーツクリニック内にメール相談窓口を設置し、担当看護師を中心に医学的な相談3件、NFや地域からの女性支援事業に関する相談7件、計10件の相談に対応した。
- ・Athletes Port+LiLi(女性アスリートサポートシステム)の利用者拡大に向けて、コンディショニングアプリに関するアンケート調査を実施した。選手323名、指導者31名より回答があり、選手だけでなくコーチやNFへの働きかけが有効であることが分かった。

【オンライン・プラットフォームによる女性アスリート支援に関する情報発信の検討】

- ・既存リソースの調査から、女性アスリートに関連する項目一覧、JSCが保有するウェブページ内で対応するサイト、Q&Aが整理された。
- ・オンライン・プラットフォームの機能や仕様を検討し、仕様書が作成され、来年度稼働予定のチャットボット調査と実装に取り組んだ。

4. スポーツ・インテリジェンス及びアスリート・データの活用

(1) スポーツ・インテリジェンス

諸外国のメダル獲得戦略、選手強化方法等のハイパフォーマンスに関する情報、数理統計解析のノウハウ等を用いた分析・評価の提供や外国の関係機関等との連携の支援等、NFの強化戦略プランの作成・実行やスポーツ庁、JSC内の他の事業に寄与する情報、機会の提供を71件行った。

(2) アスリート・データ

各システムを一元管理する環境を利用し、アスリート、コーチ等の利用者が必要とする各種データの迅速な提供を可能とするアスリート・データ活用システム(Athletes Port)を活用した結果、データ活用人数(カード配布数)が約400人増加し、3,322人(枚)(令和3年度:2,942人(枚))となった。

なお、2024年パリ大会及び2026年ミラノ/コルティナダンペッツォ大会に向けて、以下のとおり活用された。

- ・LINE版Athletes Portでの入力継続等により、アスリートのコンディショニング等に活用された。
- JISS医師とも検討を重ね、女性特有の症状項目の追加や、HPSC入館前健康チェック等の機能の充実を図った。
- ・HPSC施設でのセキュリティ強化と感染症対策のため、各棟等の入口のチェックインポータル運用を継続し、アスリートカードを活用した本人確認、PCR検査の実施有無の確認等を実施した。
- ・2023冬季ユニバレイクブラシッド大会の日本選手団本部医務室からリモートでHPSCのJISSクリニックにある電子カルテ端末を利用できるようにすることで、帯同ドクターがJISSクリニック内と同等に診察や診療記録を行えることに寄与した。

5. メディカル診療・アスレティックリハビリテーション等の実施

(1) メディカルチェック等の実施状況

新型コロナウイルス感染症対策のため、利用制限を継続しつつ、クリニック診療、コンディショニング課によるサポートを実施した。

区分	R 3	R 4
メディカルチェック (人)	1,453 (21)	1,059 (36)
診療日数 (日)	281	243
診療件数 (延べ件数)	5,898 (378)	5,653 (338)
アスレティックリハビリテーション (件)	3,047 (648)	4,606 (780)
宿泊利用 (件)	822	1,420
ハイパフォーマンス・ジム (HPG) 利用 (件)	975	1,751

※ () 内はパラアスリート受診件数

(2) 外部機関との連携

① 国内外の競技会への派遣・帯同サポート

国内外の競技会にドクター、トレーナー等を派遣し、JOC 及び NF のメディカルスタッフや競技現場と連携を図った。

- ・ U23 アジアカップ 2022 ウズベキスタンへの派遣 (1名)
- ・ 第 21 回バレーボール女子 U20 アジア選手権への派遣 (1名)
- ・ 2022 年シニア世界レスリング選手権事前合宿及び本大会への派遣 (1名)
- ・ 2023 冬季ユニバレイクブラシッド大会への派遣 (2名)
- ・ SOLDIER HOLLOW 2023 FIS PARA NORDIC WORLD CUP への派遣 (1名)

② 国際メディカルスタッフ会議への参加

国際会議にメディカルスタッフが参加することにより、各国のメディカルスタッフとの連携を図った。(延べ3名)

- ・ International conference : Physical Dimension : Evaluation and Monitoring (1回)、
- ・ IOC Advanced Team Physician Course への参加 (1回)
- ・ ウェイトリフティング・アジアジュニアユース選手権大会の医事委員活動 (1回)

③ 国内メディカルスタッフ会議等への参加

国内の会議、学会、セミナーに参加することにより、情報収集、知見の展開 (セミナーの講師等) を図った。

国内会議・学会等への参加: 延べ5回

- ・ 第 33 回日本臨床スポーツ医学会学術集会 (18 演題発表)
- ・ 第 14 回日本関節鏡・膝・スポーツ整形外科学会および第 48 回日本整形外科スポーツ医学会学術集会
- ・ 第 95 回日本スポーツ整形外科学会学術集会
- ・ セミナー「学校でのスポーツ事故を防ぐために」(JSC 主催: パネリストとして参加)
- ・ 生涯スポーツ・体力づくり全国会議 2023

(3) コンディショニングに関する事業

① TCSP (Total Conditioning Support Program)

サポート対象者は 31 人 (男性 13 人、女性 18 人) であり、対象者について毎週症例検討会を実施し、進捗と課題を共有して各分野でのサポートに生かした。

※TCSP (Total Conditioning Support Program): 外傷・障害によって負傷したアスリートがリハビリテーションを経てトレーニング環境や競技現場に復帰する過程において、複数分野 (リハビリ、栄養、心理、HPG、トレーニング体育館) から総合的なスポーツ医・科学支援を実施することで、復帰までの期間短縮のみでなく、復帰後の競技力を受傷前以上のレベルに向上させること。

② CCSP (Combined Conditioning Support Program)

サポート対象者は 323 人 (男性 134 人、女性 189 人) であり、令和 4 年度は各コンディショニングサポートの具体的な課題抽出を目的として事業を展開した。

※CCSP (Combined Conditioning Support Program): 従来 JISS で行っていた各分野によるサポートにおいても、積極的に複合的な連携サポートとして実施していくことで一層のサポート効果を引き出すことを目的としている。

③ コンディショニングスペースの運営

コンディショニングに関する知見の集約、情報収集、相談、実践のための共有スペースとして、JISS 2 階のコンディショニングスペースを運営した。

(4) 感染症対策の取組（横断的事業）

施設の運用に係る具体的な方策を検討する「ナショナルトレーニングセンター運営協議会」を随時開催し、関係者（JSC、JOC、JPC、スポーツ庁）間で、新型コロナウイルス感染症拡大防止に必要な対応について協議、決定を行った。

また、令和2年度に引き続き、「感染症対策プロジェクト及びワーキングチーム」が中心となり、スポーツ庁、JOC、JPCと連携しながら以下の活動を行った。

① 施設管理者、施設利用者のためのガイドラインの改正

施設管理者、施設利用者が遵守する事項等を定めたガイドライン『HPSCにおける新型コロナウイルス感染症に関する感染防止策』を改正した。

② 『HPSC 利用時検査』体制の継続と更新

施設利用者、施設関係者等に対し、施設利用前及び定期的に新型コロナウイルス感染症に感染していないかの確認のための検査を実施し、陰性であることを確認した上で施設を利用するための『HPSC 利用時検査』体制を継続した。その結果、施設内での大規模なクラスターを発生させることなく、選手が安心して大会に参加し、パフォーマンスの発揮に貢献できた。（検査件数：47,952件）

また、国内外の感染拡大状況に対応して段階的な検査体制の更新（変更）に取り組んだ。

第1期：令和4年12月20日～令和5年2月26日：HPSC 継続利用者及びアスリートと接触頻度の高い職員の定期検査間隔の延長

第2期：令和5年2月27日～3月31日：HPSC 入館時検査のみとし、継続利用者やアスリートと接触頻度の高い職員の定期検査を廃止。

③ ガイドラインに基づいた以下の取組の継続

- ・各施設入口に体温計測機を設置し、入館者の検温の徹底
- ・体調管理の徹底、確認のための入館申請書の提出を義務付け
- ・HPSC 利用に当たり各 NF 策定のガイドラインを遵守した適切な利用の呼び掛け
- ・専用練習場を始めとした館内各所に、アルコール消毒液、二酸化炭素濃度計測器の設置
- ・日常清掃時の消毒強化を実施
- ・館内各所に飛沫防止の亚克力板の設置

④ ワーキングメンバーによる定期的な施設内巡回の実施

医師を含むワーキングメンバーが定期的に施設内の巡回を行い、感染症対策の取組状況を確認した。

⑤ 体調不良者等搬送用車両の配備

体調不良者、濃厚接触者等を搬送するための飛沫防止対策を施した搬送用車両を配備した。（利用件数：10件）

⑥ 新型コロナウイルス等感染症対策棟の運用

令和3年7月に HPSC 敷地内に「新型コロナウイルス等感染症対策棟」を設置し、発熱者、海外からの帰国者等について通常のスポーツクリニック利用者と動線を分けて診察、一時的な待機場所として活用した。（利用件数：49件（63人））

⑦ 感染者等への助言

選手、職員、委託業者等が感染者、濃厚接触者等に該当した際の待機期間、活動再開時期についてクリニックドクターが助言を行い、感染拡大の防止に努めた。

⑧ 個人の健康管理のための LINE 版 Athletes Port の運用

体調の自己管理のために LINE 版 Athletes Port を開発し、利用を推奨した。

6. ハイパフォーマンススポーツセンターネットワークの構築

地域のスポーツ医・科学センターや大学等（地域機関）の資源を有効活用し、HPSC の機能を地域機関に展開するため、NF のニーズ把握に努めるとともに、地域機関と HPSC との間の連携・協働関係の構築及び HPSC パッケージの推進に資する以下の取組を実施した。

(1) HPSC ネットワークの運営

① 連携機関（アスリート支援）、連携機関（研究）の指定

HPSC ネットワーク連携機関（アスリート支援）^{*1}として、新たに、地域のスポーツ医・科学センターや大学をはじめとした8機関を指定した（令和4年度末で計17機関。）。8機関に対しては、実際にトップアスリートを対象とした支援が円滑に実施できるよう、詳細な測定フローの確認及び課題抽出等のための現地調査を実施した。

また、JSC と連携した高度なスポーツ医・科学、情報等に関する研究の実施に向けて、HPSC ネットワーク連携機関（研究）を1機関指定した。

② HPSC ネットワークの Web の運用
「HPSC ネットワーク」の Web (URL : <https://hpsc-network.jpnsport.go.jp/>、令和 2 年度末に開設) 内で運用しているハイパフォーマンススポーツに関わる研究者やスポーツ医・科学支援を担う人材データベースには、令和 4 年度末時点で 270 人 (前年度比 49 名の増) の情報が登録された。

(2) HPSC パッケージの開発及び展開

- ① HPSC パッケージの開発
HPSC パッケージ^{※2}として、スポーツ栄養分野の講習会に関する 2 種類を新規に決定し、令和 4 年度末時点で合計 11 種類となった。
- ② HPSC パッケージ研修プログラムの実施
パッケージ・コンテンツ提供者 (講習会の講師等) を養成するための研修プログラムを 13 件実施した。延べ 152 人を新規にパッケージ・コンテンツ提供者として登録し、令和 4 年度末時点で延べ 203 人となった。
- ③ パッケージ・コンテンツを用いた支援の実施
JISS フィットネスチェックについては、トップアスリートを対象とした測定を 4 機関で 8 件実施した。また、JISS フィットネスチェック以外の HPSC パッケージについても、実際に NF からの依頼を受けトップアスリートを対象とした講習会を 16 件実施した。

以上の取組により、HPSC が育成及び登録する外部の人材が、地域において、HPSC により提供される医・科学サポート内容 (HPSC パッケージ・コンテンツ) を用いて、トップアスリートを支援する体制の充実が図られた。

- ※1 連携機関 (アスリート支援) : HPSC が認める測定項目について、JSC 又は NF からの依頼に基づき、HPSC が定める基準及び方法により、アスリート等に対して体力測定等を実施できる機関をいう。
- ※2 HPSC パッケージ : HPSC のスポーツ医・科学支援の知見を地域に展開するため、以下の要素で構成される仕組み全体をいう。
- ① HPSC のスポーツ医・科学支援の知見をコンテンツ化したもの (スライド、冊子又はツール等)
 - ② コンテンツを展開するための地域の医・科学支援スタッフ等の養成研修 (内容、方法、修了要件等)
 - ③ 当該研修修了者にコンテンツの利用許諾を与え、HPSC の名簿に登録すること

7. 研究、技術開発

(1) 国際競技力向上に資する研究の推進

昨年に続き、感染症対策を行いつつ研究に取り組み、強化現場への研究成果の応用を行った。本年度、支援事業で指定された 7 つの総合型サポート対象競技のうち 2 競技については、これまでの研究成果を基に支援を実施した。他の総合型サポート対象競技でも同様に研究成果を生かした支援ができるよう、NF と連携して競技研究、基盤研究を計画、本年度より研究を開始した。また、2024 年パリ大会、2026 年ミラノ/コルティナダンペッツォ大会等の国際大会に活用できるよう、風洞設備を用いて高速移動を伴う競技における姿勢及びウェアの生地表面形状による空気力の最適化に関する研究を実施したほか、アスリートの海外遠征時のコンディションについて調査を行った。

なお、学会において、8 件の優秀論文賞等を受賞した。

区分	R 3	R 4
競技研究 (課題)	4	5
特別プロジェクト研究 (課題)	2	0
基盤研究 (課題)	13	16
課題研究 (課題)	9	12

※開発は、令和 4 年度から研究の手法の一つとして位置付けたため、区分から削除した

<外部資金による研究>

区分	R 3	R 4
科学研究費助成事業 (課題)	46	50
民間助成金研究 (課題)	7	4

(2) 学術雑誌等への掲載

国内外の専門誌にJISSの研究・支援活動の内容等を投稿した。組織全体として研究業績の創出促進に取り組んでおり、論文に加え、依頼原稿等にて研究・支援の成果を発信した。令和4年度は、2020大会に向けた7年間の特別プロジェクト研究の取組みが国際誌に掲載されたほか、アスリートウェルビーイングに関する研究が国際誌に採択・掲載されており、複数年計画で取組んでいるプロジェクトの成果が国際的に認められた形となった。また、昨年引き続き、パラアルペン選手を対象とした競技研究の成果が国際誌に採択・掲載され、パラリンピック競技選手を対象に行っている研究成果も発信できた。

区分	R 3	R 4
論文(英文・査読有り)(件)	80	62
論文(和文・査読有り)(件)	23	33
書籍等出版物・依頼原稿	53	86
合計(件)	156	181

ハイパフォーマンススポーツにおける競技力向上への医・科学的貢献を目指す研究雑誌「Journal of High Performance Sport」において、論文15件が採択された。また、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会サポート特集」、「東京2020大会に向けた心理対策 — 「自国開催のプレッシャー」、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた暑熱対策～暑熱対策プロジェクト～」を起点とした研究と支援 — という3つの特集を計画し、それぞれ11件、5件、9件の記事と合わせて、計40件掲載された。これらを通し、ハイパフォーマンススポーツに関する最新の研究成果とその現場での活用について、広く公開された。

	R 3	R 4
掲載論文数(件)	23	40

(3) 国内外の研究機関等との連携強化

① 共同研究

地域有望スポーツ選手が国内トップアスリートに至るまでの身体及び体力に関する縦断的研究、野球における体幹部の主働筋解明、サッカーにおける方向転換能力等について、地域の医科学センター、大学及びNF等と共同研究を実施した。

	R 3	R 4
研究課題数(課題)	5	6

(4) 受託事業の実施

スポーツ庁から「スポーツ支援強化のための基盤整備事業」を受託し、医・科学、情報面からの研究を通じて政策実現に貢献した。

持続可能な競技力強化の支援体制の構築を目的として、海外の事例調査や有識者の知見の収集、技術的なノウハウを有する企業や研究実績を有する大学と連携体制を作り、国際競技大会で使用される競技用具等の機能向上を図るための研究、競技特性に対応した最適なコンディショニングを獲得する手法の研究及び継続的な強化活動を可能とするデジタル技術を活用した支援手法の研究を進めた。

区分	プロジェクト数
競技用具等の研究	5
最適なコンディショニングを獲得する手法の研究	3
デジタル技術を活用した支援手法の研究	2

8. 外部評価

6人の外部有識者(大学教授等)を委員とするハイパフォーマンススポーツセンター業績評価委員会を令和5年4月26日にオンラインで開催し、5月8日まで書面による評価を実施した。評価については、「独立行政法人の評価に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定)の評定区分を参考に、令和4年度の事後評価及び令和5年度の事前評価を受けた。各事業責任者(部長、課長等)が業績評価委員会に参加し委員の意見等を事業に持ち帰るとともに、各委員からの高評価、要望・指摘事項の整理を行い、次のリーダーを担う課長補佐職・先任研究員を含めた報告会を開催して各事業への反映を促進した。

	<p>評価結果：総合評価「A」</p> <p>1. スポーツ診療事業：「A」 2. スポーツ医・科学支援事業：「A」 3. スポーツ医・科学研究事業：「A」 4. 戦略的強化事業：「A」 5. HPSC における横断的活動等「A」</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ感染が収束しない中検査を継続し、選手にとって安全安心な環境を維持したことは極めて評価が高い。 ・スポーツ疫学の普及やトータルコンディショニングサポートプログラムの取組における選手へのフィードバックは効果的である。 ・長年にわたる競技団体への支援により構築された相互理解と、データの蓄積及び研究事業との連携により有益なサポートが展開できていることを高く評価する。 ・現場での活用を意識した研究をし、実際に研究成果を強化現場に応用していることを評価する。事例研究を国内の強化担当者に理解してもらうことは有意義であり、啓発的な記事、著作及び講演が増えていることは好ましい。 ・昨今の日本スポーツ界の競技力向上、国際競技大会での日本選手の活躍は戦略的強化事業の成果であろう。強化戦略プランの実効化支援で競技団体の評価が高いことが秀逸な成果であることを示している。 		
--	---	--	--

4. その他参考情報

1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調査（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3	スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施に関する事項		
業務に関連する政策・施策	政策目標 11 スポーツの振興	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本スポーツ振興センター法第 15 条第 1 項第 2 号～第 5 号
当該項目の重要度、難易度	重要度及び難易度：「高」	（スポーツ振興くじによる助成金については、地域スポーツの振興を図る上で欠かせない財源であり、魅力的な商品開発や効果的な広告宣伝等により、その売上を拡大させることが重要であるため。一方、その売上を拡大させることは、売上額の減少傾向が続いているくじ市場の状況（平成 20 年度売上額約 1.1 兆円をピークに、平成 28 年度売上額約 9,600 億円（15.5%減少））を踏まえると、非常に難易度が高いため。）	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
くじの売上	1,100 億円	1,094 億円	948 億円	938 億円	1,017 億円	1,131 億円	1,114 億円	予算額（千円）	29,946,625	27,806,620	27,110,132	36,341,303	37,354,438
助成事業のスポーツ参画人口	前年度比増加	—	109.6%	102.2%	68.7%	129.9%	156.2%	決算額（千円）	27,940,382	27,823,591	23,756,527	29,825,006	36,991,502
くじ助成交付件数	—	—	1,942 件	1,866 件	1,190 件	1,346 件	1,588 件	経常費用（千円）	112,787,080	117,048,558	105,929,141	116,671,154	122,663,755
くじ助成交付金額	—	—	213.9 億円	257.2 億円	130.9 億円	137.0 億円	127.7 億円	経常利益（千円）	△8,825,641	△13,875,533	2,128,792	5,985,683	1,017,674
								行政サービス実施コスト（千円）	11,626,172	—	—	—	—
								行政コスト（千円）	—	132,114,641	123,093,282	128,316,726	134,765,120
								従事人員数（人）	55.3	55.3	53.6	58.6	69.0

※予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
 ※従事人員数について、人事異動等により年間を通じて変動があるため、各月人数の平均（小数点以下第 1 位まで）を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価		
【第 4 期中期目標】	【第 4 期中期計画】	【令和 4 年度計画】
<p>Ⅲ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>3. スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施</p> <p>スポーツの振興を図るため、スポーツ振興基金やスポーツ振興くじによる助成金（以下、「スポーツ振興助成制度」という。）について、十分な財源の確保に努めるとともに</p>	<p>Ⅰ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置</p> <p>3. スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施に関する事項</p> <p>スポーツ振興基金やスポーツ振興くじによる助成金（以下「スポーツ振興助成制度」という。）は、スポーツの振興を図る上で重要な役割を担っていることから、十分な財源確保に努めるとともに、その財源を効果的に助成していく必要がある。</p> <p>特に、スポーツ振興くじによる助成金については、地域スポーツの振興を図る上で非常に重要な財源であるため、くじ市場が減少傾向にあり、安定的な売上を確保することの難易度が高まってきている状況を踏まえながら、助成財源の確保に努めるとともに</p> <p>また、スポーツ振興くじの助成金の配分に当たっては、地域スポーツの振興</p>	<p>Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置</p> <p>3 スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施に関する事項</p> <p>スポーツ振興基金やスポーツ振興くじによる助成金は、スポーツの振興を図る上で重要な役割を担っていることから、十分な財源確保に努めるとともに、その財源を効果的に助成していく必要がある。</p> <p>スポーツ振興基金による助成については、その安定的な運用を図るとともに、スポーツの振興に関するニーズ等を踏まえ、安定的かつ効果的な助成を行う。</p> <p>スポーツ振興くじについては、売上目標を 1100 億円とし、その具体的な取組内容はスポーツ振興投票等業務に係る令和 4 事業年度事業計画によることとする。</p>

<p>に、その財源を効果的に助成していく必要がある。</p> <p>特に、スポーツ振興くじによる助成金については、地域スポーツの振興を図る上で非常に重要な財源となっていることから、魅力的な商品開発等を行うことにより、売上拡大に努めるとともに、地域スポーツの振興のためにニーズを踏まえた効果的な助成を行う必要がある。</p> <p><具体的な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ振興くじの販売については、魅力的な商品開発や効果的な広告宣伝等を行うことにより、更なる売上拡大に努める。 ・助成メニューの見直しに当たっては、地域スポーツの振興に関するニーズ等を適切に把握した上で行うとともに、助成事業の効果を客観的に評価できる指標・手法による事業効果の測定等により行うこととする。 ・スポーツ振興助成制度については、その制度主旨が国民に理解され、広く社会に浸透するような取組を行う。 	<p>に関するニーズ等を踏まえた効果的な助成や評価結果による助成メニューの見直し等を行うことにより、地域のスポーツ参画人口の増加に努める。</p> <p>(1) スポーツ振興くじの安定的な売上を確保するため、以下の取組を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 特約店やインターネット販売等の各チャネルの特長を活かした販売方法の工夫を行う。 ② 商品の開発に当たっては、魅力的なものとなるよう、十分な市場調査等を行う。 ③ 広告宣伝の効果を継続的に検証し、より効果的・効率的な広告宣伝を実施する。 <p>(2) スポーツ振興くじによる助成金の配分に当たっては、安定的・計画的な助成を行うとともに、より効果的な助成となるよう、次に掲げる取組により、助成メニューの見直しを行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① アンケートやヒアリング等を通じて、地方公共団体、スポーツ団体からの地域スポーツの振興に関するニーズ等の把握に努める。 ② 助成事業を客観的に評価できる指標・手法を設定し、外部有識者で構成されるスポーツ振興事業助成審査委員会の審議結果を踏まえて評価を行う。 <p>(3) スポーツ振興助成制度の主旨が広く社会に普及・啓発されるよう助成団体等の協力を得ながら、CMやウェブサイト等を活用して助成活動を紹介するなどの広報を行う。</p> <p>(4) スポーツ振興投票等業務については、民間の経営手法を活用するなどして、効果的・効率的な運営を行う。</p>	<p>(1) スポーツの振興に役立つよう、次に掲げる取組により、助成メニューの不断の見直しを行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ニーズ等の把握 助成対象団体に対してアンケートやヒアリング等を行い、ニーズ等の把握に努める。 ② 助成事業の評価 助成事業を客観的に評価できる指標・手法を設定し、外部の有識者からなるスポーツ振興事業助成審査委員会の審議を踏まえて評価する。 <p>(2) 助成対象事業の募集に当たっては、募集の周知及び申請期間の確保に努め、ホームページに必要な資料を掲載するとともに、助成対象団体に対する説明会等を実施し、募集する事業の概要や募集に当たっての留意事項等について周知を図る。</p> <p>(3) 助成金の公正な配分のため、助成対象団体からの申請に対し、事業内容や経費等に関する公正な審査を行うとともに、スポーツ振興事業助成審査委員会の審議を踏まえて、助成事業及び配分額を決定する。</p> <p>(4) 助成団体等が助成事業の適正な執行を行えるよう、説明会等を活用し、会計処理に関する知識や不正防止に対する意識の向上を図る。</p> <p>(5) 助成制度の趣旨については、助成団体等に対し、助成金の交付を受けて行われた事業であることの周知等、広報への協力等を求めるなどして、普及・浸透を図る。</p>
<p>中期目標に定められる 主な評価指標等</p> <p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ振興くじの売上を中期目標期間の最終年度において、前中期目標期間の平均と同規模程度の売上を達成する。 ・スポーツ振興くじによる助成により、助成した事業の「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口を前年度比で増加させる。 <p><その他指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・くじ財源(スポーツ振興くじの助成財源・スポーツ振興くじの売上額) ・助成(スポーツ振興くじ助成金交付件数、金額) 	<p>法人の業務実績・自己評価</p> <p>主な業務実績等</p> <p><主要な業務実績></p> <p>1. スポーツ振興くじの安定的な売上げの確保</p> <p>(1) 令和4年度スポーツ振興くじ販売状況</p> <p>令和4年度の売上は約1,114億円となり、目標(1,100億円)に対する達成状況は、101%となった。売上目標達成に向けた具体的な取組は以下のとおり(一部重複あり)。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 1等最高当せん金を引き上げたBIGの販売 キャリーオーバー発生の有無に関わらず、BIGの1等最高当せん金額を7億7千7千円に引き上げた開催回について、年間を通じて21回実施した。 ・売上金額(BIG系商品)：約381億円(計21回販売。通常の開催回に比べ約30億円の増(BIGのみで約15億円の増)。) ② BIG系商品の週2回販売の実施 Jリーグ等の日程に応じて、従来週1回程度の販売サイクルであるBIG系商品の週2回販売を計6週行った。 ・売上金額(BIG系商品)：164億円(計12回(6週)販売。通常の週1回販売に比べ、1週当たり約10億円の増。) ③ 新商品「WINNER」の販売開始 バスケットボールを対象競技に追加し、サッカーと併せて、新商品として、1試合の結果や競技会の優勝チーム等を予想する「WINNER」の販売を開始した。また、国内試合以外に2022サッカーワールドカップカタール大会を対象に販売した。 ・販売開始：令和4年9月 ・売上金額：約47億円(うち、ワールドカップを対象としたWINNERの売上：約35億円) 	<p>自己評価</p> <p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>【中期目標に定められる指標に対する成果】</p> <p>2つの定量的指標のうち、スポーツ振興くじの売上げについては、我が国のくじ市場が依然として厳しい状況であったが、「売上目標達成に向けた具体的な取組」の成果が貢献したこと等により、目標額1,100億円に対し、売上額約1,114億円で101%を達成した。なお、この売上額は過去3番目の年度売上額となる。また、スポーツ振興くじの助成により、助成した事業におけるスポーツ参画人口については、前年度比で156.2%と増加しており、目標を達成した。</p> <p>主務大臣による評価</p> <p>評定</p> <p><評定に至った理由></p>

<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域スポーツの更なる振興を図るため、スポーツ振興くじの売上を拡大させ、スポーツ振興の財源を確保することが必要であることから指標として設定した。なお、各年度の計画値については、年度計画において定めることとする。 ・スポーツ基本計画の目標であるスポーツ参画人口の拡大に資するため、スポーツ振興くじによる助成金を効果的に配分することにより、当該地域のスポーツ参画人口を毎年度増加させていくことが必要であることから指標として設定した。 	<p>④ ワールドカップや海外サッカーを対象としたくじの販売 Jリーグの休止期間中に、2022 サッカーワールドカップカタール大会、イングランドプレミアリーグ、EFL チャンピオンシップ、FA カップ及びドイツブンデスリーガを対象としたくじを販売した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施時期：令和4年11月～令和5年2月 ・売上金額：約264億円（WINNERを除く） <p>⑤ 年末年始販売の実施 令和2年度、令和3年度と同様に年末年始の販売を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施時期：令和4年12月～令和5年1月 ・売上金額：約12億円 <p>(2) 商品に関する調査等 安定的な売上げを継続的に確保するため、市場調査を実施するなどにより顧客のニーズの把握に努めた。</p> <p>(3) 効果的・効率的な広告宣伝 MEGA BIG、WINNERの認知拡大施策を中心とし、対象とする顧客（ターゲット）を主要顧客層である男性30代～40代に絞り込むとともに使用する媒体を厳選するなど効果的・効率的な実施に努めた。また、令和3年度の市場調査結果を踏まえ、引き続き顧客の興味関心が高い「くじ史上最高12億」の訴求に加え、顧客となる可能性がある若年層（男女20代）等をサブターゲットに設定し施策を実施した。</p> <p>① 販売促進のための広告宣伝の実施</p> <p>【MEGA BIG】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビCM、Webを中心に、接触頻度を高めるために定期的に広告を展開する「恒常施策」のほか、短期集中的に広告を展開する「集中施策」を6月、8月、10月、1月、3月に実施した。 ・各集中施策実施の際に、より広く効率的に認知を獲得するため、テレビ、新聞、Webを利用したパブリシティ（メディアへの積極的な情報提供）を実施した。 <p>【WINNER】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・WINNERの早期認知獲得のため、短期集中的に広告を展開する「集中施策」を9月、11月、2月に実施したほか、接触頻度を高めるために定期的に広告を展開する「恒常施策」を実施した。 <p>② 広告宣伝の効果検証 広告宣伝の効果を以下の調査により検証し、検証結果を次回以降の施策実施時のインプットとして活用した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上影響度調査：9回実施（インターネット） ・テレビCM媒体価格調査：5回実施 ・テレビCMの質調査：3回実施 <p>2. 効果的な助成の実施等</p> <p>(1) 助成メニューの見直し 助成対象団体へのヒアリング、募集説明時のアンケート等から、助成事業に対するニーズ等を把握するとともに、令和4年10月26日に開催したスポーツ振興事業助成審査委員会において、助成区分ごとの具体的なかつ定量的な成果指標に基づく事業の評価を実施した。</p> <p>これらを踏まえ、令和5年度助成メニューの見直しを行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① スポーツ施設等整備事業において、スポーツ競技施設の大型表示装置の整備事業を助成対象事業に追加 ② 地域スポーツ活動推進事業において、2020年東京大会のホストタウンに登録されている地方公共団体が行うホストタウン相手国とのスポーツ活動を通じた国際交流事業を助成対象事業に追加 <p>(2) 募集事業の周知 助成対象事業の募集に当たっては、HPに必要な資料を掲載するとともに、都道府県の自治体等に対してメールにより募集開始に係る案内を行ったほか、オンライン説明会（計4回、視聴者数：1,183人）の開催に加え、その動画をWebに掲載（令和4年度動画再生回数：2,416回）することにより、助成対象団体に対し、募集する事業の概要や募集に当たっての留意事項等について説明するなど、広く周知を行うことができた。</p>	<p>【評価に資する主な成果】</p> <p>スポーツ振興くじの安定的な売上確保のため、1等最高当せん金額を引き上げたBIGの販売やBIG系商品の週2回販売の実施、Jリーグ休止期間中の海外サッカーを対象としたくじの販売（年間を通じたくじの販売）を行ったほか、年末年始（年越し）のくじ販売を行い、また、令和4年9月には新商品の販売を開始し、売上げの向上に努めた。</p> <p>また、広告宣伝については、引き続き、対象とする顧客（ターゲット）を絞り込むとともに、使用する媒体を厳選するなど効果的・効率的な実施に努めた。加えて、効果検証のための調査を実施し、次回以降の施策実施に活用することにより、更なる認知獲得・売上拡大等につなげた。</p> <p>スポーツ振興のための助成金については、助成事業の実施に当たり、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行うために直接必要となる経費を助成対象として認めるとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、助成事業を中止する場合には、既に発生した経費や中止に伴い発生した経費を助成対象として支払うなど、助成団体のニーズを踏まえ、個々の助成事業ごとに内容を確認した上で、柔軟に対応した。</p> <p>また、助成メニューの見直しに当たっては、地域スポーツ施設整備助成において、スポーツ競技施設における大型表示装置の整備を助成対象として追加するとともに、地方公共団体スポーツ活動助成においては、2020年東京大会のホストタウンに登録されている地方公共団体が行うホストタウン国際交流を助成対象として追加するなど、助成対象団体のニーズ等を踏まえ、より効果的な助成となるよう取り組んだ。</p> <p>【総括】</p> <p>以上のとおり、我が国のくじ市場が依然として厳しい状況であったが、効果的・効率的な広告宣伝等の実施によって年度目標額を達成し、過去3番目の年度売上額を記録している。また、スポーツ参画人口については、前年度比で156.2%と増加しており、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることからA評価とする。</p>	
---	--	--	--

(3) 助成金の公正な配分

助成対象団体からの申請に対し、事業内容や経費等に関する公正な審査を行うとともに、スポーツ振興事業助成審査委員会の審議を踏まえて、助成事業及び配分額を決定した。

なお、助成事業の実施に当たり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を行うために直接必要となる経費を新たに助成対象（助成事業に係るすべての助成対象経費の合計額に10%を乗じた額までが対象）として申請することを認め、助成金を配分した。

※助成審査委員会の開催（すべて Web 会議形式）

- 第一部会：令和4年3月28日
 令和4年10月17日
- 第二部会：令和4年3月29日
 令和4年10月18日
- 親 会：令和4年4月8日
 令和4年10月26日

(4) 令和4年度助成実績

- ① スポーツ振興くじ助成金
 件数：1,588件
 金額：12,770,312千円
- ② スポーツ振興基金助成金
 件数：734件
 金額：1,586,510千円
- ③ 競技強化支援事業助成金
 件数：13件
 金額：266,781千円

助成事業の実施に当たり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を行うために直接必要となる経費を助成対象として認めるとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、助成事業を中止する場合には、既に発生した経費や中止に伴い発生した経費を助成対象として支払う（23件）など、助成団体のニーズを踏まえ、個々の助成事業ごとに内容を確認した上で、柔軟に対応した。

また、スポーツ振興くじ助成金により、助成した事業におけるスポーツ参画人口は、前年度比で156.2%と増加した。

※令和4年度にスポーツ振興くじ助成により、助成した事業におけるスポーツ参画人口の前年度比
（スポーツ大会の参加者数・運営スタッフ数、スポーツ施設の利用者数等の合計人数）

R 3（前年度）	⇒	R 4（助成年度）
約1,412万人	156.2%	約2,206万人

なお、スポーツ振興基金については、民間出せん金約45.5億円を原資に、国債・地方債等により安定的な運用を図った（運用収入79,128千円）。

(5) 助成事業の適正な執行

助成団体等が助成事業の適正な執行を行えるよう、オンライン説明会（計4回、視聴者数：1,183人）の開催に加え、その動画をWebに掲載（令和4年度動画再生回数：2,416回）することにより、募集内容と併せて会計処理の留意点を説明し、制度の理解促進を図った。

加えて、アスリート助成の対象者として選定された全アスリート（554人）に対しては、制度の趣旨・目的、コンプライアンス及びドーピング防止等に関する研修資料を送付し、内容を理解した旨の報告を求めるとともに、初めて対象者として選定されたアスリート（217人）に対しては、オンライン会議ツールを用いた研修会を実施したことにより、制度の理解促進を図った。

また、助成団体（交付要綱及び調査実施要綱に基づき調査団体を抽出）における会計処理状況の調査を実施し、不適切な会計処理が確認された団体については、適正な執行に向けての改善方策を提出させるなど指導した。

<課題と対応>

スポーツ振興くじについては、市場調査の実施等により顧客のニーズ把握に努めた上で魅力的な商品の開発検討等に取り組んでいくとともに、引き続き販売体制の整備や効果的・効率的な広告宣伝を実施し、売上げの確保を行う。また、令和4年9月末に発売したWINNERについては、十分な認知を獲得するため、既存商品と併せた販売促進等を行うとともに、スポーツ振興くじの対象となる国内リーグの発展にも貢献することとする。

スポーツ振興のための助成については、助成対象団体のニーズ等に柔軟に対応するとともに、助成事業を客観的に評価した結果を踏まえ、翌年度の助成メニューの見直しを行うなど、限られた財源の中でより効果的な助成となるよう努めていく。加えて、「第3期スポーツ基本計画」の内容等も踏まえ、地域スポーツの振興に役立つよう、助成メニューの不断の見直しを行っていく。

	<p>3. 助成制度の趣旨の普及・浸透</p> <p>スポーツ振興投票制度が、我が国のスポーツ振興に重要な役割を果たしていることや寄附的な性格を持つことについて国民の理解を深めるため、各種メディア等を活用して助成活動を紹介した。</p> <p>また、助成団体等に対し、助成金の交付を受けて行われた事業であることの周知等のため、スポーツ振興助成のロゴマーク等を表示したフラッグ・バナーの掲出（大会開催）、標識の設置（施設整備）、HP へのリンクバナーの掲載等とともに広報への協力等を求めた。</p> <p>4. スポーツ振興投票等業務における効果的・効率的な運営</p> <p>コンサルタントと協同し、民間の経営手法を十分活用するほか、くじの販売・払戻システムの安定的な運用、情報セキュリティの確保等に取り組むなど、効果的・効率的な業務運営を行った。</p>		
--	--	--	--

<p>○参考 スポーツ振興投票等業務に係る令和4事業年度事業計画</p> <p><令和4事業年度の運営の基本方針></p> <p>スポーツ振興投票制度は、平成10年に創設され、平成13年からはスポーツ振興くじの全国販売を開始し、売上が低迷した時期がありましたが、近年では安定的に1,000億円程度の売上が確保されています。また、スポーツ振興くじの売上を財源とした助成金についても、グラウンドの芝生化、地域のスポーツ施設の整備、総合型地域スポーツクラブの育成などに活用されており、地域スポーツの振興に欠かせない財源となっています。</p> <p>今後も、お客様に長期にわたってスポーツ振興くじを楽しんでいただくため、魅力的な商品開発や販売方法の工夫等を行ってまいります。我が国のくじ市場が、依然として厳しい状況であることに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大がくじ対象試合の開催にも引き続き影響を及ぼすことが懸念されているなど、安定的な売上に継続的に確保していくことが非常に難しい状況となっています。</p> <p>一方で、スポーツ振興くじによる助成金については、スポーツ基本計画等の政府針に基づき、助成対象団体からのニーズ等を踏まえ、地域スポーツの振興に効果的な助成を行うことにより、地域のスポーツ参画人口を増加させることが求められています。</p> <p>さらには、スポーツ振興投票制度が、国民の理解と協力を得て、国民の間に定着したものとなるよう、その趣旨の普及・浸透を図るとともに、円滑かつ効果的な業務運営が求められています。</p> <p>加えて、令和2年12月には、バスケットボールの対象競技への追加や単一試合投票等の導入を柱としたスポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律が施行されました。このことを受けて、今後、改正された関係法の趣旨を踏まえた商品開発などを行うことにより、引き続きくじの安定的な売上の確保に努めます。</p> <p>このようなことから、これまで以上にスポーツ振興投票等業務が地域スポーツの振興を図る上で重要な役割を果たしていくために、次に掲げる事項を令和4事業年度の基本方針とし、それぞれの業務を積極的かつ効率的に進めていくこととします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 スポーツ振興くじの安定的な売上の確保 2 地域スポーツの振興のための効果的な助成 3 スポーツ振興投票制度の趣旨の普及・浸透 4 スポーツ振興投票等業務の効果的・効率的な運営 <p><基本方針に基づいた具体的な取組></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 スポーツ振興くじの安定的な売上の確保 <ol style="list-style-type: none"> (1) スポーツ振興くじの実施回数等 <p>Jリーグ又は海外サッカーリーグ等の試合を対象とし、指定されたサッカーの各試合の90分間での結果について、購入者が自分で予想するくじ（toto、mini toto、totoGOAL3、totoGOAL2）とコンピュータが選択するくじ（MEGA BIG、BIG、100円BIG、BIG1000、miniBIG）を法令で定める実施回数の範囲内で販売します。</p> <p>また、JSCが指定する特定の開催回・商品において、法令の範囲内で当せん金の最高限度額を引き上げるくじを販売する特別回施策を実施します。</p> 	<p>なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響として、今後もくじ対象試合の延期等により、くじの安定的な開催に影響が生じる場合には、各リーグの開催状況に応じて柔軟な対応を行い、できるだけ多くの販売機会を確保するよう努めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (2) 広告宣伝 <p>テレビCMやWEB広告等を実施し、広告実施後の調査（第三者によるものを含む）などにより、広告・宣伝の効果を継続的に検証した上で、より効果的・効率的な実施に努めます。</p> (3) 販売促進 <ol style="list-style-type: none"> ① スポーツ振興くじ特約店 <p>商品知識が豊富な販売員による案内が可能であること、看板やのぼり、ポスター等の設置により、屋外広告としての機能も有していることから、新規購入者から継続購入者まで幅広いお客様に応じたサービスの提供や情報発信ができる強みを活かすため、販売員への研修によりサービスの向上を図るとともに、店頭での効果的な情報発信に努め、新たな顧客の獲得や既存顧客の定着を図ります。</p> ② コンビニエンスストア <p>全国各地に多数の店舗を構える販売ネットワークを有していることから、日常生活導線上でくじの購入ができることや、くじ購入以外の多様な目的で店頭を訪れるお客様に対してもくじに関する情報接触（広告効果）が期待できるため、コンビニエンスストアにおいて販売・払戻を実施していることについて幅広く情報発信するとともに、店内でのガイドブックの設置など、くじに関する情報提供の充実にも努め、新たな顧客の獲得や既存顧客の定着を図ります。</p> ③ インターネットサイト <p>提供できる情報量の多さや、いつでもどこでも買えるといったインターネットサイトが持つ強みと、近年の売上額に占めるインターネット販売の占有率の上昇も踏まえ、インターネットサイト顧客向けのキャンペーンの実施や、インターネットサイトの操作性や視認性を改善するなど、顧客利便性の更なる向上を進めることにより、新たな顧客の獲得や既存顧客の定着を図ります。</p> (4) 魅力的な商品開発 <p>安定的な売上に継続的に確保するため、より多くのお客様にスポーツ振興くじをお楽しみいただけるよう、市場調査を実施する等により顧客のニーズの把握に努めます。</p> <p>また、令和2年12月に改正された関係法の趣旨を踏まえ、令和4年秋頃を目処に、バスケットボールを対象競技に追加し、サッカーと併せて、単一試合投票等の新しい商品の販売ができるようシステム開発等を行います。</p> (5) スポーツ振興くじの公正性の確保 <ol style="list-style-type: none"> ① 19歳未満者の購入防止対策 <p>ア 対面店舗での販売 <p>定期的な店舗巡回のほか、新規店舗を含む全国の店舗に対して販売員の研修等を実施するとともに、19歳未満購入禁止のマークを、販売店窓口、ポスター、TVCM、マークシート等に表示するなど、適切な対策を講じます。</p> </p>
---	--

<p>イ インターネットでの販売 インターネットにおける購入は会員登録を必須要件とし、会員登録時に年齢確認を行うほか、購入時に本人確認を実施し、19歳に満たない者の購入を防止します。</p> <p>② 指定試合開催機構（Jリーグ及びBリーグ）との協働による取組 Jリーグ及びBリーグと協働し、Jリーグ及びBリーグに登録された選手、監督、審判員等に対して、禁止行為等の理解、インテグリティを脅かすようなリスク等について研修を行い、スポーツ振興投票の公正を害する行為の予防に努めます。</p> <p>③ 海外サッカーリーグ等の試合を対象としたくじの販売 海外サッカーリーグ等の試合を対象としたくじの販売に当たっては、情報配信先の選定など、正しい情報を取得し、試合の指定や試合結果の確認等を適切に行います。</p> <p>2 地域スポーツの振興のための効果的な助成</p> <p>(1) 助成メニューの見直し 令和2年12月の関係法の改正により、収益の用途が拡大されたことも踏まえ、地域スポーツの振興に役立つよう、次に掲げる取組により、助成メニューの不断の見直しを行います。</p> <p>① ニーズ等の把握 助成対象団体に対してアンケートやヒアリングを行い、ニーズ等の把握に努めます。</p> <p>② 助成事業の評価 助成事業を客観的に評価できる指標・手法を設定し、外部の有識者からなるスポーツ振興事業助成審査委員会の審議を踏まえて評価します。</p> <p>(2) 助成金の交付</p> <p>① 助成対象事業の募集 助成対象事業の募集に当たっては、募集の周知及び申請期間の確保に努め、ホームページに必要な資料を掲載するとともに、助成対象団体に対する説明会等を実施し、募集する事業の概要や募集に当たっての留意事項等について周知を図ります。</p> <p>② 助成金の公正な配分 助成対象団体からの申請に対し、事業内容や経費等に関する公正な審査を行うとともに、スポーツ振興事業助成審査委員会の審議を踏まえて、助成事業及び配分額を決定します。 なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を行うための経費を助成対象として配分します。</p>	<p>③ 適正な事業執行に関する啓発 助成団体が助成事業の適正な執行を行えるよう、説明会等を活用し、会計処理に関する知識や不正防止に対する意識の向上を図ります。</p> <p>(3) 継続的・安定的な助成財源の確保 複数年度にわたる事業や大規模な国際大会等に対し、継続的・安定的な支援を行うため、執行状況に応じ、助成財源の一部を積み立てます。</p>
--	---

<p>4. その他参考情報</p>

1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調査（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-4	スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する事項		
業務に関連する政策・施策	政策目標 11 スポーツの振興	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本スポーツ振興センター法第 15 条第 1 項第 6 号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
モニタリング団体数	5 団体	—	5 団体	6 団体	5 団体	7 団体	9 団体	予算額（千円）	62,992	208,996	186,740	154,194	157,797
ウェブサイト登録件数（参考指標）	—	—	—	—	564 団体	921 団体	1,973 団体	決算額（千円）	62,323	112,984	152,341	113,739	128,378
								経常費用（千円）	62,323	111,008	140,633	125,089	136,998
								経常利益（千円）	8,871	32,884	11,702	15,970	25,594
								行政サービス実施コスト（千円）	58,793	—	—	—	—
								行政コスト（千円）	—	111,008	140,633	125,089	136,998
								従事人員数（人）	1.6	5.2	7.4	7.1	7.3

※予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
 ※従事人員数について、人事異動等により年間を通じて変動があるため、各月人数の平均（小数点以下第 1 位まで）を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価		
【第 4 期中期目標】	【第 4 期中期計画】	【令和 4 年度計画】
<p>Ⅲ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>4. スポーツ・インテグリティの保護・強化</p> <p>クリーンでフェアなスポーツの推進によりスポーツの価値の向上を図るため、関係機関と連携し、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律（平成 30 年法律第 58 号）を踏まえたスポーツにおけるドーピング防止活動の推進に関する業務を実施する他、「スポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプラン」（平成 30 年 12 月</p>	<p>Ⅰ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置</p> <p>4. スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する事項</p> <p>スポーツにおけるドーピングの防止活動を行うことによりスポーツ競技大会における公正性の確保に努め、特に 2020 年東京大会に向けて重点的に対応する他、スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する取組を行うことにより、我が国におけるクリーンでフェアなスポーツの推進を図り、スポーツの価値の向上に寄与する。</p> <p>(1) ドーピング禁止物質の不正取引や正当な理由のない禁止物質の保有など、ドーピング検査だけでは捕捉できないアンチ・ドーピング規則違反行為に対処するため、関係機関と連携を図り、インテリジェンス活動（アンチ・ドーピング規則違反行為の特定に関する調査をはじめとする情報の収集、分析及び評価活動。）を実施し、アンチ・ドーピング規則違反の疑いがあるものについては、JADA に情報提供を行う。</p> <p>(2) インテリジェンス活動の一環として、アンチ・ドーピング規則違反行</p>	<p>Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置</p> <p>4 スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する事項</p> <p>スポーツにおけるドーピングの防止活動（以下「ドーピング防止活動」という。）を行うことによりスポーツ競技大会における公正性の確保に努め、スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する取組を行うことにより、我が国におけるクリーンでフェアなスポーツの推進を図り、スポーツの価値の向上に寄与する。</p> <p>(1) ドーピング防止活動については、以下の取組を行う。</p> <p>① ドーピング禁止物質の不正取引や正当な理由のない禁止物質の保有など、ドーピング検査だけでは捕捉できないアンチ・ドーピング規則違反行為を対象としたインテリジェンス活動（アンチ・ドーピング規則違反行為の特定に関する調査をはじめとする情報の収集、分析及び評価活動）を実施し、アンチ・ドーピング規則違反の疑いがあるものについては、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）に情報提供を行う。また、上記の実施を強化するに当たり、JADA と更なる連携を図る。</p> <p>② インテリジェンス活動の一環として、アンチ・ドーピング規則違反行為の目撃者等からの情報提供を受け付ける</p>

<p>20 日スポーツ庁) を踏まえたスポーツ・インテグリティの保護・強化のために必要な業務を実施する。</p> <p><具体的な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・JADA 等の関係機関と連携し、スポーツにおけるドーピングの防止に係るインテリジェンス活動(アンチ・ドーピング規則違反行為の特定に関する調査をはじめとする情報の収集、分析及び評価活動)を実施することを通じて、ドーピング検査だけでは対処しきれないドーピング防止活動を推進する。 ・公正かつ適切に日本アンチ・ドーピング規律パネル(有識者で構成される聴聞会の開催により、アンチ・ドーピング規則違反について、その事実の有無を認定し、措置を決定する機関)の運用を行う。 ・スポーツ・インテグリティに関する国際的な動向及び国内のスポーツ・インテグリティに関する現況等を把握するとともに、このような情報を国内の関係機関及び団体に情報提供すること等を通じて、我が国のスポーツ・インテグリティの保護・強化を図るための体制を構築する。 ・スポーツ団体に対して、ガバナンス等に関する現況を把握するためのモニタリングを継続的に実施し、その結果をスポーツ団体に共有するとともに、現況の変化に応じてスポーツ・インテグリティを脅かすリスクに関する注意喚起を行うこと等により、スポーツ・インテグリティを脅かす不適切な行為を未然に防ぐための活動を行う。 ・スポーツ庁が策定する「スポーツ団体ガバナンスコード」の遵守状況について、スポーツ団体が簡便に自己説明・公表を行うことができるウェブサイト(以下「ウェブサイト」という。)を令和2年度中に整備し、稼働させることにより、スポーツ団体におけるガバナンス確保の取組を支援する。 ・令和元年度中に弁護士、公認会計士等により構成されるスポーツ団体ガバナンス支援委員会の仕組みを創設し、令和2年度から、スポーツ団体に不祥事が生じた際、当該団体からの求めに応じて第三者 	<p>為の目撃者等からの情報提供を受け付けるドーピング通報窓口を運用するとともに、競技者等からの聴取や公開情報の収集等を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (3) インテリジェンス活動の実施に当たっては、競技者、サポートスタッフ(監督・コーチ等)、競技団体職員などのスポーツ関係者の理解と協力が不可欠であるため、JADA や関係団体と連携してスポーツ関係者に対する研修会の開催を通じた広報活動に取り組む。 (4) 我が国のインテリジェンス活動の充実を図るため、国際会議への参加及び海外関係者へのヒアリング等により諸外国のアンチ・ドーピング機関による先進的なインテリジェンス活動の取組に関する情報を収集するとともに、連絡会議等における JADA や関係団体等への情報提供を通じてインテリジェンス活動に対する理解を促進する。 (5) 法律家及び医師等のうちから適切な者を日本アンチ・ドーピング規律パネル(外部有識者で構成され、聴聞会で当事者の主張を聞いた上で、アンチ・ドーピング規則違反についてその事実の有無を認定し、措置を決定する機関(以下「規律パネル」という。))委員として任命する。また、規律パネルが独立し、アンチ・ドーピング規則違反について中立かつ公正に判断が下せるようその運営を補助する体制を維持することにより、同パネルを着実に運用する。 (6) スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する国内外の最新の取組・情勢について、関係会議への参加、関係機関のウェブサイト及び同報告書の閲覧並びに関係者との面談等により情報を収集し、分析した上で、連絡会議等を通じスポーツ庁、スポーツ団体及び関係機関に提供するための体制を構築し、我が国のスポーツ・インテグリティの保護・強化を図ることに寄与する。 (7) スポーツ団体におけるガバナンスの体制及びコンプライアンスに関する現況を把握するためのアンケート調査等を定期的に実施し、その変化を観察・分析するためのモニタリングを実施する。 (8) モニタリングの結果をスポーツ団体に提供するとともに、現況の変化に応じてスポーツ・インテグリティを脅かすリスクに関する注意喚起等を行うことにより、スポーツ団体又はスポーツ関係者によるガバナンス・コンプライアンスの改善に向けた取組を促すことを通じて、スポーツ・インテグリティを脅かす不適切な行為を未然に防ぐための活動を行う。 (9) スポーツ庁が策定する「スポーツ団体ガバナンスコード」の遵守状況について、スポーツ団体が簡便に自己説明・公表を行うことができるウェブサイト(以下「ウェブサイト」という。)を令和2年度中に整備し、稼働させることにより、スポーツ団体におけるガバナンス確保の取組を支援する。 (10) 弁護士・公認会計士等により構成されるスポーツ団体ガバナンス支援委員会について、令和2年度から、スポーツ団体に不祥事が生じた際、当該団体からの求めに応じて第三者調査に関する支援を行う。 (11) スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度について、令和元年度から利用対象者の範囲の拡充や、SNS による相談窓口の導入等を行い、積極的な活用を促進する。 	<p>ドーピング通報窓口を運用するとともに、競技者等からの聴取や公開情報の収集等を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ③ 2020 年東京大会に向けて構築した国内外の関係各機関とのネットワークを活用し、高度化するドーピングに関する情報収集を行うなど、我が国におけるクリーンでフェアなスポーツの更なる推進を図る。 ④ インテリジェンス活動の実施に当たっては、競技者、サポートスタッフ(監督・コーチ等)、スポーツ団体役員などのスポーツ関係者の理解と協力が不可欠であるため、JADA やスポーツ団体と連携してスポーツ関係者を対象に開催される研修会等を通じた広報活動に取り組む。 ⑤ 我が国のインテリジェンス活動の充実を図るため、国際会議への参加及び海外関係者へのヒアリング等により諸外国のアンチ・ドーピング機関による先進的なインテリジェンス活動の取組に関する情報を収集する。また、諸外国のアンチ・ドーピング機関及び国内スポーツ団体とネットワークを構築し、連携を図る。 ⑥ 日本アンチ・ドーピング規律パネル(外部有識者で構成され、聴聞会で当事者の主張を聞いた上で、アンチ・ドーピング規則違反についてその事実の有無を認定し、措置を決定する機関(以下「規律パネル」という。))が独立してアンチ・ドーピング規則違反について中立かつ公正に判断が下せるようその運営を補助する体制を維持するとともに、国際基準に基づき、規律パネルを着実に運用する。 <ol style="list-style-type: none"> (2) スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する国内外の情報収集・活用及びNF のモニタリングについては、以下の取組を行う。 <ol style="list-style-type: none"> ① スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する国内外の最新の取組・状況について、関係会議への参加、関係機関のウェブサイト及び報告書の閲覧並びに関係者との面談等により情報を収集し、分析した上で、スポーツ庁及びスポーツ団体等に提供する。 ② NF におけるガバナンスの体制及びコンプライアンスに関する現況をモニタリングするためのアンケート調査等を定期的に実施し、その変化を観察・分析する。 ③ モニタリングの結果を該当のNF に提供するとともに、現況の変化に応じてスポーツ・インテグリティを脅かすリスクに関する注意喚起等を行うことにより、スポーツ団体又はスポーツ関係者によるガバナンス・コンプライアンスの改善に向けた取組を促すことを通じて、スポーツ・インテグリティを脅かす不適切な行為を未然に防ぐための活動を行う。 (3) スポーツ庁が策定する「スポーツ団体ガバナンスコード」の遵守状況について、スポーツ団体が簡便に自己説明・公表を行うことができるウェブサイト(以下「ウェブサイト」という。)を令和2年度中に稼働させることにより、スポーツ団体におけるガバナンス確保の取組を支援する。 (4) 弁護士、公認会計士等により構成される「スポーツ団体ガバナンス支援委員会」の運用を通じて、NF に不祥事が生じた際、当該団体からの求めに応じ、第三者調査に関する支援を行う。 (5) スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度について、令和元年度に導入したSNS による相談窓口の積極的な活用を促進するとともに、関係団体等への情報提供を通じて暴力・ハラスメント防止啓発を促進する。
---	---	---

<p>調査に関する支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度について、令和元年度から利用対象者の範囲の拡充や、SNS による相談窓口の導入等を行い、積極的な活用を促進する。 			
<p>中期目標に定められる 主な評価指標等</p>	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価	評価
<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・JSC が行うドーピング防止活動の実施状況や取組内容等について、外部評価会議の点検を受け、フェアプレイに徹するアスリートを守り、スポーツ競技大会における公正性を確保するために「効果的」等の高評価を得る。 ・毎年度 5 つのスポーツ団体に対して継続的なモニタリングやその結果の共有等を行い、当該団体のスポーツ・インテグリティの保護・強化に関する理解促進等を図り、スポーツ団体のガバナンス・コンプライアンスに関する取組等を促進する。 ・ウェブサイトやスポーツ団体ガバナンス支援委員会、スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度に関する取組について、利用対象者がいつでも利用可能となるよう安定的に運用する。 <p><参考指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイトへの登録件数 <p><その他指標> なし</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ基本計画に「フェアプレイに徹するアスリートを守り、スポーツ競技大会における公正性を確保するため、また、我が国で開催するラグビーワールドカップ 2019 及び 2020 年東京オリンピック 	<p><主要な業務実績></p> <p>1. ドーピング防止活動</p> <p>(1) アンチ・ドーピングに係るインテリジェンス活動</p> <p>ドーピング検査だけでは捕捉できないアンチ・ドーピング規則違反行為を対象としたインテリジェンス活動（アンチ・ドーピング規則違反行為の特定に関する調査をはじめとする情報の収集、分析及び評価活動）として公開情報の収集等を実施した。</p> <p>加えて、インテリジェンス活動を強化するため、JADA が保有する情報を端緒とした調査を継続して実施し、更なる連携を図った。</p> <p>(2) ドーピング通報窓口の運用</p> <p>通報窓口へ寄せられた情報を端緒とした公開情報の収集、評価活動等を進め、アンチ・ドーピング規則違反の疑いがあるものについては、JADA に対して情報提供等を行った。</p> <p>(3) 国内外の関係各機関とのネットワークを活用しクリーンでフェアなスポーツの更なる推進</p> <p>2020 年東京大会において構築したネットワークが途切れることがないよう、例えばこれまで実施していた JADA とのインテリジェンス検討会議に加えて、スポーツ庁との月例会を令和 4 年度から開始するなど、今後要請を受け得る大規模国際大会での連携を見据えて、日頃から密なコミュニケーションを取るよう努めた。</p> <p>(4) 競技者等への理解促進活動</p> <p>① 研修会等を通じた広報活動</p> <p>アスリート助成選定者研修会等の JSC 主催の説明会や JADA 等関係団体主催の会議等において、選手、サポートスタッフ等のスポーツ関係者に対してドーピング調査の必要性、通報の方法、調査への協力依頼等の情報提供を行った。</p> <p>令和 4 年度においては、新たな試みとして学校安全部と協力関係にある薬剤師会等の医療関係者やスポーツ指導者への周知及びドーピングが疑われる機器を見かける可能性がある JSC 各施設の清掃等委託事業者への周知を実施し、より広範囲のサポートスタッフに理解と協力を求めた。</p> <p>② 広報物を活用した広報活動</p> <p>統括団体や NF に対しては、広報ツールの配布（ガイドブック 3,894 部、ポスター 352 部等）に加えて、ドーピング通報窓口の Web パナーの掲載を促進し、協力団体が増加した（9 団体増）。また、JSC が運用する SNS やイントラネットに関係者に定期的に情報提供するなど、様々な広報活動を通じて認知度や理解度の向上を図った。</p> <p>特に、米国アンチ・ドーピング機構（USADA）と初めて連携し、課題となっていた英語話者及び聴覚障害者への周知も可能な短編動画を作成するなど、これまでに構築したネットワークを活用した取組を行った。</p> <p><ドーピング通報窓口認知度・理解度アンケート結果></p> <p>令和 4 年度：認知度（※）75.0%（令和 3 年度：77.6%）、理解度 77.4%（令和 3 年度：80.9%） 回答者：1,294 人（令和 3 年度：608 人） 対象：JOC/JPC 強化指定選手及びそのサポートスタッフ、NF スタッフ</p> <p>※ 令和 4 年度は、多くの競技にとってシーズンオフとなる時期に実施し、多くの回答が得られるよう、夏季競技と冬季競技で異なる時期にアンケートを実施した。また、スポーツ・インテグリティ・ユニットが運用するマーケティングリストのほか、HPSC が運用する競技団体とのコミュニケーションツールやアスリート向けアプリケーション等、より多くの媒体・機会を通してアンケートの案内をした。その結果、回答者数が令和 3 年度比で 112%増加し、より実態に近いデータを取得することができた。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>【中期目標に定められる指標に対する成果】</p> <p>スポーツにおけるドーピングの防止活動においては、中期計画に基づいた取組を実施し、外部評価会議において、「国際機関等他機関との情報連携を図っている」、「アンケート対象者数の増大等アンチ・ドーピング活動のすそ野の拡大を図っている」、「前回評価の意見に真摯にかつ効果的に取り組んでいる」とし、A 評価を受けた。</p> <p>また、スポーツ・インテグリティの保護・強化に関しては、モニタリングを 9 つの NF に対して実施し、目標（5 団体）の 180% を達成した。いずれのモニタリングにおいても専門家（弁護士、公認会計士）による分析と助言をレポートに記載し、対象の NF に提供した。</p> <p>さらに、一般スポーツ団体のガバナンスコードの自己説明・公表促進を目的とする「スポーツガバナンスウェブサイト」をシステム障害等なく安定的に運用したほか、JSP0 が総合型地域スポーツクラブ認証制度で活用するなど関係団体との連携を進めた結果、登録団体数は、1,973 団体（令和 3 年度比 114% 増加）となった。</p> <p>加えて、スポーツ団体ガバナンス支援委員会及びスポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度に関する取組について、利用対象者がいつでも利用できるよう安定的に運用を行った。</p> <p>【評価に資する主な成果】</p> <p>インテリジェンス活動の一環として運用しているドーピング通報窓口については、新たな周知先や広報ツールを用いて広く理解促進に努めた結果、回答数が大幅に増加した</p>	<p><評定に至った理由></p>

<p>ク・パラリンピック競技大会をはじめとするスポーツ競技大会をドーピングのないクリーンな大会にするために、ドーピング防止活動を質と量の両面から強化する。」とされている。これを踏まえ、JSC が行うドーピング防止活動について効果的・効率的に行う必要があることから、外部評価会議の点検で4段階の評価を受けることとし、最上位の評価を得ることを評価指標として設定した。</p> <p>・スポーツ・インテグリティを脅かす事案の発生を未然に防ぐためには、スポーツ団体の理解、また、それに伴うガバナンス・コンプライアンスの向上に関する取組が必須である。</p> <p>平成28年度のスポーツ庁調査では、JSP0加盟団体及び日本障がい者スポーツ協会加盟団体のうち、コンプライアンス規程を整備していないスポーツ団体が7団体、コンプライアンス窓口（ハラスメントや不正等に関する相談窓口）を設置していない団体が12団体であり、このような団体の理解促進が急務であるため、毎年度平均5団体を指標として設定した。</p> <p>なお、ガバナンス・コンプライアンスの改善内容については、各団体が置かれている状況等が異なり、一律に設定するのは困難であるため、評価に当たっては当該団体の状況等を踏まえながら行うものとする。</p> <p>・ウェブサイトやスポーツ団体ガバナンス支援委員会、スポーツを行う者を暴力等から守るための第三者相談・調査制度に関する取組について、体制を構築するのみならず、利用対象者が常に利用可能な状態を維持していくことが求められるため、取組の安定的な運用を評価指標として設定した。</p>	<p>※ 対象カテゴリーは同じでも実際の回答者（特にアスリート）は毎年入れ替わる。特に令和4年度においては、JOC強化指定選手が令和3年度から40.4%入れ替わっていること、アジア大会の延期により派遣前講習会が開催されなかったこと等による周知機会の減少が影響し、結果が低下したものと考えられる（JPC強化指定選手の入れ替わりは14.9%）。</p> <p>(5) インテリジェンス活動に関する情報収集 インテリジェンス活動情報の充実を図るため、世界アンチ・ドーピング機構（WADA）理事会・常任理事会（令和5年1月より執行委員会と呼称）やWADAの担当部局が主催しIFやアンチ・ドーピング機関等のインテリジェンス担当者が集うSport Human Intelligence Network（SHIN）等に参加し、アンチ・ドーピング活動の最新動向の把握に努めるとともに、関係機関とのネットワーク構築を図った。</p> <p>また、国内においてはJADAとの定期会合であるインテリジェンス検討会議を5回開催し、活動における課題の共有や改善策を検討した。国内スポーツ団体との連携については、NFのアンチ・ドーピング担当者にアンチ・ドーピング活動を行う上での課題等を聞き取るためのヒアリングを行い、必要に応じてJADAにもヒアリング結果を共有し連携を深めた（オリンピック競技3団体、パラリンピック競技3団体）。</p> <p>(6) 日本アンチ・ドーピング規律パネルの運用 令和3年1月に適用された国際基準を遵守し、公正かつ公平で運営上の独立性を有する規律パネルによる聴聞会を開催するため、運営コーディネーターにおいて事務手続を見直し、規律パネル委員向けの研修会に参加するなど着実に運用した（聴聞会の開催：1回）。</p> <p>(7) アンチ・ドーピング活動に係る外部評価会議（令和5年3月30日開催） JSCが実施するアンチ・ドーピング活動（インテリジェンス活動、広報・理解促進活動、アンチ・ドーピング規律パネル）の令和4年度実績について、「国際機関等他機関との情報連携を図っている」、「アンケート対象者数の増大等アンチ・ドーピング活動のすそ野の拡大を図っている」、「前回評価の意見に真摯にかつ効果的に取り組んでいる」とし、4段階評価の最上位であるA評価（効果的である）を受けた。</p> <p>2. スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する情報収集・提供及び中央競技団体のモニタリング</p> <p>(1) スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する情報収集及び提供</p> <p>① 情報収集及び国際会議への参加 スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する最新の取組や情勢に関する情報を公開情報から収集するとともに、以下の国際会議に出席し、情報収集を行った。なお、会議はいずれもオンライン開催であった。収集した情報はスポーツ庁に報告するとともに、研修講師派遣やスポーツ団体との面談等の機会を通じて適宜スポーツ団体への提供に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・International Partnership against Corruption in Sport (IPACS) *タスクフォース2会議（令和4年6月9日） *スポーツ界の腐敗防止に関する国際協力会議 ・IPACS Steering Committee Meeting（令和4年11月8日） ・IPACS タスクフォース3会議（令和5年1月11日） <p>② 研修講師派遣 スポーツ団体等からの依頼に基づき、各団体が主催するインテグリティ研修会等において計5回講師を務め、情報提供を行った（NF等：3回、都道府県体育・スポーツ協会：2回）。</p> <p>また、JSCが運営するJAPAN SPORT NETWORK参加団体への研修会において、スポーツ・インテグリティに関する講義を1回行い地域への情報発信を行った（「JAPAN SPORT NETWORK」については、I-6 5. 参照）。</p> <p>③ スポーツ団体対象研修会の企画・開催 NFへのモニタリング等から得られた知見を踏まえ、スポーツ団体のガバナンス強化、コンプライアンスの推進に資する情報提供の一環として、オンライン研修会を企画・開催した。講師は、スポーツ団体の活動に理解のある公認会計士に依頼し、研修参加者の満足度は85.2%という高い結果となり、参加者の90.6%が「同内容の研修会が再度ある場合、所属団体の関係者に勧めたい」と回答した（研修会の開催数：1回、参加者数：362人、研修内容：コンプライアンス、不正防止体制の構築、適正な予算管理等）。なお、研修の録画映像については、各スポーツ団体の研修等においても活用できるようJSCのYouTubeチャンネルで公開するなど効果的に活用した。</p> <p>また、研修参加者に対してドーピング通報窓口や第三者相談・調査制度等の紹介を行うなど、研修会の機会を活用し、各事業の認知度向上にも努めた。</p>	<p>令和4年度においても、選手及びサポートスタッフによるドーピング通報窓口の認知度及び理解度を高水準に維持した。</p> <p>NFモニタリング等を通して得られた知見を踏まえ、スポーツ団体のガバナンス強化、コンプライアンスの改善、課題解決に資する情報提供として、オンライン研修会を企画・開催し、362人のスポーツ団体関係者が参加し、高い満足度（85.2%）を得ることができた。</p> <p>令和2年度に運用を開始した「スポーツガバナンスウェブサイト」については、システム障害なく安定的に運用を行うとともに、関係団体との連携促進（JSP0による総合型地域スポーツクラブ認証制度での活用等）や登録団体を対象とした研修会を提供するなどの活動を行った結果、登録団体数が令和3年度比114%増加した。</p> <p>「アクションプラン」に基づき令和2年度に設置した「スポーツ団体ガバナンス支援委員会」については、第三者相談・調査制度とともに、研修会の機会等を通して関係者への周知に努めるとともに、利用対象者がいつでも相談可能となるよう安定的に運用を行った。</p> <p>【総括】</p> <p>以上のとおり、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、A評価とする。</p> <p><課題と対応></p> <p>ドーピング防止やスポーツ団体のガバナンス強化等、スポーツ・インテグリティ確保に向けた施策においては、関係団体との連携・協働が求められるため、第3期スポーツ基本計画をはじめとする国の方針に資するよう、関係団体との役割分担を明確にしつつ、連携を強化していく必要がある。</p> <p>また、政策の動向やスポーツ・インテグリティを取り巻く環境の変化を踏まえ、必要に応じて業務の改善を進める必要がある。</p>
--	---	--

④ スポーツ団体への研修講師紹介

令和3年度に開催したオンライン研修の実績も踏まえ、令和4年度には、NF及び都道府県体育・スポーツ協会からの依頼に基づき、各団体を実施するコンプライアンス研修の講師として、弁護士・公認会計士等の紹介を4回実施した。

⑤ スポーツ・インテグリティ解説動画の作成

スポーツ・インテグリティの考え方を簡便に解説するショート動画を作成し、HPで公開した。更に、同動画の詳細解説版も作成した。ショート動画については、スポーツ振興事業部がスポーツ振興くじ・基金助成への申請時に視聴を案内していることもあり、3,000回以上の視聴回数となった。

⑥ 内部研修等への対応

JSC内におけるスポーツ・インテグリティの理解促進を図るため、内部統制研修の一環としてJSC職員を対象とした講義を1回実施した。

(2) ガバナンス・コンプライアンスに関するNFのモニタリングの実施

スポーツ団体のガバナンス・コンプライアンスの状況に関する現況評価を行い、結果のフィードバックを通して各団体のスポーツ・インテグリティの理解向上とガバナンス・コンプライアンスに関する取組の促進を支援することを目的に、9つのNFに対してモニタリングを実施した(モニタリング実績内訳 ガバナンス診断：5団体、コンプライアンス診断：4団体)。

(3) モニタリング結果のフィードバック

ガバナンスに関するモニタリング(ガバナンス診断)は、アンケートを基にNFの理事・監事の理事会運営、利益相反管理、危機管理等に関する認識や理解の状況を可視化したレポートを作成し、フィードバックを行った。また、コンプライアンスに関するモニタリング(コンプライアンス診断)では、NFの競技者、指導者、事務局員へのアンケートを通して、暴力、ハラスメント、ドーピング、事務処理違反等に関する状況や認識を可視化したレポートを作成し、フィードバックを行った。

いずれのモニタリング(診断)においても、専門家(弁護士、公認会計士)による分析結果と助言を記載したフィードバックレポートを対象のNFに提供した。

<モニタリングを受けた各NFからのコメント>

- ・団体運営に関する理事・監事の意識、理解について、客観的なデータを提供いただく機会となりありがたい。
- ・今回の診断結果を受け、理事・監事の意識改革を目的としたタスクフォースを理事会内に設置したい。
- ・過去生じた問題への対処に加え、研修の開催も積極的に行ってきたが、まだ問題があるとする選手・指導者がいることを認識した。次年度も継続して実施したい。
- ・事務局員の意識調査についてはこれまで対応できていなかったため、現状を把握する機会となった。

3. 「スポーツガバナンスウェブサイト」の構築・運用

スポーツ団体が、「スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>」(スポーツ庁策定)に基づく自己説明・公表を促進するため、専用Web(「スポーツガバナンスウェブサイト」)を構築し、令和3年3月1日より運用を開始した。同Webは24時間365日、無料で利用可能とし、登録・公表された情報をWebの訪問者が閲覧・検索可能な仕組みとした。令和4年度もシステム障害等なく、安定的に運用するとともに、サイバーセキュリティ等の強化のため、OS、ソフトウェア等の更新を行った。また、登録団体のコンプライアンス推進を支援することを目的に、登録団体関係者を対象としたコンプライアンス研修をオンライン形式で開催した。

これらの取組に加え、令和4年度から、JSP0との連携により、総合型地域スポーツクラブの認証制度において「スポーツガバナンスウェブサイト」が活用されることとなった(同Webへの登録が必須要件とされた)ため、登録団体数は1,973(令和3年度比114%増加)となった。

4. スポーツ団体ガバナンス支援委員会の運用

不祥事発生等により第三者調査が必要になったNFの求めに応じて助言等の支援を行う「スポーツ団体ガバナンス支援委員会」を着実に運用した。

- ・相談受付実績：1件(うち、助言実施：2回)

	<p>5. スポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査制度の運用</p> <p>(1) 運用実績</p> <p>「スポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査制度」(第三者相談・調査制度)における相談窓口を着実に運用した。</p> <p>多様な相談に的確に対応するため、相談・調査業務を担う特別委員を7人増員した。これにより特別委員の構成は弁護士12人、臨床心理士8人、元アスリート6人(うち、オリンピック3人、パラリンピアン3人)の26人となった(男女比=11:15)。</p> <p>また、これまで対応した相談・調査事案から得られた知見・課題を委員会委員及び特別委員と共有し、意見交換を行う会議を2回開催し、今後のより良い制度運用に向けた体制整備を進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談受付実績:20件(うち、相談・調査実施案件:2件) ・第三者相談・調査委員会開催:2回 <p>(2) 周知活動</p> <p>JSC主催の説明会等(アスリート助成選定者研修会等)において、選手及び関係者に対して第三者相談・調査制度について説明し、相談窓口への登録も促した。</p> <p>また、本制度の広報用に、新たにノベルティを作成し、制度の対象となるアスリートへの配布やHPSC内の各所に配置を行うとともに、全国の強化拠点等に対してポスターの掲示を依頼するなど、制度の周知に努めた。</p> <p><第三者相談・調査制度に関する認知度アンケート結果></p> <p>令和4年度:63.9%(令和3年度:69.6%)</p> <p>回答者:1,294人(令和3年度:608人)</p> <p>対象者:JOC/JPC強化指定選手及びそのサポートスタッフ、NFスタッフ</p> <p>※JSCが相談窓口を運営していることを「知っていた」又は「名前を知っている程度」と回答した者のうち、36.5%がWebを通して、54.7%が研修会を通して情報を得たと回答。</p> <p>※「ドーピング通報窓口認知度・理解度アンケート結果」の説明で記載したとおり、アンケートの実施方法を変更したことにより、回答者数が令和3年度比で112%増加し、より実態に近いデータを取得することができた。</p> <p>6. 関係団体との連携等</p> <p>「スポーツ政策の推進に関する円卓会議」(構成員:スポーツ庁、JSP0、JOC、JPSA及びJSCの長)において、NFに対するモニタリングの実施や「スポーツガバナンスウェブサイト」の運用実績等に関する報告を通じて関係団体との情報共有を図り、スポーツ・インテグリティの保護・強化に向けて、関係団体との連携強化に努めた。</p> <p>また、新たな取組として、「2021Code/教育に関する国際基準の履行に向けた教育推進会議」(構成員:スポーツ庁、JADA、JOC、JPC、JSP0、JSC、一般社団法人大学スポーツ協会、公益財団法人全国高等学校体育連盟、公益財団法人日本中学校体育連盟、研究者・教育専門家)において検討されてきた教育戦略計画の導入に当たり、JSCは実施義務が課された機関ではないもののJADAと連携し、HPSCの職員を対象としたアンチ・ドーピング研修及びアンケートを実施し、オールジャパン体制として支援できる活動を推進した。</p>		
--	---	--	--

4. その他参考情報

1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評定調査（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-5	災害共済給付の実施と学校安全支援の充実に関する事項		
業務に関連する政策・施策	政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 政策目標 11 スポーツの振興	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本スポーツ振興センター法第 15 条第 1 項第 7 号～9 号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
子ども子育て支援新制度開始に伴い加入対象となった教育・保育施設の加入率	最終年度において 65%以上		58.8%	64.0%	67.4%	71.5%	75.0%	予算額（千円）	1,612,813	1,811,562	1,903,142	1,612,607	1,711,207
差戻し件数	平成 29 年度比 10%減		3.9%減	13.5%減	37.9%減	35.5%減	36.0%減	決算額（千円）	1,617,101	1,776,811	1,858,474	1,483,587	1,546,974
資料等の活用状況調査でプラス評価	最終年度において 80%以上		—	—	92.1%	—	92.7%	経常費用（千円）	1,819,274	1,607,476	1,813,886	1,644,322	1,684,243
								経常利益（千円）	13,013	△35,422	44,413	66,239	54,711
								行政サービス実施コスト（千円）	1,321,828	—	—	—	—
								行政コスト（千円）	—	1,623,881	1,840,293	1,644,402	1,684,247
								従事人員数（人）	101.2	95.7	96.4	94.3	95.7

※予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
※従事人員数について、人事異動等により年間を通じて変動があるため、各月人数の平均（小数点以下第 1 位まで）を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

【第 4 期中期目標】	【第 4 期中期計画】	【令和 4 年度計画】
<p>Ⅲ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>5. 災害共済給付の実施と学校安全支援の充実</p> <p>学校の管理下における児童生徒等の災害に対して災害共済給付を行うとともに、給付業務から得られた事例を収集・分析し、学校関係者等に広く提供することで、学校事故防止策の普及や安全教育の充実支援等を行う。</p> <p><具体的な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> 災害共済給付業務においては、引き続き、公正かつ適切な給付事務を着実に実施するとともに、加入の促進、利用者の利便性の向上、 	<p>I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置</p> <p>5. 災害共済給付の実施と学校安全支援の充実に関する事項</p> <p>災害共済給付については、学校の管理下の災害に対し給付を行う公的の制度として、公正かつ適切な給付事務を着実に実施するとともに、利用者への一層の制度周知等を行うことにより、子ども子育て支援のための新施設等に対する加入の促進、利用者の利便性の向上、迅速な給付、業務の効率化等の改善に取り組む。</p> <p>また、学校安全支援については、給付業務から得られた事故情報を学校関係者へ分かりやすく提供を行うとともに、関係団体との新たな連携・協力の下、学校現場における事故防止の取組を支援する。</p> <p>(1) 公正かつ適切な給付事務を着実に実施するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 日々の審査に従事する審査担当職員の専門的知識、能力の向上を図るための研修を充実させる。</p> <p>② 死亡・障害などの重要案件等の審査に当たっては、外部有識者で構成する審査委員会へ付議するとともに、学校設置者の協力の下、担当職員</p>	<p>I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置</p> <p>5 災害共済給付の実施と学校安全支援の充実に関する事項</p> <p>災害共済給付業務の実施においては、公正かつ適切な給付事務を着実に実施するとともに、子ども子育て支援のための新施設等に対する加入の促進、利用者の利便性の向上、迅速な給付、業務の効率化等の改善に取り組む。</p> <p>また、学校現場における事故防止のための取組を効果的に支援するため、災害共済給付業務の実施によって得られた災害事例等を整理・分析し、学校関係者等に分かりやすく提供するとともに、関係団体との新たな連携・協力体制を構築する。</p> <p>なお、実施に当たっては、関係団体及び外部有識者で構成する「学校安全推進会議」及び「学校安全業務運営会議」を開催するなど、学校安全の関係機関等との連携・協力を通じて、意見・要望等を把握することにより、業務を円滑かつ効果的に実施する。</p> <p>(1) 公正かつ適切な給付事務を着実に実施するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 審査担当職員の専門的知識、能力の向上を図るため、給付事例ケーススタディ等の統一的な研修を年 4 回程度実施するとともに、各事務所に配置した研修推進リーダーを中心に専門知識の定着化を図るなど職場研修を計画的に実施する。</p> <p>② 死亡・障害などの重要案件等の審査に当たっては、外部有識者で構成する審査専門委員会に付議するとともに、必要に応じ、学校及び学校設置者の協力の下、担当職員による実地調査を行う。</p>

<p>迅速な給付、業務運営の効率化等の改善に取り組み、社会情勢に対応した給付を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校安全支援業務においては、災害共済給付業務から得られた事故情報を学校における事故防止のための対策に活用できるよう整理・分析した上で、教職員まで行き渡るように工夫するほか、学校安全に関する団体等の新たな連携・協力関係を構築することにより、学校における事故防止の取組を支援する。 	<p>による実地調査を実施する。</p> <p>③ 災害共済給付の決定に対する、学校若しくは保育所等の設置者又は保護者等からの不服審査請求に当たっては、外部有識者を含む不服審査会にて審査を行う。</p> <p>(2) 子ども子育て支援新制度の開始に伴い新たに加入対象となった教育・保育施設に対して、当該教育・保育施設の統括団体や関係省庁・自治体との連携・協力の下、毎年度制度説明チラシ等の配布や説明会の開催等の加入促進の取組を行い、中期目標期間を通じて加入率を増加させる。</p> <p>(3) 記載不備や提出書類の不足など差戻しが多い案件の内容を精査し、対応策を検討した上で、ホームページ、説明会、機関誌等を活用し、毎年度利用者への制度周知等を行い、中期目標期間を通じて差戻し件数を減少させることにより、利用者の利便性を向上させるとともに、業務の効率化を図る。</p> <p>(4) 災害共済給付業務から得られた事故等のデータを整理・分析し、「死亡・障害事例集」等を毎年度作成し、設置者へ送付するとともに、学校現場が活用できるよう分かりやすくまとめた資料を、ホームページや情報誌等で提供する。また、学校現場において事故防止のための対策に活用されることを促進するため、都道府県教育委員会等と連携し、教職員を対象とした研修会・講習会等を通じて周知するとともに、効果的な学校安全資料の活用方法の例示等を行う。</p> <p>(5) 大学等の研究機関等との連携により、災害共済給付から得られた事故等のデータを活用し、重大事故に繋がる要因分析等を行い、その結果を踏まえた事故防止の留意点を検討するため、医学・歯学、教育、学校安全等の外部有識者による「学校災害防止調査研究委員会」の活動を充実する。また、中期目標期間を通じて学校安全に関する団体等との新たな連携・協力関係を構築し、上記の学校安全資料が、学校において効果的に活用できる方法を検討し周知することで、学校現場における事故防止の取組を支援する。</p>	<p>③ 災害共済給付の決定に対する、学校若しくは保育所等の設置者又は保護者等からの不服審査請求に当たっては、外部有識者を含む不服審査会にて審査を行う。</p> <p>(2) 子ども子育て支援新制度の開始に伴い新たに加入対象となった教育・保育施設に対しては、当該教育・保育施設の統括団体や関係省庁との連携・協力の下、契約締結期限の延長により、年度途中の加入が可能となったことを周知する。また、未加入施設数の多い地方公共団体を中心に、加入促進の取組（説明会の開催、制度説明チラシの配布等の協力依頼）を行うことに加え、災害共済給付制度及び加入手続等に関する相談窓口を設置し加入促進を図り、同施設の加入率を65%以上とする。</p> <p>(3) 記載不備や提出書類の不足など差戻しが多い案件を削減するために、給付金請求時の留意点等について、ホームページ、説明会、機関誌等を活用して利用者へより一層の周知等を行う。</p> <p>また、利用者の利便性の向上や業務の効率化等の改善の促進のため、引き続き、公正かつ適切な給付を確保しつつ、学校の負担軽減にもつながる改善策を検討する。これらのことにより、平成29年度の差戻し件数と比較して10%以上削減する。</p> <p>(4) 災害共済給付業務から得られた事故等のデータを整理・分析し、学校現場が活用できるよう分かりやすくまとめた資料を、ホームページや情報誌等で提供するとともに、学校現場における活用を促進するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 災害共済給付業務から得られた災害事例等を整理・分析した上で、「学校の管理下の災害」等を作成し、配布するとともに、「学校事故事例検索データベース」の更新を行う。</p> <p>② 事故等のデータを学校現場における事故防止対策に有効に活用できるよう、会議等により収集・蓄積した学校関係者等のニーズに即した情報を分かりやすくまとめ、ホームページ等で提供する。</p> <p>③ 教育委員会及び関係機関が開催する教職員を対象とした研修会等において、事故防止のための情報について周知するとともに、活用実態を踏まえ、学校安全資料の活用方法の例示等を行う。</p> <p>④ 学校現場に提供している事故防止のための資料等の活用状況を調査し、80%以上から「活用している」などの高評価を得るとともに、個々の資料等の活用の実態を把握した上で、更なる活用促進策を検討する。</p> <p>(5) 大学等の研究機関等との連携により、災害共済給付から得られた事故等のデータを活用し、事故防止の留意点を検討するとともに、学校現場における事故防止の取組を支援するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 重大事故に繋がる要因分析等については、体育活動中の事故などその時々の課題等を踏まえ、「学校災害防止調査研究委員会」において調査・研究課題を選定し、学校現場における事故防止対策に有用な調査・研究を推進する。</p> <p>また、災害共済給付における実地調査等により事故の詳細情報及び事故後の再発防止策等を収集・蓄積し、事故防止対策の調査研究等に活用する。</p> <p>② 学校において学校安全資料が効果的に活用できる方法を検討するため、「学校災害防止調査研究委員会」等の委員の協力を得ながら、大学や教育委員会を含め、学校安全に関する団体等との新たな連携・協力関係を構築する。</p>
---	--	--

<p>中期目標に定められる 主な評価指標等</p> <p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 中期目標期間の最終年度において、子ども子育て支援新制度開始（平成27年度）以後に災害共済給付の加入対象となった教育・保育施設における同制度への加入率を65%以上とする。 中期目標期間の最終年度において、平成29年度の差戻し件数と比較して10%削減する。 中期目標期間の最終年度において、学校現場に提供している事故防止のための資料等の活用状況を調査し、80%以上から「活用している」などの高評価を得る。 <p><その他指標> なし</p>	<p>法人の業務実績・自己評価</p> <p>主な業務実績等</p> <p><主要な業務実績></p> <p>学校の管理下における児童生徒等の災害に対して、災害共済給付を行うとともに、国の学校安全の施策と連携しながら、給付業務から得られる災害事故情報を活用した学校安全支援に関する業務を一体的に行うことにより、学校事故防止のための取組を推進した。</p> <p>災害共済給付業務及び学校安全支援業務の円滑な実施・運営に当たっては、給付業務上の課題解決策、学校関係者等への事故防止情報の提供と活用方策等について、「学校安全推進会議」及び「学校安全業務運営会議」を開催し、全国及び都道府県の医師会、教育委員会、学校長会、PTA連合会等の関係団体と意見交換を行った。</p> <p>1. 公正かつ適切な給付の実施</p> <p>災害共済給付業務においては、保護者の同意を得て、約1,596万人の加入者（児童生徒等の在籍者の95.1%）で、約158万件の給付を行った。</p> <p>・加入状況 <児童生徒等の加入者数></p> <table border="1" data-bbox="510 1362 1458 1469"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>在籍者数（人）</td> <td>17,408,509</td> <td>17,310,990</td> <td>17,169,621</td> <td>16,997,979</td> <td>16,786,326</td> </tr> <tr> <td>加入者数（人）</td> <td>16,603,413</td> <td>16,469,897</td> <td>16,315,166</td> <td>16,151,376</td> <td>15,958,337</td> </tr> <tr> <td>加入率（%）</td> <td>95.4</td> <td>95.1</td> <td>95.0</td> <td>95.0</td> <td>95.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※在籍者数及び加入者数は、令和4年5月1日時点の人数</p>	区分	H30	R1	R2	R3	R4	在籍者数（人）	17,408,509	17,310,990	17,169,621	16,997,979	16,786,326	加入者数（人）	16,603,413	16,469,897	16,315,166	16,151,376	15,958,337	加入率（%）	95.4	95.1	95.0	95.0	95.1	<p>自己評価</p> <p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>【中期目標に定められる指標に対する成果】</p> <p>子ども子育て支援新制度開始に伴い加入対象となった教育・保育施設の加入率については、75.0%であり、目標値（加入率65%以上とする）の115.4%を達成した。</p> <p>また、差戻し件数については、36.0%削減であり、目標値（平成29年度比10%削減）の120%以上を達成した。</p> <p>さらに、資料等の活用状況調査の結果、92.7%のプラス評価を受け、目標値（80%以上から高評価を得る）の115.9%を達成した。</p>	<p>主務大臣による評価</p> <p>評定</p> <p><評定に至った理由></p>
区分	H30	R1	R2	R3	R4																						
在籍者数（人）	17,408,509	17,310,990	17,169,621	16,997,979	16,786,326																						
加入者数（人）	16,603,413	16,469,897	16,315,166	16,151,376	15,958,337																						
加入率（%）	95.4	95.1	95.0	95.0	95.1																						

＜評価の視点＞

・子ども子育て支援新制度開始以後に災害共済給付制度の加入対象となった教育・保育施設の加入率は平成 29 年度では約 50%であり、同年齢幼児等が通う「幼稚園」や「保育所」の加入率である 80%台に近づけることが必要である。これまでの加入率の増加傾向(平成 27 年度加入率 25%、平成 28 年度加入率 42%)を踏まえ、今期においては、65%以上を指標として設定した。

・請求における差戻しは、平成 29 年度では約 10 万件発生しており、このうち、記載不備や提出書類の不足などの差戻しは約 2 万件を占めている。この差戻し約 2 万件について、本目標期間中に半減させ、業務の効率化を推進するとともに利用者の利便性を向上させるため、全差戻し件数の 10%を削減することを指標として設定した。

・第 3 期では、評価指標の設定におけるアンケート調査の数値目標は、『JSC からの情報提供に対する満足度調査(4 段階評価)を行い、80%以上から「有意義であった」などのプラスの評価を得る』ことを目標とし、「大変有意義であった」との回答が約 80%であった。(平成 27 年度 80.98%、平成 28 年度 80.54%)第 4 期では、更に具体的に取組の成果を測る必要があることから、提供した資料等の活用状況(効果的に利用すること)について同水準以上を指標として設定した。

なお、上記の評価指標の各年度の計画値については、年度計画において定めることとする。

・給付状況

＜給付件数及び給付金額＞

区分		H30	R 1	R 2	R 3	R 4
医療費	件数(件)	1,979,619	1,921,650	1,496,813	1,665,064	1,577,142
	金額(千円)	15,431,269	14,787,869	11,612,156	12,903,247	11,946,653
障害見舞金	件数(件)	403	363	393	321	259
	金額(千円)	1,689,760	1,597,000	1,831,760	1,730,393	1,117,940
死亡見舞金	件数(件)	74	56	44	42	41
	金額(千円)	1,811,600	1,335,400	946,300	944,500	1,111,000
合計	件数(件)	1,980,096	1,922,069	1,497,250	1,665,427	1,577,442
	金額(千円)	18,932,629	17,720,269	14,390,216	15,578,140	14,175,593

※端数処理の都合上、合計と各内訳の額は必ずしも一致しない。

(1) 審査担当職員の資質向上

審査担当職員の能力及び専門的知識向上のため、学校安全部研修実施計画に基づき、給付事務総括部署による統一研修及び各支所における個別研修を実施した。実施に当たり、eラーニングやアーカイブ配信を活用することで研修機会の拡大を図った。

統一研修では、審査業務に必要な基礎的知識や法令解釈の理解向上を主な目的とし、関係法令や基準について、実際の事例を用いて研修を行った。(年 4 回実施) また、個別研修では、各支所において、それぞれの体制や課題等に応じた研修を行った(各支所 3 回ずつ、計 18 回実施)。

(2) 重要案件等の審査

① 災害共済給付審査専門委員会

医療費、障害見舞金及び死亡見舞金の支払請求案件のうち、医学的その他専門的見解が必要と認められる案件について、各支所に設置した審査専門委員会(外部有識者 10 人程度で構成)に付議し、適切に審査を行った。

・審議件数: 336 件

② 実地調査

公正かつ適切な審査を実施するため、医療費案件、障害案件及び死亡案件について「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付請求に係る実地調査要綱」に基づき、学校等の関係者との連携・協力の下、担当職員による実地調査を実施した。

・調査件数: 246 件

③ 新型コロナウイルス感染症に対する給付

発症の原因が学校の管理下における感染であると認められる新型コロナウイルス感染症について、前例がなかったことから、給付事務総括部署で審査に係る留意点等を整理し、各支所における迅速で公正かつ適切な給付の実現に向けた取組を行った。

・給付件数: 280 件

(3) 不服審査請求への対応

災害共済給付の決定に関し、学校等の設置者、保護者等からの不服審査請求に対し、外部有識者(医師 2 人、弁護士 1 人)を含む不服審査会を 9 回開催し、中立かつ公正に審査を行った。

また、審議結果及び決定経緯については、アーカイブ配信を活用し、各支所の審査担当職員等と効果的に情報共有を行い、給付事務の適正化を図った。

・審議件数: 43 件

2. 災害共済給付制度への加入促進

(1) 新たに加入対象となった教育・保育施設への加入促進

子ども子育て支援新制度の開始に伴い新たに加入対象となった教育・保育施設に対し、関係省庁等との連携・協力の下、契約時期に災害共済給付制度の契約手続を案内するハガキ等を送付した。また、制度の趣旨が伝わるように作成した制度説明のチラシを HP に掲載するとともに、都道府県・市区町村保育事業担当者等に対しては、このチラシの送付も行うことで加入促進を図った。さらに、各支所において自治体等へ訪問等を行い、新設される保育施設等の情報の提供や加入促進に向けた協力を依頼するなどの積極的な取組により、同施設の加入率は 75.0%となった。

【評価に資する主な成果】

・実務研修、審査専門委員会及び実地調査の実施等の取組により、公正かつ適切な給付を実施した。

・子ども子育て支援新制度の開始に伴い新たに加入対象となった教育・保育施設のうち未加入施設が多い都道府県を中心に地方自治体を訪問し、制度説明のチラシを活用するなどして、管轄施設への制度周知及び加入促進を図った。

・年度途中で新たに経営を開始した保育所等に対して、関係省庁・自治体等との連携・協力の下、災害共済給付制度の理解促進に努め、加入促進を図った。

・学校現場の負担を軽減するため、差戻し件数の削減を図るとともに、医療費支払請求書等の書面での提出及び押印を原則不要とした。

・教育委員会等が主催する説明会において、年間 100 回・3,880 人の教職員等に対して制度説明を行い、出席者から理解度について 94.9%のプラス評価を得ることができた。

・教育委員会等が主催する事故防止に関する研修会等において、年間 121 回・9,305 人の教職員等に対し、事故防止資料の周知や資料活用の好事例の紹介を行うことで、資料の活用促進を図った。

・事故防止のための資料等の活用状況調査結果を踏まえ、授業等で活用している好事例や活用頻度の高い資料について、研修会等において紹介するとともに、広報誌に掲載した。加えて、活用頻度が高い資料をポスターにして全国の学校等に送付するなどの取組を行い、事故防止対策資料の更なる普及に努めた。

・学校災害防止調査研究委員会で「幼稚園・保育所等における事故の傾向及び事故防止対策」を研究課題とし、事故の現状分析を行い、事故防止のための留意点を幼稚園・保育所等において活用しやすい資料にまとめ、HP に掲載した。また、スポーツ・インテグリティ・ユニットで運用している「スポーツガバナンスウェブサイト」を活用し、約 1,800 のスポーツ団体にスポーツ事故防止に関する情報提供を行った。

・スポーツ庁委託事業において、体育活動中における重大な事故を防止するため、近年発生した重大事故事例について調査・研究を行い、スポーツ事故防止対策推進会議

<子ども子育て支援新制度により加入対象となった施設の加入状況>

校種	在籍者数(人)	加入者数(人)	加入率(%)	対目標値達成度(%)
地方裁量型認定こども園 特定保育事業 認可外保育施設 企業主導型保育施設	161,210	120,891	75.0	115.4

※平成29年度の加入率は、約50%

※令和4年度の目標値は、65%

(2) 年度途中に新たに経営を開始した保育所等への対応

年度途中に新たに経営を開始した保育所等であっても災害共済給付への加入が可能であることについてHPにおいて周知を図った。また、関係省庁・自治体等との連携・協力の下、当該施設に対して、制度説明のチラシを送付することで災害共済給付制度の理解促進に努めるとともに、自治体等を訪問し、新設される保育所等に関する情報提供の協力依頼を行うことにより、加入促進を図った。

3. 給付業務の効率化及び適正性の確保

(1) 差戻し件数の削減

学校現場の給付金請求事務の負担軽減を図るため、令和3年度の災害共済給付金請求の際に多かった照会事例(記載不備等)や請求時の留意点を分かりやすくまとめたチラシを作成し、HPや広報誌「学校安全ナビ」に掲載するとともに、給付金の支払請求があったすべての設置者に送付して周知を行い、差戻し件数は達成目標の基準値である平成29年度と比較して36.0%削減を達成した。

<差戻し件数>

区分	H30	R1	R2	R3	R4
差戻し件数	103,074件	92,771件	66,530件	69,094件	68,607件
H29年度比	△3.9%	△13.5%	△37.9%	△35.5%	△36.0%

※平成29年度差戻し件数は107,196件

(2) 利用者の利便性の向上

① 教育委員会等との連携

学校等の請求事務の負担軽減にもつなげる教職員等の給付制度への理解を深めるため、教育委員会等と連携し、教育委員会等が主催する説明会に職員を派遣し、制度周知を行った。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和4年度も引き続き、オンラインでの説明も行った。

参加者の理解度やニーズを把握するために実施した受講後のアンケートにおいて、制度の理解度について、回答者(989人)の94.9%から高い評価を得た(100回開催、参加者3,880人(アンケート実施対象者1,978人))。

② 学校等を通じた保護者への説明の充実(学校等及び医療機関の負担軽減)

医療機関等が証明する各種様式の裏面に記入方法が印刷できることについて、HP等で引き続き周知を行った。

令和4年度においては、災害共済給付制度(医療費)における時効に関するチラシを作成し、HPに掲載した。

③ HPの充実

学校等、設置者及び保護者からの問い合わせにきめ細かく対応するために、HPの「よくあるご質問」について、問い合わせの多い項目を追加し、FAQの充実を図った。

④ 災害共済給付に係る文書における書面提出及び押印の原則廃止

学校等及び設置者への負担軽減を目的とし、医療費支払請求書等の様式における押印を廃止し、災害共済給付システムから出力可能な様式については書面での提出を不要とした。

(3) 適正性の確保

① 保護者の同意取得の徹底

保護者の同意取得を徹底するために、災害共済給付システムの同意確認機能を活用し、同意取得の確認を行った。

(セミナー)を全11回開催し、参加者から約98%のプラス評価を得ることができた。また、オンライン形式での開催やアーカイブ配信を行うことで、より広域の学校関係者等に対して情報提供の場を設けることができた。

・都府県高等学校野球連盟と引き続き連携・協力を行った。また、教員を養成する大学と連携し、学校における事故防止に関する講義を行うことで、大学との協力関係を構築するとともに、学校事故防止策の普及を図った。

【総括】

以上のとおり、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、A評価とする。

<課題と対応>

子ども子育て支援新制度の開始に伴い新たに加入対象となった教育・保育施設等の加入促進に向け、関係省庁・自治体等との連携・協力関係を強化する取組を行い、当該教育・保育施設等に対する災害共済給付制度の理解促進に努めていく。

また、学校現場における事故防止のための取組に対し、より一層の支援ができるよう、事故防止のための資料等の活用状況調査で把握した活用実態とニーズを踏まえ、更なる活用促進策を図っていく。

② 受給確認調査

設置者から保護者に適切に給付金が渡されていることを確認するため、受給確認のための調査を実施した。死亡見舞金、障害見舞金及び歯牙欠損見舞金については全件調査、医療費については抽出調査を実施し、適切に給付金が渡されていることを確認した。

・調査件数：4,319件

③ 補助金の適切な執行のための取組

要保護・準要保護児童生徒共済掛金保護者支出分充当補助（※）の適切な執行のため、公立の義務教育諸学校の設置者に対して設置者が定める保護者負担額等の調査を行い、補助対象となる共済掛金を設置者に返還した。

また、災害共済給付制度に関する説明文書の送付や実地調査時等のあらゆる機会において制度に関する説明を行うなど、設置者の制度理解促進を図った。

※ 要保護・準要保護児童生徒の保護者から共済掛金の保護者負担額を徴収しないこととした公立の義務教育諸学校の設置者に対して、JSCが共済掛金の支払の一部を免除した場合に、国からJSCに対して交付される補助金

4. 災害事例等の整理・分析及び情報の提供・活用促進

(1) 災害事例等の整理・分析

令和3年度の災害共済給付業務から得られた事故等のデータを整理・分析し、「死亡・障害事例」及び「基本統計」として取りまとめ、これらを基に、冊子「学校の管理下の災害」を作成し、設置者が活用できるよう送付した。

また、平成17年度以降の死亡・障害事例を蓄積・提供している「学校事故事例検索データベース」に令和3年度の事例を追加した。

さらに、利用者の利便性向上のため、当該データベースにおけるデータ提供方法を検索方式からExcelファイルによるダウンロード方式に変更した。(累計蓄積事例件数：8,797件)

(2) 学校等における事故防止のための資料・情報等の提供

① 教材カードの作成

学校関係者等のニーズを踏まえ、夏に「熱中症」、小学校向けに「休憩時間の事故」等、季節やターゲット（学校種別等）に応じた実用的な情報をまとめた「教材カード」を作成し、HPに掲載した。

・提供数：11種類（対象は、幼稚園・保育所向け、小・中・高校生向け、教職員向け）

② 広報誌「学校安全ナビ」及び「学校安全・災害共済給付ガイド」の発行

・統計情報や地域情報、その他学校安全に関する情報等を掲載した「学校安全ナビ」を年4回（6月、9月、12月、3月）発行し、全国の設置者、学校、幼稚園・保育所等及び関係団体に送付した。

・災害共済給付及び学校安全支援に関する学校安全部の業務全般を紹介した「学校安全・災害共済給付ガイド」を作成し、全国の設置者、学校、幼稚園・保育所等及び関係団体に送付した（9月）。

③ HPによる情報提供

・資料が広く活用されるよう「学校の管理下の災害」、「教材カード」、「学校安全ナビ」等をHPに掲載した。

・資料の有効活用促進を目的として、学校現場における「学校事故事例検索データベース」や事故防止のための資料等の活用事例等を「学校現場での取組（事故防止対策）」として紹介した。

④ スポーツガバナンスウェブサイトを活用した情報発信

経営戦略室において、JSCが保有するデータの更なる利活用を検討するため調査を行ったところ、スポーツ団体においては、事故防止に関する情報について活用の可能性が高いことが示されたため、スポーツ・インテグリティ・ユニットで運用している「スポーツガバナンスウェブサイト」を活用し、学校現場以外の約1,800のスポーツ団体にスポーツ事故防止に関する情報提供を行った。

(3) 教育委員会及び関係機関が開催する研修会等での事故防止情報周知及び学校安全資料の活用促進

教育委員会等からの依頼を受け、教職員等を対象とした研修会等において、学校事故事例検索データベースや事故防止のための情報の周知と併せて、学校安全資料の活用事例を紹介することで、学校現場での事故防止の取組における資料等の有効活用を促進した。

・121回開催、参加者9,305人

(4) 事故防止のための資料等の活用促進

学校現場に提供している事故防止のための資料等の活用状況調査を実施し、活用状況の実態を把握した。

《調査結果》

回答数 1,156/1,236 校 (園) (回収率 93.5%)

「資料等を活用したことがある」と回答 1,072 校 (92.7%)

- ・活用頻度の高い主な資料は、パンフレット、ハンドブック、教材カード、広報誌であった。
- ・活用場面の傾向として、掲示物や広報物として活用されることが多い。

この調査結果を踏まえ、授業等で活用している好事例や活用頻度の高い資料について、セミナーや研修会において紹介するとともに、広報誌に掲載した。加えて、活用頻度が高い資料をポスターにして、全国の学校等に送付するなど情報発信に努めた。

5. 大学等の研究機関等との連携

(1) 学校災害防止のための調査・研究

① 学校災害防止調査研究委員会

災害共済給付業務の実施によって得られる災害事例等を分析し、学校等における事故防止に資する調査研究を行うため、外部有識者等で構成する「学校災害防止調査研究委員会」を開催した。

令和4年度は、セミナーや研修会の参加者等からの「幼稚園・保育所等で活用できる資料を充実してほしい」という要望を踏まえ、「幼稚園・保育所等における事故の傾向及び事故防止対策」を研究課題に選定した。調査研究に当たっては、専門部会を設置して、事故の現状分析を行い、事故防止の留意点を幼稚園・保育所等において活用しやすい資料としてパンフレット「なくそう！保育中の事故」にまとめ、HPに掲載した。

また、令和3年度に作成したパンフレット「なくそう！休憩時間の事故」、小学校向けワークシート及び「なくそう！運動部活動の事故」について、HPへの掲載に加え、事故発生率が高い学校種別で実際に手に取ってもらえるよう、全国の小学校、中学校、高等学校及び高等専門学校に送付した。

② スポーツ庁委託事業「学校における体育活動での事故防止対策推進事業」の実施

体育活動中における重大な事故の発生の背景や要因、再発防止のために留意すべき点や方策についての調査研究を目的とし、外部有識者等で構成する「スポーツ事故防止対策協議会」を設置した。

・スポーツ事故防止対策推進会議（セミナー）の開催

全国の教育委員会及び関係団体等とのネットワークを活用し、全11回（集合形式10回（富山県、香川県、和歌山県、宮城県、福井県、熊本県、京都府、北海道、沖縄県、岡山県）オンライン形式1回）開催し、スポーツ事故防止に関する調査・研究の成果発表を通して、学校関係者等に対してスポーツ事故防止に必要な取組や相互連携に係る情報提供を行った。オンライン開催分は録画の上、YouTubeによるアーカイブ配信を実施することで、広く学校関係者等に情報提供の場を提供することができた（YouTube視聴回数504回）。

また、受講後の参加者からのアンケートにおいて、「事故の動向、情報を把握できた」「新たな知見、情報等を得ることができた」の各問に対し、回答者（648人）の約98%から高い評価を得た（セミナー参加者 計1,005人（うち、オンライン参加者307人））。

・フローチャートポスター（心停止・頭頸部外傷・熱中症対応）の作成

令和2年度作成のスポーツ事故対応ハンドブック（フローチャート編）のうち、食物依存性運動誘発アナフィラキシー、歯・口、眼の対応フローチャートについて、B2判ポスター用データを作成し、HPに掲載した。

③ 大学等との共同研究

学校災害防止調査研究委員会の「幼稚園・保育所等における事故の傾向及び事故防止対策」専門部会の調査研究で事故防止の留意点を検討するため、災害共済給付業務の実施によって得られた事故情報を大学等に提供し、共同研究として、大学等で行った要因分析結果をもとに作成した資料を学校関係者等へ提供することで、事故防止の普及啓発を図った。

(2) 新たな関係団体との連携・協力関係の構築

① 高等学校野球連盟との連携

安全支援課及び各支所を中心に、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、岡山県、広島県及び福岡県の高等学校野球連盟の事務局と訪問等で意見交換を行い、先方の要望に応じて骨折事故防止パンフレット「なくそう！骨折事故」、運動部活動事故防止パンフレット「なくそう！運動部活動の事故」や突然死予防に関するDVD等の提供を行うなど、連携・協力関係を強化した。

	<p>② 教員を養成する大学との連携 職員を講師として大学へ派遣し、JSC が作成した事故防止のための資料を教材として、学校における事故防止に関する講義を行うことで、大学との協力関係を構築するとともに、学校事故防止策の普及を図った。</p> <p>③ 体育連盟及びスポーツ協会等との連携構築 安全支援課及び各支所を中心に、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、兵庫県、岡山県、福岡県及び沖縄県の体育連盟やスポーツ協会等を訪問し、事故防止の取組、「スポーツ事故防止/事故対応ハンドブック」及び各種パンフレットなどの事故防止資料の紹介を行い、新たな関係団体との関係構築を行った。</p>		
--	--	--	--

4. その他参考情報

1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調査（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-6	国内外の情報の分析・提供等に関する事項		
業務に関連する政策・施策	政策目標 11 スポーツの振興	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本スポーツ振興センター法第15条第1項第8号、9号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
情報収集数	100件以上	—	544件	642件	618件	643件	620件		予算額(千円)	399,832	444,490	305,287	240,741	386,878
情報提供先からのプラス評価	80%以上	—	100% * 88.9% *	100% * 95% *	100% 98.4%	100% 96.2%	100% 97.4%		決算額(千円)	383,108	392,161	268,246	232,749	277,580
			*上段がヒアリング調査結果、下段がアンケート調査結果						経常費用(千円)	385,133	391,084	278,981	236,626	282,262
									経常利益(千円)	984	△6,457	6,019	8,210	34,466
									行政サービス実施コスト(千円)	169,130	—	—	—	—
									行政コスト(千円)	—	391,084	278,981	236,626	282,262
									従事人員数(人)	12.0	10.7	10.0	11.1	11.0

※予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
 ※従事人員数について、人事異動等により年間を通じて変動があるため、各月人数の平均（小数点以下第1位まで）を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価		
<p>【第4期中期目標】</p> <p>Ⅲ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>6. 国内外の情報の分析・提供等 社会全体でスポーツを振興するために、スポーツ団体にとどまらず、様々な関係者と相互に連携・協働を推進するとともに、スポーツを通じた国際交流・協力を戦略的に展開するため、国内外のネットワークや海外拠点を活用して収集・分析したスポーツに関する情報を政府、地方公共団体、スポーツ団体等へ提</p>	<p>【第4期中期計画】</p> <p>Ⅰ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置</p> <p>6. 国内外の情報の分析・提供等に関する事項 諸外国の政府系スポーツ機関、国際スポーツ団体、国際機関、及び地方公共団体や国内スポーツ関係団体等とのネットワークや海外拠点を活用し、スポーツ参加促進やスポーツを通じた国内外の社会の発展等に関する国内外の最新の取組や動向等の情報を継続的に毎年度100件以上収集し、分析した上で、スポーツ庁、地方公共団体、スポーツ関係団体等に有効な情報を提供することを通じて、我が国のスポーツ政策とスポーツの取組の推進を図る。 業務の展開に当たっては、国内で開催される大規模国際スポーツイベントを踏まえつつ、中期目標期間を通じて各業務で着実に成果を創出できるよう、年度毎の優先度を設定して実施する。 (1) 組織間の連携協力に関する覚書(MOU)を締結している諸外国の政府系スポーツ組織とのワークショップや当該機関関係者の日本訪問時などの機会を活用したミーティング等を通じて、諸外国のスポーツ政策や国際スポーツ戦略に関する情報を交換できる人的ネットワークを構築し、公開情報では把握できない情報を収集し、分析する。</p>	<p>【令和4年度計画】</p> <p>Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置</p> <p>6 国内外の情報の分析・提供等に関する事項 我が国のスポーツ政策とスポーツの取組の推進に資するため、諸外国の政府系スポーツ機関、国際スポーツ団体、国際機関及び地方公共団体や国内スポーツ関係団体等とのネットワークや海外拠点を活用し、スポーツ参加促進やスポーツを通じた国内外の社会の発展等に関する最新の取組や動向等の情報を収集し、分析した上で、スポーツ庁、地方公共団体、スポーツ関係団体等に提供する。 (1) 組織間の連携協力に関する覚書(MOU)を締結している諸外国とのネットワークを活用し、公開情報では把握できないスポーツ政策・施策や国際的な動向に関する情報収集・分析を効果的に行うとともに、必要に応じて、オンラインの活用も含めたJSC内外の関係者が直接情報収集可能な連携の機会を創出・提供する。</p>

<p>供することにより、国内外における我が国のスポーツ振興に役立てる。</p> <p><具体的な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外スポーツ機関とのネットワーク及び海外拠点の活動等の充実を図り、スポーツを通じた国際交流による地域活性化、諸外国のスポーツ国際戦略、国際スポーツ界の最新動向等に関する情報の収集・分析を行う。 ・国内外の関係機関との連携・ネットワークの充実及びそれを活用した国際連携活動を行う。 ・スポーツ未実施者等のスポーツ参加促進等に資する国内外の最新取組に関する情報の収集・分析を行う。 ・地域スポーツの振興やスポーツ界全体の連携・協働を推進するため、地方公共団体等との連携協定（JAPAN SPORT NETWORK（以下「JSN」という。））に基づく取組の充実を図る。 ・収集・分析した情報については、的確な分析等により情報の精選を行った上で、スポーツ庁をはじめとした政府機関、地方公共団体、及びスポーツ団体等に対して、メール配信やSNSの活用などの多様な方法により提供する。また、提供した情報が提供先でどの程度活用されているかを把握し、より一層の効果的な活用が可能となるよう戦略的な提供方法を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> (2) スポーツに関連する国際機関によるプロジェクト等を通じて、スポーツを通じた地域活性化や国際社会の調和ある発展への貢献に関する情報を交換できる人的ネットワークを構築し、最新の取組・動向に関する情報を収集し、分析する。 (3) JSC ロンドン事務所を活用して在英邦人機関との連携や欧州のスポーツ機関との情報交換を行うとともに、新たなスポーツ機関や関係者とのネットワークの構築を進める。また、今後の海外拠点の在り方について、令和2年度末までに検討する。 (4) スポーツ国際戦略のアジア展開プラットフォームとしてのアジアスポーツ研究強化拠点連合（ASIA）に参画し、情報交換の場として有効に活用できるよう、アセアン諸国をはじめとするアジア各国のスポーツ機関と国内スポーツ機関との連携活動を支援する。 (5) 地方公共団体との連携協定（JAPAN SPORT NETWORK）に基づく取組として、スポーツ参加促進やスポーツを通じた地域活性化に関する国内外における最新の取組・動向に関する情報提供を行うとともに、参加自治体と協力・連携して、新規モデル事業の試行やスポーツ政策に関する調査研究を行うなど、地域スポーツの振興やスポーツ界全体の連携・協働を推進する。 (6) 子供や女性、障害者、高齢者のスポーツ参加促進、及びスポーツ未実施者等のスポーツ参加促進、スポーツを通じた国際交流・国際貢献等に関する最新の情報をウェブサイト、学術誌等の公開情報及び国際機関とのメール等によるコミュニケーションにより収集し、その特徴や傾向を分析する。 (7) 国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会及び国際競技連盟が発行する機関誌等により国際スポーツ界における最新の取組・動向に関する情報を収集し、分析する。 (8) 収集・分析した情報をデータベース化するとともに、スポーツ関係者や地方公共団体関係者を対象としたメーリングリスト及びフェイスブック等を活用し、最新情報を適時提供する。 (9) スポーツ庁との定期的な会議やスポーツ庁が設置する有識者会議、JSCが開催するセミナー等の中で収集・分析した情報を提供する。 (10) 提供した情報が提供先でどの程度活用されているかをアンケート調査等により把握し、その結果を踏まえてより効果的な情報提供の方法を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> (2) 国連機関、国際団体等と連携・運動しながら、「スポーツと持続可能な開発（SDGs）」に関する共通指標の開発等に取り組むなど、国際協力分野においてスポーツを通じた国際社会の調和ある発展を国内外に普及させていく。 (3) 令和2年度に検討した海外拠点の在り方及び国内外の情勢を踏まえ、国際スポーツ界等とのつながりを活用し、更なる情報収集・発信及び日本のプレゼンス向上に寄与するため、ローザンヌに海外拠点を設置するとともに、オンラインの活用も含めた当該機能の強化に取り組む。 (4) アジアスポーツ研究強化拠点連合（以下「ASIA」という。）の委員長として、当該組織の戦略立案と、基盤整備・諸活動の推進を牽引するとともに、ASIAを活用して、地方公共団体や国内スポーツ機関にアジア各国の情報を提供し、今後の連携活動につながるネットワークの構築を支援する。 (5) 地方公共団体との連携協定（JAPAN SPORT NETWORK）に基づく取組として、参加している地方公共団体へのメール配信やセミナーの開催等により、スポーツ参加促進やスポーツを通じた地域活性化に関する国内外における最新の取組・動向に関する情報提供を行うとともに、地域スポーツの振興やスポーツ界全体の連携・協働の推進に資するため、参加している地方公共団体と協力・連携して、新規モデル事業の試行やスポーツ政策に関する調査研究を行う。 (6) 生涯にわたるスポーツ実施の阻害要因を踏まえたスポーツ参加の脱着防止や継続促進に関わる情報、働き世代や子育て世代等、ライフスタイルやライフイベントにおいてスポーツ参加が困難なスポーツ未実施者のスポーツ参加に関わる情報、国内外におけるスポーツを通じた社会活性化や国際交流・国際貢献、2020年東京大会後における持続的・発展的なスポーツ振興等に関わる情報を収集し、その特徴や傾向を分析する。 情報の収集に当たっては、ウェブサイト、国内外各種メディア、学術誌、SNS等の公開情報を活用する。 (7) オープンソース及び国際イベント等において、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、国際競技連盟等の国際スポーツ界の最新の取組・動向に関する情報を収集・分析し、提供する。 また、各国の国際的な影響力を比較検証するための評価指標開発に向け、各国の国際競技連盟等役員ポスト保持者数及び国際イベント開催数に関する情報を収集・分析し、スポーツ庁等に分析結果を提供する。 (8) 上記（1）から（7）までの活動を通して年間100件以上の情報を収集・分析する。収集・分析した情報は、データベースに蓄積し、ウェブサイト、メール、オンラインミーティング等を通じて、スポーツ庁をはじめとした政府機関、地方公共団体及びスポーツ団体等に対して適時提供する。 また、スポーツ庁との定期的なミーティング（国際スポーツラウンジ等）において国際スポーツ機関の動向に関する情報提供を行うとともに、スポーツ国際戦略の推進に寄与することを目的に、スポーツ庁が設置する有識者会議や部会等で情報提供を行う。 (9) 提供した情報が提供先でどの程度活用されているか、スポーツ庁や地方公共団体、スポーツ関係団体等を対象としたアンケート調査やヒアリング調査を実施し、80%以上から「有効な情報である・やや有効な情報である」などの高評価を得る。また、その結果を踏まえてより効果的な情報提供の内容や方法を検討する。
--	--	---

中期目標に定められる 主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等		自己評価	
<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・JSNの取組や海外スポーツ機関とのネットワーク等から有用であると思われる情報を毎年度100件以上収集する。 ・JSCが提供した情報が、スポーツ庁をはじめとした関係機関の政策・施策の立案過程において、有効に活用されたのかを調査し、毎年度80%以上から 	<p><主要な業務実績></p> <p>1. 新たなMOUの締結及び再締結と連携を通じた人材交流</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大の中においてもバーチャル国際会議の開催を通じて国際連携組織との関係を維持してきたが、2年半以上制約されていた海外機関の直接交流を再開し、各組織の主要関係者と直接対話を行い、各組織との関係の再構築・強化を図った。また、2020年東京大会後の日本の国際連携での立場の変化も踏まえ、MOUの締結機関との今後の可能性について議論を重ね、今後の戦略的パートナーシップの維持を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 新たなMOUの締結と再締結の状況 <ul style="list-style-type: none"> ① 新たなMOUの締結 前年度から調整を行ってきたカナダのスポーツ関連機関5団体と、日本とカナダの両国間におけるスポーツの更なる発展に向けた協力体制を構築するため、幅広い分野における包括連携協定を締結した。 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>【中期目標に定められる指標に対する成果】</p> <p>2つの定量的指標のうち、情報収集数については、有用であると思われる情報を620件収集し、年度目標値(100件以上)の120%以上を達成した。</p>		<p><評定に至った理由></p>

<p>「有効な情報である・やや有効な情報である」などの高評価を得る。</p> <p><その他指標> なし</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・JSN や国内外の関係機関等からの情報収集に当たっては、国内外の最新情報を入手するため、論文検索、国内外の研究者からの聞き取り、海外専門誌の翻訳等、様々な方法で行い、最低でも毎週2件の情報入手を目標とすることを指標として設定した。 ・JSC が収集・分析した情報が提供先で有効に活用されるためには、ニーズに合致していることや有効に活用されていることが、非常に重要である。一方、これまでにこのような調査を行ったことがないため、同種の調査(5段階評価)実績の水準を踏まえ、指標として設定した。 	<p>② MOU の再締結 前年度より協議・調整をしていたスポーツシンガポールと連携協定を再締結した。</p> <p>(2) 主な連携等実施状況 今年度の連携活動は53件となり、中でも2024年パリ大会を控えたINSEP(フランス)は全体の50%を占める26件の連携活動を実施し、スポーツ庁、JOC、スポーツ・インテグリティ・ユニット外部アドバイザー、日本スポーツ仲裁機構、東京都等への情報提供や活動支援を行った。</p> <p>① INSEP(フランス/国立スポーツ体育研究所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MOUの枠組みを活用した人材交流派遣プログラムの実現 ・トレーニング強化、バイオメカニクス、栄養及び心理等の各分野でのHPSCとの共同研究の立ち上げ支援 ・国際会議(INSEP主催)やHPSCカンファレンスにおける双方の研究者の登壇 ・JOCスポーツ指導者海外研修派遣支援(日本ダンススポーツ連盟ブレイクダンス) ・スポーツ・インテグリティ・ユニット外部アドバイザー調査支援(ガバナンスコードの導入と運用) <p>② UKスポーツ(イギリス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本スポーツ仲裁機構の調査支援(UKスポーツのスポーツインテグリティの取組) ・スポーツ・インテグリティ・ユニット外部アドバイザー調査支援(ガバナンスコードの導入と運用) <p>③ オランダオリンピック委員会・スポーツ連合(NOC*NSF)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・足立区、江戸川区、西東京市のバラスポーツを通じたGame Changer Project:共生社会の実現に向けたモデル事業の推進支援(オランダ側とのMOUを活用した5年間の連携事業の完遂) <p>④ カナダ・スポーツ研究所カルガリー(MOU締結のカナダのスポーツ関連機関5団体のうちの1団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HPSCカンファレンスでの登壇 <p>⑤ スポーツシンガポール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ庁等への情報提供(eスポーツ及びバーチャルスポーツの国際動向に関する情報や資料提供) <p>⑥ AIS(オーストラリア)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都のスポーツ政策調査支援(オーストラリアのスポーツレガシー政策や取組状況) ・スポーツ政策の推進に関する円卓会議(今後の大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方検討プロジェクトチーム)への情報提供(2032年のブリスベンオリンピック・パラリンピック大会運営準備に向けた取組状況) <p>2. 国連・国際機関等との連携によるスポーツとSDGs分野への貢献</p> <p>(1) 国際共通指標「スポーツとSDG指標」開発への参画による国際協力分野への貢献とその展開</p> <p>① 指標に関する国際的報告書執筆への貢献</p> <p>MINEPS VI(第6回体育・スポーツ担当大臣等国際会議)で採択されたカザン行動計画に基づく「スポーツとSDG指標」国際開発プロジェクトにおいては、JSCは日本から唯一の運営委員会(コモンウェルス事務局、UNESCO、国連経済社会局、IOC等13組織から構成)メンバーとして、開発された指標の国際的大規模展開・採用へ向けて積極的に活動してきた。スポーツとSDG指標に関連する主要なグローバルデータを示し、指標採用国・機関におけるケーススタディや具体例を紹介する「スポーツとSDGインパクトに関するグローバル報告書」に日本の事例が取り上げられ、インタビューに応じると共にそのブルーフリーディングや加筆・修正等をJSCが担当した。本報告書は、エビデンスの共有を通じた指標の普及・啓発に役立てることを目的としており、MINEPS VIIにて公表後、2年ごとに発行される予定となっている。</p> <p>② 国内における指標の普及・啓発</p> <p>スポーツとSDGs(ジェンダー平等・平和構築・気候変動対策等の分野)の関わりや指標開発を含めた国際的な流れがわかる動画について、制作・公表し、指標活用に向けた下地作りを行った。</p> <p>本動画については、スポーツ振興事業部がスポーツ振興くじ・基金助成への申請時に視聴を案内していることもあり、2,600回以上の視聴回数となった。(https://www.youtube.com/watch?v=0nbb0GAeZK8)</p> <p>指標の具体的な国内展開においては、SFTカンファレンス(スポーツ団体、NGO、NPO、地方公共団体等から合計194人参加)の発表の場において、スポーツとSDGsの関わりや指標の概要を説明し、さらに、指標セミナー(81人参加)において、組織の戦略計画策定や事業成果の評価等、現場におけるスポーツとSDG指標の活用可能性を解説し、国内関係者に対するその普及・啓発を図った。「セミナーで提供された情報がスポーツとSDGsの関係性を見直すのに非常に役立った」又は「役立った」と回答した人が93%、「スポーツとSDG指標を事業でぜひ活用したい」と回答した人は38%で、指標が現場に導入されることを促進した。</p>	<p>また、情報提供先からのプラス評価については、提供した情報の有効性についてスポーツ庁担当者の100%及び地方公共団体の97.4%から高評価を得て、年度目標値(80%以上)の120%以上を達成した。</p> <p>【評価に資する主な成果】</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の状況の変化やオンライン会議に加えた対面での会議も再開し、国際連携活動をより積極的に推進するための基盤を強化することができた。特に、カナダとは、これまでの2国間協定とは異なり、JSCの多様な機能を生かし、複数の機関と幅広い分野の連携領域・活動が期待できるスポーツ関連機関5機関との包括連携協定を締結することができた。また、2024年パリ大会を見据えたINSEP(フランス)とのネットワーク強化及び共同研究プロジェクトを通じた人材交流(研究機能強化)の推進やAIS(オーストラリア)とのMOUを活用した2032年ブリスベンオリンピック・パラリンピック大会等の準備状況を把握するなど、顕著な成果を上げることができた。</p> <p>○国連決議においてもその幅広い活用が促されている「スポーツとSDG指標」の開発プロジェクトに運営委員会メンバーとして日本を代表して参画し、国内のみならず国際的な展開・活用に向けて重要な役割を担ってきた。「スポーツとSDGインパクトに関するグローバル報告書」では、他国・組織への参考情報として、日本における指標パイロットやJSCが実施した指標普及・啓発のためのセミナーの成果や教訓が取り上げられた。</p> <p>○JSCとSA4Dが開発したスポーツを通じた社会課題解決のための政策/事業の設計・実施・評価方法やマネジメント方法を扱ったガイドブックが、国内外のメディア・論文等で</p>
--	--	--

(2) スポーツを通じた SDGs マネジメント手法に関する「ガイドブック」の一般公表とその展開

① ガイドブック製本（日本語版）の作成と製本（英語・日本語）配布を通じたその普及・展開

スイスの団体（Swiss Academy for Development(SA4D)）と共に開発したスポーツを通じた社会課題解決のための政策/事業の設計・実施・評価に関するガイドブックの日本語版製本を作成し、関係者に配布した（合計110人）。昨年度完成した英語版製本については、内容を修正したアップデート版（version 1.3）の製本を作成し、希望者へ配布した（合計219人）。ローレウス財団はモニタリング・評価（M&E）を学ぶためのリソースとしてガイドブックの有益性を高く評価しており、世界各地に存在するそのパートナー団体に製本を配布し、現場での活用が始まった。

② ガイドブックの公表（英語版・日本語版）

8月にSA4Dとオンラインイベントを実施し（国内外から477人が参加）、国内外に向けてガイドブック電子書籍について、英語版と日本語版を一般公表し、これまでに132ヵ国3,414人（※実数。電子書籍サイトに何度もアクセスしている同一人物は1人とカウント）が電子書籍版を利用した。

・英語版：<https://www.iir.jpnsport.go.jp/en/sdgs/>

・日本語版：<https://www.iir.jpnsport.go.jp/jp/sdgs/>

国内外のガイドブック利用者を対象に実施したフォローアップ調査（回答者96人）では、「スポーツの役割の強化・見直しにガイドブックが非常に役立った」又は「役立った」と回答した人は90%おり、「ガイドブックで学んだ事柄を自身の活動の計画・設計・実施・モニタリング・評価（M&E）に取り入れている」と回答した人は32%、「取り入れる予定」の人は49%で、ガイドブック読者の行動変容を促すこともできた。

③ ガイドブックのプロモーション動画（英語版・日本語版）の作成・公表

ガイドブックの存在を広く発信し、現場における活用を促すために、その概要を説明した動画について、英語版と日本語版を制作し公表した。

・英語版：<https://www.youtube.com/watch?v=yF4IfGhU9-k>

・日本語版：https://www.youtube.com/watch?v=z_jKgW_Hv94

④ メディアや学術研究分野等でのガイドブックの露出

本ガイドブックについては、IOC発行のオリンピック・ムーブメントに関する公式出版物Olympic review (No.119、2022年12月発行)である、IOC Olympic Studies Centreの書籍レビュー項目 (<https://olympicreview.touchlines.com/119/78-1/>)、ICSSPE（国際スポーツ科学・体育協議会）のWeb (<https://www.icsspe.org/content/bridging-divide-sport-and-sustainable-development>) や、最近発表された論文で参照されるなど国内外において注目度が高まっており、読売新聞のインタビュー記事（2023年2月21日朝刊）においても言及された。また、「スポーツ政策の推進に関する円卓会議」の「大規模な国際又は国内大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方検討プロジェクトチーム」においても本ガイドブックを今後のスポーツ政策において参照すべきものであると言及された。

⑤ ガイドブックを活用した人材育成

本ガイドブックをテキストとして、国内での講義（1回、地方公共団体・スポーツ庁などから46人参加）と演習（全4回：国連機関・スポーツ団体・民間企業・地方公共団体等から7人参加）を実施した。演習参加者の追跡調査の結果、83%から「事業成果の設定・測定・評価の見直しや強化にとっても役立った」又は「役立った」との回答が得られ、参加者の携わる事業や所属団体におけるM&Eの改善・行動変容を促すことができた。またオーストラリアにおいて、既にスポーツを通じた社会課題解決事業に取り組んでいる経験者を対象としたワークショップを開催し（大学、NF、AIS等から33人参加）、事業関係者の主体性の確保の仕方やサービス提供システムの明確化等、より専門的な内容を取り上げて、海外関係者の能力育成を行った。「事業のM&Eの強化・見直しにガイドブックが非常に役立った」又は「役立った」と回答した人は100%、「ワークショップで学んだことを自身の事業に取り入れようと思う」と回答した人は64%で、ガイドブックを活用した人材育成の有益性が証明された。

3. 海外拠点設置と国際スポーツ界等との連携による新たな機会の創出

(1) ローザンヌ拠点の維持・活用と今後の海外拠点の在り方の整理

Maison du Sport International SA (MSI。ローザンヌ(スイス)。)内にあるワーキングスペースの契約を更新し、ニーズに合わせたより柔軟な活用に向けた環境整備を行った。

また、ローザンヌ拠点及びMOUを締結している各国各機関やASIAのネットワークについては、既に決定している今後10年間のオリ・パラ大会やアジア大会を視野に入れた戦略的な国際連携の在り方を検討した。その結果、ローザンヌ拠点の友好的な活用とこれまでに積み重ねられてきた当該組織との連携のさらなる活性化を図るため、来年度に向けた今後の国際戦略に関する方針を整理した。

参照されるなど、JSCがスポーツとSDGs分野の専門機関として認知されてきた。国内外のガイドブック利用者対象のフォローアップ調査では、「組織の能力開発・強化に役立っている」、また、スポーツと開発分野の専門家からも「本書は仕事の実践をサポートするための最高のリソースである」といった声が多数届いており、オーストラリアで実施したワークショップの成果からも本ガイドブックが経験者や専門家にとっても有益であることが実証された。

○ポスト2020を見据えた海外拠点やネットワークの活用に向けた事業の方向性や基盤の整備を行うとともに、海外スポーツ機関とのMOUに基づく機会創出や自治体及びスポーツ関係機関への支援を行い、それぞれの取組に貢献した。特に、再開した国内外の国際大会の調査結果に関する情報提供は、スポーツ政策に関する円卓会議での指針作成を議論していく際の検討資料として活用されるのみならず、JSN加盟自治体を中心とした地域のまちづくりの観点からも役立てられた。

○渡航制限の緩和により、ASIAの委員長として積極的にアジア3ヵ国・4組織を歴訪し、各組織の競技力向上に資する活動、課題や今後の可能性の実態の把握を行い、関係強化が図れた。また、ASIAの正会員としてインド及びフィリピンの2組織の新規加盟につなげる成果を得た。令和5年3月には、香港でASIA総会が開催され、ASIA加盟16ヵ国21組織のうち14組織とその他非加盟組織から約140人の代表者に加え、多数のオブザーバが対面で参加し、ASIAの連帯と結束を再確認できた。

○JSNの拡大、情報支援の強化については、スポーツ基本法の理念の実現に向けて地域との連携強化・協働を

(2) 国際スポーツ界等との連携による新たな機会の創出

① ローザンヌを拠点としたネットワークの構築と活用

IOC から、2020 年東京大会後のレガシー調査において、本大会から初採用されたアーバンスポーツの日本国内にもたらした変化等の状況やアーバンスポーツ振興と自治体の取組に関する情報提供の依頼を受け、対応した。日本国内の先行事例は、将来のオリンピック開催都市、アーバンスポーツの発展を目指す都市、そしてオリンピック・ムーブメント全体にとって価値があるものと評価された。

② 「国際スポーツ推進」のための基盤整備

・JOC スポーツ指導者海外研修派遣への支援

INSEP との協議調整を踏まえ、日本ダンススポーツ連盟（ブレイクダンス）の指導者研修派遣の支援を行い実現させた。

・東京都の国際スポーツ推進支援

国際大会招致・開催、パラスポーツ振興、大規模国際イベント開催に向けた機運醸成等の体系的な国際スポーツ推進に関する継続的な相談対応や効果的な情報提供を行い、令和 5 年度の東京都の概算要求において、国際大会の誘致に向けた国際広報プロモーションを推進する方針を固める契機となった。特に、AIS への連携支援では、オーストラリアのスポーツ振興への取組や施設管理について、2020 年東京大会後のレガシーを見据えた東京都スポーツ推進計画の策定に貢献した。

・福岡県の国際展開支援

事前の交渉プロセスでの的確な助言やアドバイスにより、オーストラリア・NSW 州ラグビー協会との交流・協力関係に関する覚書の締結（令和 4 年 10 月 8 日付）に貢献した。

・日本スポーツ仲裁機構への支援

英国でのスポーツインテグリティの取組について、UK スポーツへの連携支援を行い取りまとめに貢献した。

・スポーツ・インテグリティ・ユニットの外部アドバイザーへの協力

イギリス及びフランスでのガバナンスコードの導入と運用に関する調査のため、UK スポーツと INSEP それぞれへの協力連携を支援し、日本のガバナンスコードの取りまとめに貢献した。

(3) 国際スポーツイベント招致・開催に向けた研究調査

ポスト 2020 後の国際大会等に関する調査を通して、様々な視点から先進事例や取組等について、これから日本国内で国際スポーツイベント等の招致・準備・運営に携わるスポーツ関係団体や地方公共団体関係者に対し、HP や国際スポーツ情報配信等を通じて積極的に情報提供を行った。さらに、取組事例や課題解決の方策等について、個別のニーズに合わせたウェビナーを複数回開催し、地域のまちづくりの観点から地方公共団体との連携協定（JAPAN SPORT NETWORK. JSN）に参加する地方公共団体を中心に役立てられた。

(調査対象イベント)

- ・ワールドトライアスロンシリーズ横浜大会（5 月）
- ・宇都宮 3×3 ワールドツアー-FIBA 3×3 Utsunomiya Opener 2022（5 月）
- ・ワールドゲームズ/アメリカ・バーミングガム（7 月）
- ・コモンウェルスゲームズ/イギリス・バーミンガム（8 月）
- ・世界パルクール選手権/東京(10 月)
- ・IFSC クライミングワールドカップ B&L コンバインドいわて盛岡（10 月）

4. アジアスポーツ研究強化拠点連合（ASIA）の牽引と連携促進

(1) ASIA 理事会の開催（3 回開催）

6 月及び 11 月の ASIA 理事会（Exco）をオンライン形式で開催した。また、令和 5 年 3 月には ASIA 総会に合わせて対面にて開催した。国際情勢に応じた海外アスリート支援、更なる関係構築と相互連携を目的とした各組織の名鑑の策定、ASIA 委員長としての ASIA 加盟国歴訪、次期 ASIA 総会（ kongress ）等について協議した。

さらに令和 5 年 3 月に開催された理事会では、ASIA の委員長を務める日本への信頼の高まりから未加盟組織であるインドのネタジサブハス国立スポーツ研究所（国立スポーツ研究所（NIS））及びフィリピンの国立スポーツアカデミーから加盟の打診を受け、新規に加盟できるように貢献した。その結果、ASIA の加盟組織数は、21 組織（加盟国・地域 16）となり、アジア唯一の連携協働の仕組みの成長に寄与した。

図るため、平成 25 年に設立した JSN の参加団体数が、907 団体（3 月 31 日現在）まで拡大するなど、地域スポーツ政策の推進に向けた連携基盤の整備・拡充を着実に行うことができた。また、オンラインセミナーを通じた情報面の支援では、各セミナー終了後のアンケート調査における有用度と満足度については、セミナー全体で、ともに 97%と高評価を得ており、地域のスポーツ政策・施策の推進に情報面で寄与した。

○平成 29 年度から令和 3 年度まで関係団体と実施した「Game Changer プロジェクト」の取組の成果や教訓をまとめた「地域スポーツ政策パラスポーツ&ソーシャルインクルージョン実務ガイド」の英訳版を作成し、国内外の関係者に対する普及・展開に努めた。その結果、本ガイドの英語版が IOC の関係者にも提供された。

○国際スポーツ情報配信サービスは、登録者数が令和 4 年 2 月の配信開始時の 191 人から 359 人に増加し、また、情報配信サービスの記事の満足度が 8 割を超え、国内のスポーツ関係者のニーズに合った情報提供が行えている結果が得られた。また、日本人 IF 役員ポスト国籍別調査についても、例年の分析に加え、本年度は各国・地域の役員ポスト数と 2020 年東京大会、2022 年北京大会でのメダル獲得数の関係性について分析を行い、相関関係を確認することができたのは大きな成果となった。

○我が国が英デジタル文化・メディア・スポーツ省主催の大臣等会合において、適切な国際協調と取組を果たすために、ウクライナ情勢に関する国際スポーツ界の最新動向やその背景情報を提供することで、我が国の対応方針を決めるための参考情報として活用された。また、スポ

(2) ASIA 加盟国とのパートナーシップ強化

ASIA 加盟国とのパートナーシップ強化のため、9月にASIAに加盟するネパール、バングラデシュ、カンボジアの3か国の4組織を訪問した。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により2年半以上制約されていた海外機関の直接交流を再開し、ASIA 委員長を務めるJSCが当該組織を訪問し、関係者と対面で今後の連携について協議したことにより、より一層の相互理解が促進され、ASIAの関係強化を図ることができた。

(3) 第6回ASIA総会（コンGRESS）の開催

令和5年3月、香港でASIA総会を対面に開催し、ASIA加盟16カ国21組織のうち14組織とその他非加盟組織から約140人の代表者が参加した。これまでの活動報告や今後の具体的な行動計画、新規加盟メンバーを承認し、さらにJSCから愛知・名古屋アジア大会組織委員会の国際広報支援を効果的に実施した。また、本総会ではオーストラリア及びスイスから招聘した基調講演（4演題）とASIA加盟組織によるプレゼンテーション（14演題）が行われた。それぞれの国におけるエリートスポーツの最新の取組事例や課題が共有され、メンバー以外の多数のオブザーバ参加もあり、ASIAの取組への関心を高めることができた。

5. 地方公共団体へのスポーツ情報の提供及び連携・協働の推進

(1) 国内外における最新の取組・動向に関する情報提供

JSNに参加する地方公共団体に対して、スポーツ政策・施策に関する国内外の最新の取組や把握しておくべき動向に関して、93件の情報提供を行った（うち、メールニュースの配信は84件、ニュースレターの発行が1件）。また、スポーツ庁やスポーツ団体等からの依頼による情報提供が8件であった。）。

(2) 新型コロナウイルス感染症の状況下におけるオンラインセミナーの開催

地方スポーツ政策・施策の推進を情報面で支援するとともに、団体間の相互参照機会を提供するため、JSNオンラインセミナーを全8回開催し、延べ86団体、327人に対して、国内外のスポーツに関する政策や取組に関する最新情報の提供を行うとともに、地方スポーツ政策に関する情報交換の場を提供した。

各セミナー終了後に参加者に対して、セミナーで取り上げた内容に関する意識の向上や理解の増進、また、新たな取組の実施意欲の促進に対する有用度や、講師の説明やセミナー運営に対する満足度を確認するアンケート調査を実施した。セミナー全体で、有用度については、回答者の97.4%が「とても有用」又は「やや有用」と回答し、満足度については、回答者の96.3%が「とても満足」又は「やや満足」との回答があった。参加者からは、「地方公共団体が抱える課題に対して、これまでと違う側面から課題解決が図れることがわかった。」「セミナーの内容を参考に事業を展開していきたい。」といった回答が得られた。

(3) 地方公共団体との協力・連携によるモデル事業の試行

5か年にわたり地方公共団体（足立区、江戸川区、西東京市）と海外スポーツ関係機関（オランダオリンピック委員会・スポーツ連合）との協力・連携体制の下で推進してきた「スポーツを通じた共生社会」をテーマにした共催事業「Game Changerプロジェクト」を実施した。本取組を通じて各地方公共団体が設置したスポーツ相談窓口の機能の強化や改善に向けた取組を実施し、2020年東京大会のレガシーの継承・発展に資する取組となった。

本取組の成果や教訓をまとめた「地域スポーツ政策パラスポーツ&ソーシャルインクルージョン実務ガイド」を地方公共団体やスポーツ団体に普及・展開するため、地方公共団体やスポーツ団体向けのセミナーで活用した。参加者からは、「政策的意義や取組内容、課題などの理解が深まった」「今後新しい行動や取組を行いたい」との評価が得られた。また、本ガイドの英訳版を作成し、国内外の関係者に対する普及・展開に努めた結果、IOCの関係者にも提供することができた。

(4) 地方公共団体との協力・連携による調査・研究活動の実施

JSN参加団体を含む地方公共団体のスポーツ政策に係る調査を実施し、前年度から162団体、120%以上増となる938団体からの回答を得た（令和3年度：776団体）。調査結果から得られた、各種計画やスポーツ関連予算、現状課題や重点施策、新規事業、相互参照の実態等に関する情報を収集し、今後の地域でのスポーツ政策・施策の推進や支援の参考情報として活用されるよう、JSN参加団体等に提供するために分析を行った。

(5) 地方公共団体によるJSNへの参画拡大

地方公共団体との地方スポーツ政策に関する連携基盤であるJSNへの参加団体数は、未参加団体へのヒアリング調査やアンケート調査等の機会を通じたJSNの広報・周知を行った結果、907団体に増加した（令和3年度の885団体から22団体増加）。国内の全都道府県の76.6%、全基礎自治体の49.6%が参加している。また、基礎自治体レベルでは全人口の72.7%をカバーしており、スポーツ政策領域における国内最大規模の連携基盤が拡大した。

ーツ政策に関する円卓会議（大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方検討プロジェクトチーム）においても、議論を深める一助となる海外の事例や取組を紹介することができた。

○JSN加盟自治体等への追跡調査や個別ヒアリングにより、モデル事業（個別の先行事例、課題やニーズの洗い出し）を通して、来年度から本格的に推進する国際スポーツ推進に関する体系的な支援、相談窓口機能の運用や相談対応のスキームに向けた基盤整備ができた。

○データベースによる情報支援の強化については、国内外のスポーツ政策・施策に関する情報を蓄積している「スポーツ政策イノベーション・データベース」について、情報の種類や内容を充実させるよう改善しており、情報の閲覧数や閲覧された日数は、これらの指標の分析を開始した平成30年度から継続的に増加しており、地方のスポーツ政策・施策の推進に情報面で寄与することができた。

【総括】

以上のとおり、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、A評価とする。

<課題と対応>

地方公共団体における新型コロナウイルス感染症禍でのスポーツ政策推進に資する情報の収集及び提供を引き続き実施する。

(6) JSN を活用した取組

JSC 各々が連携・協力の下、国立競技場及びナショナルトレーニングセンター・イーストのユニバーサルデザインに関する情報(知見・ノウハウ)についてテーマ別にまとめた冊子(「国立競技場・ナショナルトレーニングセンターのユニバーサルデザイン」)が作成された。JSN 加入自治体のスポーツ施設のユニバーサルデザイン化への取組を支援するため、JSN のネットワークを活用し、本冊子を約 900 の自治体に向けて配布した。

6. 新たなスポーツ参加促進施策の開発・展開のためのエビデンスの整備

(1) 多岐にわたる国内外のスポーツ政策に関わる公開情報の収集・分析

スポーツ参加促進やスポーツを通じた国内外の社会の発展等に関する最新の取組や動向等に係る国内外の最新情報を収集・分析した。公開情報の収集件数は 492 件であった(令和 4 年度の 482 件から 10 件増加)。このうち、Web を通じて収集した海外情報は 488 件、国内外で開催された会議で収集した情報は 4 件であった。収集した海外情報の内訳は、政策に関する情報が 66 件、事業に関する情報が 117 件、調査・研究・エビデンスに関する情報が 185 件、スポーツを通じた開発に関する情報が 53 件、その他が 67 件であった。

区分	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
海外情報(件)	341	362	332	482	488
国内外会議等(件)	23	36	—	—	4
合計(件)	364	398	332	482	492

(2) 子供のフィジカルリテラシー習得に関わる家庭環境フォローアップ調査の実施

今年度は、昨年度に実施した、「子供のフィジカルリテラシー習得に関わる家庭環境フォローアップ調査」(n=1,000)について、平成 30 年度調査結果との比較を行い、コロナ禍や 2020 年東京大会開催等の影響にも着目し、特に子供のフィジカルリテラシーの心理的側面に特化した統計分析を行った。その結果、親がスポーツや子育てに関する自身の知識や態度を養うことは、我が子のフィジカルリテラシーの心理面の発育の一助となり、また学校運動部活動や地域のスポーツ教室への子供の参加を促すことにつながることを示唆された。

7. 国際スポーツ界との連携強化と最新動向の情報収集・分析・提供

(1) 国際スポーツ界の最新動向の関係団体への提供及び体制整備

IF 役員ポスト、IOC 委員名簿、IF 幹部リスト等、国際スポーツ界の最新動向(決定事項、報告事項、トピックス)を定期的にスポーツ団体、日本人 IF 役員、スポーツ庁、組織委員会幹部やスポーツマネージャー等へ提供し、国際戦略の推進や基盤整備に寄与した。

① 国際スポーツ情報配信サービス

情報提供を定常的に実施するために、スポーツ庁と連携し、国際戦略連絡会議での合意形成を経て実施した。国内のスポーツ関係者への日本スポーツ界全体の国際力の底上げに寄与することを目的とした配信は、本サービスで提供するニュースの背景や多様な視点にアクセスできる情報として、スポーツの世界的潮流に対する理解の促進、国際スポーツ情勢分析に活用された。定期配信のほか、令和 4 年 4 月、11 月及び令和 5 年 3 月にはウクライナ情勢を配信し、7 月にはパリ大会の特集号も配信した。刻々と変化する国際スポーツ動向を様々な視点から配信した結果、これら本配信サービスの記事に対する満足度は 8 割を超え、受信者のニーズに合った情報提供が行えていることが確認できた。

また、来年度以降の配信サービス提供の改善や向上に向け、日本人 IF 役員等 計 13 人にヒアリング調査を実施した。

開始時期：令和 4 年 2 月～

配信回数・件数：配信回数 19 回、ニュース件数 364 件

登録者数：令和 5 年 3 月末現在 359 人(配信開始当初登録者数 191 人 当初から 168 人増)

登録者所属先：スポーツ団体、JOC、JPC、JSPO、日本人 IF 役員、アスリート委員会等(154 団体)

② IF 役員ポスト国籍別調査

令和 4 年 2 月には令和 3 年度の調査結果をまとめたものを JSC の HP やニュースリリースを通して公表した。国籍別に加え、競技別の IF 役員の男女比率(ジェンダー平等の推進)、アスリートの意思決定への参画等の視点等からも調査分析を行った。

また、IF 役員ポスト国籍別獲得数と 2020 年東京大会及び 2022 年北京大会の国別メダル獲得総数を合わせた分析を実施した結果、ポスト数とメダル数に相関がみられることが明らかとなった。

なお、IF 等役員ポスト獲得に向けた関係会議、JOC 理事会資料や国際人養成アカデミー報告書の資料等に有効的に活用された。

③ 2030年冬季オリンピック開催地及び諸外国のオリンピック・パラリンピック大会組織委員会ガバナンスに関する情報提供
 2030年の招致決定プロセス、立候補に関心を示している都市の動向に係る最新情報を集約し、JOC常務理事会等に提供した。
 また、2012年ロンドン大会、2024年パリ大会、2028年ロサンゼルス大会、2032年ブリスベン大会の組織運営におけるガバナンスや法令に関する調査分析レポートをスポーツ政策の推進に関する円卓会議等に提供し、今後のオリンピック・パラリンピック大会等をはじめとする大規模な国際競技大会招致に向けた内部検討資料として活用された。

④ 情報発信向けツールの作成
 JSCの国外向け情報発信力を強化し、海外におけるJSCの認知向上や関係構築に資するため、エビデンス（数字）を強調してJSCの特長を一目で認識できるようにしたフライヤー（英語/日本語版、フランス語/日本語版）及びリーフレット（英語版、フランス語版、日本語版）を作成し、役員等の海外要人対応や海外訪問時の会談等において活用した。

(2) スポーツ基本計画部会での情報提供等

① スポーツ庁との定期的なミーティング（国際スポーツラウンジ）
 国際スポーツに関する定期的な情報交換や共有を図っており、スポーツ庁が政策・施策を推進する上で効果的な情報提供（非公開含む）やスポーツ庁幹部からの調査依頼に対しても、適切なコミュニケーションを図ることでの確に対応し、各分野におけるスポーツ政策等に役立てられた。また、我が国の英デジタル文化・メディア・スポーツ省主催の大臣等会合参加に向けて提供した、ウクライナ情勢に関する国際スポーツ界の最新動向やその背景情報が、我が国の対応方針を決めるための参考情報として活用された。

（主な調査依頼内容）

- ・2030年冬季オリンピック開催地の動向
- ・ロシアのウクライナ侵攻による国際スポーツ界の反応
- ・eスポーツやバーチャルスポーツの海外動向
- ・トランスジェンダー選手の出場資格
- ・各国のオリ・パラ大会組織委の組織運営や関連法案

さらに、流動的かつ多岐にわたる国際スポーツ情勢に関する非公開を含む情報収集と分析を行い、スポーツ庁長官等に対するブリーフィングを毎月実施した。

② スポーツ政策に関する円卓会議（今後の大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方検討プロジェクトチーム）への情報提供

令和4年11月にスポーツ庁やJOCが中心となり設置されたプロジェクトチームの下に構成された作業チームに、海外の大会委員会の組織運営等の状況に関する情報を提供し、指針作成を議論していく際の検討資料として活用された。

③ eスポーツ及びバーチャルスポーツに関する情報提供

eスポーツやバーチャルスポーツに関する動向について、オープンソースでの情報の収集、海外で開催されているイベント調査や国内外のスポーツ関係者からのヒアリングを実施した。スポーツ庁競技スポーツ課への調査報告を行うなど、今後のスポーツ政策や施策立案に向けた参考情報として活用された。

8. 情報の収集・分析及び適時の提供

【中期目標に定められる指標に対する成果】

2つの定量的指標のうち、情報収集数については、有用であると思われる情報を620件収集し、年度目標値（100件以上）の120%以上を達成した。

(1) 情報の収集・分析

上記1. から7. までの活動を通して、令和4年度は年間620件（公開情報：564件、人的情報56件）を収集した。

	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
公開情報	364	398	332	514	564
人的情報	180	244	286	129	56

合計	544	642	618	643	620
----	-----	-----	-----	-----	-----

(2) スポーツ庁や地方公共団体等への適時の情報提供

対象	主な分析・提供事項	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
スポーツ庁	・全庁職員を対象とした諸外国の先進事例に関するメールニュース配信（本）	—	97	90	95	100
	・政策課、健康スポーツ課、国際課への直接的な情報提供及び情報照会対応（件）	—	39	26	51	74
地方公共団体	・JSN 参加団体を対象とした諸外国の先進事例に関するメールニュース配信（本）	—	97	90	95	84
	・情報照会等対応（件）	—	3	14	8	10
スポーツ団体等	・NF ・東京 2020 組織委員会 ・その他 ・職員派遣（委員会委員、講演者、講師等）（件）	—	10	907	3,097	3,380

上記のほか、第3期スポーツ基本計画に係るスポーツ庁からの情報照会への対応として、同庁健康スポーツ課と「諸外国におけるスポーツ実施率に関する目標値」に関する意見交換の場（令和4年6月23日）を設け、追加の情報提供も行った（令和4年7月14日）、同庁政策課には「戦没オリンピックの顕彰や慰霊碑建立」に関する情報提供を行った（令和4年9月9日、10月7日）。また、同庁での女性スポーツに関する庁内横断的な議論が行われる際の参考情報として、女性のスポーツ実施率に関する国際傾向（令和4年9月1日）、女性特有の身体的要因に関する諸外国のスポーツ施策等事例（令和4年9月12日）、英国「This Girl Can」の長期的な成果・課題（令和4年8月4日、8月8日）、2010年から2032年のオリ・パラ開催国に見る女性スポーツのレガシー（令和5年1月13日）に関する情報提供を行った。

(3) データベースでの情報の適時提供

国内外のスポーツ政策・施策に関する情報が蓄積され、常時検索が可能な「スポーツ政策イノベーション・データベース」について、新型コロナウイルス感染症対策関連情報を掲載した「分析・統合情報ページ」を充実させた。また、JSN参加団体向けのニューズレターの登録を開始し、地方スポーツ政策の情報面での支援を強化した。本データベースに登録された情報は、2,917件となった（令和3年度から722件増加）。情報の閲覧数や閲覧された日数は、これらの指標の分析を開始した平成30年度から継続的に増加した（令和4年度の実績に対して、情報閲覧数は92件増加、閲覧された日数は29日増加）。

	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
構築	○	—	—	—	—
利用	—	○	○	○	○
登録情報数（件） （※）内は累積数	202	524	571 (1,531)	664 (2,195)	722 (2,917)
ページ閲覧数*（件）	70	235	809	1341	1,433
利用者数*（人）	15	46	143	217	159
利用日数*（日）	18	44	118	152	181

*JSC関係者以外の者による利用状況

9. スポーツ庁や地方公共団体等の情報の活用と内容・改善の検討

【中期目標に定められる指標に対する成果】

情報提供先からのプラス評価については、提供した情報の有効性について、スポーツ庁担当者の100%及び地方公共団体の97.4%から高評価を得て年度目標値（80%以上）の120%以上を達成した。

(1) 情報の有用性に関する評価

スポーツ庁及び地方公共団体を対象に、令和3年度に提供した情報の有用性について調査を実施した。

① スポーツ庁について

スポーツ庁関係各課からの依頼及び課題やニーズの個別の聞き取りに基づき実施している情報提供がどの程度有効であったかを把握するため、直接的な情報提供の対象であった国際課及び健康スポーツ課の代表者3人に半構造化インタビュー調査（選択肢回答形式のアンケート調査を含む）を実施した。その結果、すべての回答者が、自身の知識・情報の獲得・拡充又は部署内共

	<p>有による知識レベルの向上のいずれかにおいて、提供された情報が有効であったと回答した。また、提供された情報がスポーツ基本計画部会の際に非常に参考になったとの回答があった。</p> <p>② 地方公共団体について</p> <p>JSN 参加団体を対象としたアンケート調査を、令和 5 年 1 月に実施し、483 団体から回答を得た（アンケート調査実施時の JSN 参加団体数は 896 団体であったため、回答率は 53.9%）。</p> <p>提供した情報の有効性について、年度目標値である「80%以上」を超える評価を得た。具体的には、メールニュースについて、「読んでいる」と回答した 375 団体のうち、299 団体が「有効であった」と回答した。これらの情報は、「自分自身の知識・情報の獲得・拡充（79.7%）」「部署内共有による知識レベルの向上（44.5%）」「既存事業改善のための企画・立案の参考（19.2%）」「新規事業の企画・立案の参考（16.8%）」に活用された。</p> <p>(2) 情報提供の内容や方法の改善の検討</p> <p>JSN オンラインセミナーでは、セミナー終了後に参加者に対して、セミナーの内容の有用度や満足度を尋ねるアンケート調査を実施し、セミナー全体で、有用度については回答者の 97.4%が「とても有用」又は「やや有用」と回答し、満足度については回答者の 96.3%が「とても満足」又は「やや満足」と回答した。また、昨年度のセミナー参加者へのアンケート調査を分析した結果、セミナー内での他団体間の相互参照に価値があることが明らかになったため、本年度は国内地方公共団体の事例等の紹介を積極的に促進した。いずれも回答者全員が、「とても有用」又は「やや有用」、「とても満足」又は「やや満足」と回答した。</p> <p>① 国際スポーツ情報配信サービスに関するアンケート調査結果</p> <p>1 月 31 日から 2 月 17 日の間にアンケート調査や個別ヒアリングを実施し、回答者の 8 割を超える関係者から、「配信頻度や内容に満足している。」、「国際スポーツ界の現状を把握するために多く活用、競技団体の国際戦略を策定する上で有益な情報である。」等のコメントが寄せられた。また、国際スポーツ情報の収集に関する枠組みを構築するなど、多角的な視点での情報提供ができるような仕組みを検討した。</p> <p>② 国際スポーツ推進に関する相談窓口の設置に向けた基盤整備</p> <p>昨年度実施したアンケート調査の分析結果に基づき、「小中規模の国際大会」や「事前合宿」の開催を希望する 16 の JSN 加盟自治体に対象を絞った追跡調査や個別ヒアリングを実施し、国際スポーツ推進に関する体系的な支援、相談窓口機能の運用や相談対応のスキームに向けた基盤の整備ができた。</p> <p>特に、愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会からの依頼により、JSC が持つ情報の提供や知見の共有を目的としたオンライン研修を複数回実施した。次年度以降大会準備フェーズから本格的な計画立案フェーズへの移行を見据え、国際競技団体との向き合い方、課題への対応方法や優先順位付け等、ニーズを踏まえた研修プログラムの継続等につながった。2020 年東京大会で得られたレガシー継承を目的とした国内対応機関を支援する効果的なモデル事業として、一定の成果を引き出すことができた。</p>		
--	--	--	--

4. その他参考情報

1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II	業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政	事業レビュー

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
	一般管理費と事業費の削減率	最終年度において△5.0%以上	4,036,948千円	△2.47%	3.50%	△10.52%	△0.66%	0.76%	
	人件費の削減率	最終年度において△5.0%以上	3,436,645千円	△1.05%	△2.57%	△9.67%	△12.21%	△10.45%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価		
<p>【第4期中期目標】</p> <p>IV. 業務運営の効率化に関する事項 業務運営に関しては、業務の質の確保に留意しつつ、事業の見直し・効率化を進め、一般管理費及び事業費については、中期目標期間の最終年度において、平成29年度比5%以上の削減を図る。また、人件費については、中期目標期間の最終年度において、平成29年度比5%以上の削減を図る。</p> <p><具体的な取組> ・毎年度、既存業務の点検・評価を行い、事業の見直し・効率化を行うとともに、令和元年度までに他法人と共同した物品の調達などの間接業務の共同実施について検討する。 ・「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）に準じ、業務の効率化等を図るため、令和元年度までに電子決裁の導入等の事務処理の電子化を検討するなど費用対効果も含めて業務の効率化について検討する。 ・「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、</p>	<p>【第4期中期計画】</p> <p>II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置 2020年東京大会等の大規模国際大会が我が国で開催されることを踏まえ、JSCを取り巻く状況の変化に対応しつつ、業務の質の確保に留意し、業務運営や組織体制を見直すことにより、一般管理費と事業費の合計及び人件費については、中期目標期間の最終年度において、それぞれ平成29年度比5%以上の削減を図る。</p> <p>(1) 毎年度、既存業務の必要性・効率性・有効性について点検・評価を行い、業務の見直し・効率化を行う。 (2) 他法人との消耗品等の共同調達をはじめ、間接業務の共同実施について、令和元年度末までに費用対効果や実現可能性等、様々な観点からの検討を行い、他法人との調整等が整ったものから、順次実施することにより事務の効率化を図る。 (3) 「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）に準じ、業務の効率化を図るため、令和元年度末までに法人全体に共通する業務について優先的に電子決裁の導入等の事務処理の電子化を検討するなど、費用対効果をはじめとして実現可能性を検証し、その結果を踏まえて実施する。 (4) 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。 (5) 理事長のガバナンス等に関する点検や必要な助言を受けるため、外部有識者で構成する「運営点検会議」を毎年度3回実施し、内部統制の推進状況や課題と業務の取組状況について意見交換を行うとともに、その結果を業務運営及び組織の見直しに活用する。 (6) 業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び事業費（新規に追加される業務に係る経費を除く。）について、事業の見直しを進めるなどにより、中期目標期間を通じて効率化を進める。 (7) 人件費（法律等により新規に追加される業務に係る経費を除く。）について、事業の見直しを進めるなどにより、中期目標期間を通じて効率化</p>	<p>【令和4年度計画】</p> <p>II 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置 一般管理費と事業費の合計及び人件費について、中期目標に定められた削減率の達成を目指すため、以下の取組により業務の効率化を推進する。</p> <p>(1) 既存業務の必要性・効率性・有効性について、業務実績に関する主務大臣の評価結果や国の政策・施策の動向等を踏まえて点検・評価を行い、業務の見直し・効率化を行う。 (2) 他法人とコピー用紙の共同調達を実施する。また、その他の間接業務の共同実施については、過去に実施した他の独立行政法人へのヒアリング等を踏まえ、費用対効果や実現可能性等の検討を行い、実施可能なものから順次実施する。 (3) 「働き方改革」に資する法人全体に共通する業務効率化を図ることを目的として、テレワークの活用を推進するための環境整備を図るとともに、オンライン会議の活用促進等による会議運営の効率化やペーパーレス化に取り組む。また、事務処理の電子化については、既存システムの利便性向上等、業務効率化に向けて引き続き検討する。 (4) 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。 (5) 外部有識者で構成する「運営点検会議」を年3回実施し、法令遵守事項をはじめとする内部統制の推進状況や業務の取組状況等についての具体的な課題に対し、点検や助言を受ける。また、その結果を法人の業務運営及び組織の見直しに活用する。 (6) 中期目標における重要度、難易度を考慮した上で、既存業務の点検・評価等による業務の見直しを行い、一般管理費及び事業費について十分に精査した上で予算配賦を行うとともに効率的に執行する。 (7) 平成30年度に策定した人員計画を、社会情勢の動向も踏まえ、引き続き必要に応じて見直し、人件費を効率的に執行する。</p>

<p>PMO の設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 理事長によるガバナンスの点検や必要な助言を受けるため、外部有識者で構成する「運営点検会議」を毎年度3回実施し、その結果を業務運営及び組織の見直しに活用する。 一般管理費及び事業費（新規に追加される業務に係る経費を除く。）については、毎年度既存業務の点検・評価等を通じて効率化を進める。 給与水準については、毎年度国家公務員の水準を十分に考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき策定する「調達合理化計画」の取組を着実に実施する。 全ての内部規程等を確認し、業務が非効率となっている又は実態に即していない規程を令和2年度末までに見直すことにより、業務の効率化と適正化を図る。 資産の適切かつ効率的な管理のために、毎年度1回の研修を実施するとともに、内部監査の結果を踏まえながら、効率的な業務運営が可能となる体制を整備する。 	<p>を進める。</p> <p>(8) 給与水準については、国家公務員の水準を十分に考慮し、毎年度、当該給与水準について検証を行い、適正な水準を維持するとともにその検証結果や取組状況をホームページに公表する。</p> <p>(9) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき毎年度策定する「調達等合理化計画」及びその自己評価について、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会の点検を受けることにより、適正な執行を図る。</p> <p>(10) 全ての内部規程や業務マニュアルについて、業務が非効率となっているか又は実態に即していない内容となっているかという観点で令和2年度末までに内容を順次見直し、業務の効率化と適正化を図る。</p> <p>(11) 資産の適切かつ効率的な管理を行うため毎年度1回の研修を実施するとともに、内部監査の結果を踏まえながら、効率的な業務運営を行うための体制や規程等の見直しなどを進める。</p>	<p>(8) 給与水準については、国家公務員の水準を十分考慮した上で、法人の給与水準を検証し、必要に応じて制度等の見直しを行い、適正化に取り組む。検証結果や取組状況については、ホームページに公表する。</p> <p>(9) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組や「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（令和元年10月18日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することとする。調達に当たっては、原則として一般競争入札によることとし、競争性を確保することにより、コストの削減や透明性の確保を図る。また、契約監視委員会や入札監視委員会による審議及び監事による監査を受け、合理化・適正化の取組状況をホームページにより公表する。</p> <p>(10) 業務の効率化と適正化を図るため、業務マニュアルについて、見直すべき対象を明確にした上で、「独立行政法人日本スポーツ振興センター業務マニュアル等整備方針」が定める点検・更新期間等を通じて、順次更新作業を行う。</p> <p>(11) 資産の適切かつ効率的な管理を行うため毎年度1回の研修を実施するとともに、内部監査の結果を踏まえ、引き続き効率的な業務運営を行う。</p>
---	--	---

中期目標に定められる 主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																								
	主な業務実績等	自己評価	評定	理由																							
<p><主な定量的指標> 特になし</p>	<p><主要な業務実績> 1. 一般管理費及び事業費の削減状況</p> <p>一般管理費及び事業費は、予算を効率的に執行できるよう努めたことなどにより経費の削減を図ったが、燃料価格高騰の影響により光熱費の支出が大幅に増加したために削減状況が抑制され、基準値（平成29年度予算）に対し0.76%の増となった。なお、国立代々木競技場、JISS、NTC屋内トレーニングセンター・ウエスト等の保有施設の管理運営に係る光熱費増加額（249,982千円）を除外した場合の令和4年度実績額は3,817,474千円、一般管理費及び事業費の削減率は5.44%の減となり、目標達成に向けて着実に取り組んだ。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H29 予算 (A) ※1</th> <th>R4 実績 (B) ※1</th> <th>増減率 (%) ((B-A) ÷ A) × 100</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td style="text-align: right;">267,840</td> <td style="text-align: right;">412,668</td> <td style="text-align: right;">※2 54.07</td> </tr> <tr> <td>一般管理費</td> <td style="text-align: right;">267,840</td> <td style="text-align: right;">415,763</td> <td style="text-align: right;">55.23</td> </tr> <tr> <td>消費税率変更による影響額 ※8</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: right;">△3,095</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>業務経費</td> <td style="text-align: right;">3,769,108</td> <td style="text-align: right;">3,981,933</td> <td style="text-align: right;">6.47</td> </tr> <tr> <td>国立競技場等運営費</td> <td style="text-align: right;">466,240</td> <td style="text-align: right;">849,033</td> <td style="text-align: right;">※3 82.10</td> </tr> </tbody> </table>	区分	H29 予算 (A) ※1	R4 実績 (B) ※1	増減率 (%) ((B-A) ÷ A) × 100	一般管理費	267,840	412,668	※2 54.07	一般管理費	267,840	415,763	55.23	消費税率変更による影響額 ※8	-	△3,095	-	業務経費	3,769,108	3,981,933	6.47	国立競技場等運営費	466,240	849,033	※3 82.10	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>一般管理費及び事業費については、燃料価格高騰の影響により光熱費の支出が大幅に増加したために削減状況が抑制され、基準値（平成29年度予算）に対し0.76%の増となった。</p> <p>なお、国立代々木競技場、JISS、NTC屋内トレーニングセンター・ウエスト等の保有施設の管理運営に係る光熱費増加額（249,982千円）を除外した場合の令和4年度実績額は3,817,474千円、一般管理費及び事業費の削減率</p>	<p><評定に至った理由></p>
区分	H29 予算 (A) ※1	R4 実績 (B) ※1	増減率 (%) ((B-A) ÷ A) × 100																								
一般管理費	267,840	412,668	※2 54.07																								
一般管理費	267,840	415,763	55.23																								
消費税率変更による影響額 ※8	-	△3,095	-																								
業務経費	3,769,108	3,981,933	6.47																								
国立競技場等運営費	466,240	849,033	※3 82.10																								

JISS 運営費	1,621,443	1,600,811	△1.27
NTC 運営費	668,561	957,060	※4 43.15
国立登山研修所運営費	53,772	40,366	※5 △24.93
スポーツ振興基金事業費	484,762	266,781	※6 △44.97
スポーツ活動環境公正化事業費	-	-	-
スポーツ及び健康教育普及事業費	474,330	298,878	※7 △36.99
消費税率変更による影響額 ※8	-	△30,995	-
小計…①	4,036,948	4,394,601	8.86
代々木競技場の営業期間の違いによる影響額…② ※9		△327,145	-
合計 (①+②)	4,036,948	4,067,456	0.76

- ※1 運営費交付金の特殊経費分や新規に追加された業務等の経費は含まない。
 ※2 「一般管理費」の増は、情報セキュリティ対策費用の増によるものである。
 ※3 「国立競技場等運営費」の増は、令和2年度に国立代々木競技場の耐震改修等工事が完了し、通年営業したことに伴う運営費の増によるものである。
 ※4 「NTC 運営費」の増は、燃料価格の高騰に伴う光熱費の増によるものである。
 ※5 「国立登山研修所運営費」の減は、予算配分の見直しに伴うものである。
 ※6 「スポーツ振興基金事業費」の減は、競技強化支援事業費の減によるものである。
 ※7 「スポーツ及び健康教育普及事業費」の減は、新型コロナウイルス感染症の影響によるリアルイベント実施取り止め（オンラインにて開催）に伴うものである。
 ※8 令和元年10月1日に消費税率が8%から10%に引き上げられたことによる影響額を控除したものである。
 ※9 代々木競技場運営費について、平成29年度は3か月営業、令和4年度は通年営業であるため、営業期間の違いによる運営費への影響額を考慮するものである。

2. 人件費の削減状況

人件費について、適正な人員配置に努めるとともに、平成30年度に策定した人員計画を見直し、業務効率を勘案しつつ計画的な採用を行ったことにより、目標（第4期中期目標期間最終年度において5%以上削減）の達成に向けて着実に取り組んだ。

（単位：千円）

区分	H29 予算 (A)	R4 実績 (B) ※1	増減率 (%) ((B-A)÷A)×100
人件費 (事業系・管理系)	3,436,645	3,077,651	※2 △10.45

- ※1 基準となる平成29年度予算に計上されていない特殊経費分等は含まない。
 ※2 組織再編等に伴い人員配置を見直したこと及び人員計画に基づき、業務効率を勘案しつつ計画的な採用を行ったことによるものである。

3. 業務効率化の取組について

(1) 業務の見直し・効率化

業務実績に関する主務大臣の評価結果や国の政策・施策の動向等を踏まえ、既存業務の必要性・効率性・有効性の観点から点検し策定した令和4年度計画の実施状況について、JSCが開催する自己評価委員会をはじめとした各種会議において、業務の実施状況について点検・評価するとともに各部署が抱える課題点、懸念事項等に関して討議し、改善につなげるなど法人全体で横串を刺すよう取り組んだ。

加えて、業務に関する情報共有の方法や不正等を防止するために研修資料を作成していること等、各部署において個別に実施している取組を内部統制推進のための好事例として法人全体に紹介するなど、業務効率化に向けて取り組んだ。

また、第5期中期目標の策定に係る協議や第5期中期計画と令和5年度計画の策定においても同様の観点から検討し、それらを踏まえて、第5期中期目標を着実に遂行し、効率的・効果的に業務を推進できるよう組織体制を見直した。

なお、業務実績に関する評価結果や総務省独立行政法人評価制度委員会が発出する各種情報等、独立行政法人やJSCを取り巻く環境の変化の把握や将来の見通しを立てる上で必要な情報を適宜共有し、業務の見直しや効率化に努めた。

は5.44%の減となり、目標達成に向けて着実に取り組んだ。

人件費については、人員配置の見直しや人員計画に基づき、業務効率を勘案しつつ計画的な採用を行ったことにより、基準値（平成29年度予算）に対し10.45%の減となった。

令和4年度計画の実施状況について、JSCが開催する自己評価委員会をはじめとした各種会議において、点検・評価するとともに、法人全体で横串を刺すよう取り組むなど、業務効率化に向けて取り組んだ。

また、テレワークの活用を推進するために、端末の更新と合わせて環境整備を行うなど、働き方改革に取り組んだ。

加えて、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）の通り、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの棚卸を行うなど、JSCが保有する情報システムの適切な整備及び管理に努めた。

【総括】

以上のとおり、所期の目標を達成していると認められることから、B評価とする。

<課題と対応>

一般管理費及び事業費の削減については、燃料価格の高騰に伴い、光熱費の支出増が見込まれることに留意しつつ、引き続き業務の効率化のための取組を行っていくことが必要である。

人件費の削減については、中長期的視野に立った人員計画に基づく人員管理を行いつつ、業務達成のための適切な人員配置を行っていく必要がある。

(2) 間接業務の共同実施

実施可能なものの検討結果を踏まえて、独立行政法人国立美術館、独立行政法人日本芸術文化振興会及び独立行政法人日本学術振興会と共同調達に関する協定書（令和2年12月14日付け）を締結し、「令和4年度コピー用紙の供給」の共同調達を実施し、経費削減を実現した。

また、その他の間接業務の共同実施については、共同調達を実施している他の独立行政法人と共通の仕様で調達可能なものがなかったため、実施に至らなかった。

[参考] コピー用紙の共同調達による経費削減額（税抜）

年度	R 3	R 4	削減額
A 3用紙	1,715 円/箱	1,660 円/箱	△55 円/箱
A 4用紙	1,380 円/箱	1,377 円/箱	△3 円/箱

(3) 「働き方改革」に資する取組

会議運営に係る業務の効率化のため、引き続き専用のノート型端末による会議のオンライン化を推進し、資料共有の工夫による議事進行の円滑化、ペーパーレス化並びに印刷等労力の削減、会議参加に係る移動時間の短縮及び交通費の節約を図った。

また、テレワークの活用を推進するため、オンライン会議に対応した事務用端末への更新と合わせて自宅から法人内システムを使用できる環境の整備を行うことで、リモート会議やオンライン研修を推進し、業務の効率化を図った。さらに、規則等の整備を進めるなど、働き方改革に取り組んだ。

4. PMOの設置等の体制整備並びに情報システムの適切な整備及び管理

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、PMOの設置等の体制整備を行った。また、情報システムの棚卸を行うなど、JSCが保有する情報システムの適切な整備及び管理に努めた。

5. 「運営点検会議」の実施

「運営点検会議」を下記のとおり開催し、「理事長によるガバナンス」の点検や必要な助言を受けるとともに、令和4年度は第4期中期目標期間最終年度となることから、これまでの内部統制・ガバナンス強化に向けた取組に関する議題に加え、見込評価を踏まえた組織・業務見直しの検討や次期目標の策定状況も共有しながら、次期以降の安定的な法人運営と、環境変化を踏まえた組織運営等について意見交換を実施した。また、同会議の意見を反映する形で職員意識調査の内容を精査するとともに、意識調査の結果を踏まえてポータルサイトのレイアウト等を一部変更し、掲示する情報の整理を行うなど、業務運営の改善に取り組んだ。

開催回	日付	主な議題
第1回	令和4年8月5日 (Web会議)	・参議院決算委員会における措置要求決議について ・令和4年度内部統制アクションプランについて ・令和3年度職員意識調査の分析結果について
第2回	令和4年11月22日 (Web会議)	・ガバナンスに関する取組状況について ・令和3年度内部監査結果について ・令和4年度内部統制アクションプランの実施状況について ・令和4年度職員意識調査について ・今中期目標期間における内部統制・ガバナンス強化のための取組について
第3回	令和5年3月24日 (対面)	・ガバナンスに関する取組状況について ・令和4年度内部統制アクションプランの実施状況について ・令和4年度職員意識調査について ・今中期目標期間における内部統制・ガバナンス強化のための取組について

6. 一般管理費及び事業費の効率的な執行

上記「1. 一般管理費及び事業費の削減状況」、「3. 業務効率化の取組について」及び「III-1 予算の適切な管理と効果的な執行等」を参照。

7. 人件費の効率的な執行

持続可能な法人運営を可能とするため、令和4年度人員計画及び令和4年度採用計画を策定し、それに基づく人員配置を行うなど、人件費の一元的な管理を行うとともに、当該計画を適宜見直すなど、人件費の削減目標の達成に向けて取り組んだ。

8. 給与水準の検証及び公表

「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」（平成15年9月（平成26年9月最終改定）総務大臣通知）に基づき、令和3年度にJSCで支払われた役職員の報酬・給与等について、文部科学省及びJSCのHPにおいて公表した（令和4年6月30日）。また、令和4年度分については、令和5年6月に公表する予定である。

なお、給与水準の妥当性については、監事による監査において確認した。

<職員の給与水準の状況>

職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準（年額）の比較指標

区分	対国家公務員	参考		
		地域 勘案	学歴 勘案	地域・ 学歴勘案
事務・技術職員	109.5	100.0	107.1	98.5
研究職員	95.6	93.1	95.5	93.1

<国に比べて給与水準が高くなっている理由>

地域手当の支給割合が高い地域（1級地、東京都特別区）に勤務する職員及び大学卒以上の職員の割合が国家公務員より高いため、対国家公務員指数は高くなっているものの、地域・学歴を勘案した指数は100以下となっている。引き続き、社会一般の情勢や国家公務員の状況を参考として、必要な措置を講じていく。

9. 調達合理化及び契約の適正化

(1) 調達等合理化計画に関する取組

令和4年度調達等合理化計画については、重点的に取り組むべき課題について、すべて実施できたことから、達成できたものと評価している。

① 調達の現状及び前年度比較

(単位：件、千円)

	R 3		R 4		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札	191	19,460,152	149	13,528,936	△42	△5,931,216
	57.2%	64.4%	59.4%	50.6%	△22.0%	△30.5%
企画競争・公募等	12	596,601	5	141,974	△7	△454,626
	3.6%	2.0%	2.0%	0.5%	△58.3%	△76.2%
競争性のある契約（小計）	203	20,056,753	154	13,670,910	△49	△6,385,843
	60.8%	66.4%	61.4%	51.2%	△24.1%	△31.8%
競争性のない 随意契約	131	10,142,639	97	13,041,487	△34	2,898,848
	39.2%	33.6%	38.6%	48.8%	△26.0%	28.6%
合計	334	30,199,392	251	26,712,397	△83	△3,486,995
	100%	100%	100%	100%	△24.9%	△11.5%

※各積算欄と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しない場合がある。

② 調達の実況に係る要因の分析

- ・令和3年度と比較して、全体として件数及び金額ともに減少したが、件数の減少については、令和3年度の契約件数が2020年東京大会に係る調達等で増加したものが、令和4年度は例年どおりの契約状況となったためである。
- ・競争性のある契約の金額の減少については、10億円を超える調達で、令和3年度は3件（新スポーツくじ端末の構築及び運用保守（約89億円）、ハイパフォーマンススポーツセンター管理・運営業務委託（約31億円）及び国立競技場管理・運営業務委託（約16億円））あったのに対し、令和4年度は1件（新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業（90億円））であったことが主な要因である。
- ・競争性のない契約については、件数が減少したものの金額は増加した。これは10億円を超える調達で、令和3年度は3件計約47億円（スポーツくじ販売戻りシステム改善対応（約11億円）、一般定期借地権設定契約（東京都）（約25億円）及びスポーツ振興くじ事業における広告宣伝・広報業務（11億円））だったのに対し、令和4年度は2件計約76億円（スポーツ振興くじ事業における広告宣伝・広報業務において、約21億円及び約55億円）と規模の大きな契約があったことが主な要因である。

③ 一者応札・応募の状況及び前年度比較

（単位：件、千円）

		R 3		R 4		比較増△減	
2 者以上	件数	94	46.3%	70	45.5%	△24	△25.5%
	金額	11,606,296	57.9%	10,913,064	79.8%	△693,231	△6.0%
1 者以下	件数	109	53.7%	84	54.5%	△25	△22.9%
	金額	8,450,457	42.1%	2,757,846	20.2%	△5,692,611	△67.4%
合 計	件数	203	100%	154	100%	△49	△24.1%
	金額	20,056,753	100%	13,670,910	100%	△6,385,843	△31.8%

※各積算欄と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しない場合がある。

④ 一者応札・応募の原因、改善方策

（原因）

- ・令和4年度の一者応札・応募の状況は、契約件数は84件（54.5%）、契約金額は28億円（20.2%）であり、件数及び金額ともに減少しているが、件数の割合は例年並みであった。金額の割合の大幅な減少については、令和3年度が基幹システム構築及び運用保守（約7億）、ハイパフォーマンススポーツセンターの各食堂等の運営・管理業務（約7億円）、ハイパフォーマンススポーツセンター管理・運営業務委託（約31億円）及び国立競技場管理・運営業務委託（約16億円）等、金額の規模の大きな案件において一者応札であったためである。

（改善方策）

- ・JSCのHPに掲載する「発注見通し」について毎月の掲載内容を更新し、掲出可能な案件についてはすべて掲出する。
- ・複数者の入札説明書等受領があったものの、一者応札・応募となった案件について、意見聴取を実施し原因等の把握に努め、次回以降の調達に活用する。
- ・競争参加資格付加理由書のチェックをより厳正に実施し、真に必要な資格等を条件とする。
- ・機種選定理由書及び例示品のチェックをより厳正に実施し、品目等が限定的にならないよう確認を行う。
- ・JSCのHPの調達情報のページから入札説明資料をダウンロードできるようにすることで、応札者の利便性向上を図り、応札しやすい環境を整える。
- ・コピー用紙の共同調達を実施している独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人国立美術館及び独立行政法人日本学術振興会と調達情報のページの相互リンクを貼り付けることにより、調達情報をより広く周知する。

⑤ 契約事務に係る審査体制

- ・個々の契約に関する確認（監事及び監査室による監査）
監事には役員会において審議された契約案件の契約手続に関する決裁文書、監査室には少額随意契約を除くすべての契約案件の契約手続に関する決裁文書について回付を行い、契約の適正化の観点から確認を受けた。
- ・契約監視委員会の審議状況
契約監視委員会を3回開催し、令和4年度調達等合理化計画の策定及び令和3年度調達等合理化計画の自己評価の際の点検を行うとともに、随意契約事由の妥当性、競争性の確保等に係る個々の契約案件（令和4年1月から令和4年9月までの契約案件から抽出した16件）等の点検を行った。点検の状況については契約監視委員会審議概要としてHPに公表した。
- ・入札監視委員会の審議状況
入札監視委員会を2回開催し、令和3年10月から令和4年9月までにJSCが発注した建設工事及び設計・コンサルティング業務のうち、委員会が抽出した9件の入札及び契約の状況などについて審議を行った。審議の状況等については入札監視委員会審議概要としてHPに公表した。

	<p>(2) 会計検査院からの指摘を受けた件に関する取組</p> <p>令和4年度においては、「旧国立競技場の解体に伴う収蔵品の保管場所確保に係る不適正な契約手続について」について、このような事態が生じた背景要因を分析した上で、不適正な契約手続を未然に防止するため、新たに外部有識者も参画する契約手続事前チェックチームを整備し、内部統制強化を含む再発防止に努めた。</p> <p>10. 内部規程及び業務マニュアルの見直し</p> <p>「独立行政法人日本スポーツ振興センター業務マニュアル等整備方針」に基づき、令和4年度においても点検・更新期間を設定し、法人共通事項に関する業務マニュアルを点検し、必要な更新を行うとともに、点検結果を基に業務マニュアル一覧を更新し、JSC内に周知するなど、業務の効率化と適正化を図った。</p> <p>11. 資産の適切かつ効率的な管理</p> <p>資産の適切な管理を浸透させるため、研修会を開催した。また、実査に当たっては、情報技術（タブレット等）を活用して、効率的かつ確実に実査を実施した。</p>		
--	--	--	--

4. その他参考情報

1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
III-1 III-2	予算の適切な管理と効率的な執行等 自己収入の拡大		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政 事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
	自己収入の増加率	最終年度において3.0%以上	3,323,258千円 （前中期目標期間平均）	△38.39%	△15.30%	△45.89%	△31.85%	36.54%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価		
<p>【第4期中期目標】</p> <p>V. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1. 予算の適切な管理と効率的な執行等</p> <p>業務の成果の最大化を実現するため、適切な予算配賦を行うとともに、予算の執行状況を一元的に管理するなど効率的な執行に取り組む。</p> <p><具体的な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を強化する。 運営費交付金債務に留意し、予算を計画的に執行する。なお、残高が発生した場合は、その発生原因等を分析し、解消を図る方策を講ずる。 予算の適切な配賦や効率的な執行など経営努力を継続し、国への財政依存度の減少に努める。 資金の長期借入等を行う場合は、その時期や借入金額等について十分な検討を行った上で、他の業務に支障が生じないような償還計画を作成する。 	<p>【第4期中期計画】</p> <p>III. 財務内容の改善に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1. 予算の適切な管理と効率的な執行等</p> <p>業務成果の最大化を実現するため、中期目標期間を通じて適切な予算配賦を行うとともに、予算の執行状況の一元的な管理や、定期的かつ適時の予算配賦の見直しなどを行うことにより、予算を計画的・効率的に執行する。</p> <p>(1) 中期目標で示された業務に応じた適切な収益化単位の業務を設定し、収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係を明確にするとともに、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。また、予算と実績を管理する上で得た情報を基に効果的な予算配賦を行う体制を構築する。</p> <p>(2) 運営費交付金を効率的に執行するため、適切な予算配分等を行う。また、予算執行計画を定期的に見直すことを通じて、運営費交付金の残高が発生した場合は、その発生原因等を分析し、発生原因に応じて解消を図る。</p> <p>(3) 資金の長期借入等を行う場合は、資金管理委員会において、その時期や借入金額等について十分な検討を行った上で、適時適切に借入れを行うとともに、他の業務に支障が生じないような償還計画を作成する。</p> <p>2. 自己収入の拡大</p> <p>自己収入について、中期目標期間の最終年度において、前中期目標期間の平均に比べ3%以上の増加を図るため、スポーツ施設の使用料収入等を増加することはもとより、新たな自己収入の拡大方策を取り入れることも含め、多様な財源の確保に努める。</p> <p>(1) スポーツ施設の更なる利用促進に向けた取組を行い、利用率の向上を図るとともに、類似施設や周辺施設の状況等を踏まえ、利用料金を定期的に検証し、適正な利用料金を設定する。</p> <p>(2) インターネットを通じた新たな寄附金の獲得方策について、他の独立行政法人の事例や費用対効果を検証し、その結果を踏まえ、取組を実施する。</p> <p>(3) ネーミングライツの導入が行われていない施設への導入可能性について、類似施設の情報収集及び効果・影響の検証等を踏まえて検討し、令和元年度末までに結論を出す。</p>	<p>【令和4年度計画】</p> <p>III 財務内容の改善に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1 予算の適切な管理と効率的な執行等</p> <p>(1) 業務成果の最大化を実現するため、既存業務の必要性・効率性・有効性についての点検・評価を踏まえた適切な予算配賦について、役員会で審議し決定するとともに、特に経営方針に適合した弾力的な運用にも配慮する。 また、予算管理担当部署において、予算の執行状況の一元的な管理や、予算配賦の見直しを年2回程度行うこと等により、予算を計画的・効率的に執行し、運営費交付金の残高に留意するとともに、その解消を図る。 あわせて、次年度以降の効果的な予算配賦に資するため、予算配賦の見直し等において情報の収集・分析を行う。</p> <p>(2) 資金の長期借入等を行う場合は、資金管理委員会において、その時期や借入金額等について十分な検討を行った上で、適時適切に借入れを行うとともに、他の業務に支障が生じないような償還計画を作成する。</p> <p>2 自己収入の拡大</p> <p>自己収入について、中期目標を達成するため、スポーツ施設の使用料収入等を増加することはもとより、新たな自己収入の拡大方策を取り入れることも含め、中期目標期間中に多様な財源を確保できるよう、平成30年度に作成した自己収入の拡大のためのロードマップに沿って以下の取組を行う。</p> <p>(1) スポーツ施設について、更なる利用促進に向けた取組を行うとともに、類似施設や周辺施設の状況等を踏まえ、利用料金を検証し、適正な利用料金を設定する。</p> <p>(2) インターネットを通じた新たな寄附金の獲得方策について、令和2年度に試行実施したクラウドファンディングにおいて明らかとなった課題を整理した結果を踏まえて、実施可能なものから順次実施する。</p> <p>(3) 令和元年度に策定したネーミングライツの導入に関する方針を踏まえ、必要に応じて情報収集を行う。</p>

<p>2. 自己収入の拡大 自己収入に関しては、以下の取組を行うことにより多様な財源を確保し、中期目標期間の最終年度において、前中期目標期間の平均に比べ 3%以上の増加を図る。</p> <p><具体的な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設の更なる利用促進に向けた取組を行い、利用率の向上を図るとともに、定期的に利用料金の検証を行う。 ・インターネットを通じ広く寄付金を募るなど新たな寄付金の獲得方策を行う。 ・ネーミングライツの導入が行われていない施設について導入を検討する。 																					
<p>中期目標に定められる 主な評価指標等</p>	<p>法人の業務実績・自己評価</p>		<p>主務大臣による評価</p>																		
<p><主な定量的指標> 特になし</p>	<p>主な業務実績等</p> <p><主要な業務実績></p> <p>1. 適切な予算配賦</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度計画予算策定時に予算管理方針を明確に示した上で、予算管理担当部署において執行状況の一元的な管理を実施した。一般勘定については令和4年7月末時点及び10月末時点の執行状況に基づき、令和4年9月及び12月の役員会における審議を経て予算配賦の見直し（定期的な見直し）を実施し、運営費交付金の残高に留意しつつ、予算の効率的な執行を図った。 ・理事長の裁量により組織運営のために効率的・弾力的に執行する経費を有効活用し、リモート環境を活用した意思疎通の円滑化を図るなど経営上の諸課題に対応した。 ・令和4年10月末時点の執行状況を踏まえて次年度の当初予算配賦を実施するなど、見直しにおいて当年度の決算見込み等の情報を収集し、当初予算との相違等を分析した上で次年度以降の効果的な予算配賦のために活用した。 <ul style="list-style-type: none"> ・予算、決算の状況（Ⅲ－3 参照） ・運営費交付金債務の執行状況（Ⅲ－3～5 参照） <p>2. 長期借入れの実施</p> <p>(1) 長期借入れを行うに当たっては、資金管理委員会を開催し、借入時期や借入金額について十分な検討を行った。 令和4年度資金管理委員会の開催回数：4回</p> <p>(2) 令和4年度は、下記のとおり、償還計画(文部科学大臣認可)に基づき返済を行った。なお、償還計画の作成に当たっては、他の業務に支障が生じないよう配慮した。</p> <table border="1" data-bbox="504 1228 1512 1436"> <thead> <tr> <th>融資実行</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年4月16日</td> <td>311億円</td> <td>令和4年6月24日に90億円を返済。(元金残高41億円)</td> </tr> <tr> <td>平成31年3月22日</td> <td>256.8億円</td> <td>元金の返済は、令和4年度まで猶予されており、令和5年度から開始。</td> </tr> <tr> <td>令和元年12月26日</td> <td>212.2億円</td> <td>一部(27.4億円)は令和2年7月27日に融資実行。元金の返済は、令和8年度まで猶予されており、令和9年度から開始。</td> </tr> <tr> <td>令和4年3月30日</td> <td>79.42億円</td> <td>令和4年4月1日返済。</td> </tr> <tr> <td>令和5年3月30日</td> <td>80.28億円</td> <td>令和4年度には返済がなく、令和5年4月3日返済。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※融資実行日順</p>	融資実行	金額	備考	平成30年4月16日	311億円	令和4年6月24日に90億円を返済。(元金残高41億円)	平成31年3月22日	256.8億円	元金の返済は、令和4年度まで猶予されており、令和5年度から開始。	令和元年12月26日	212.2億円	一部(27.4億円)は令和2年7月27日に融資実行。元金の返済は、令和8年度まで猶予されており、令和9年度から開始。	令和4年3月30日	79.42億円	令和4年4月1日返済。	令和5年3月30日	80.28億円	令和4年度には返済がなく、令和5年4月3日返済。	<p>自己評価</p> <p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>予算の管理及び執行については、予算管理方針に基づき計画的・効率的に執行するとともに、理事長の裁量により組織運営のために効率的・弾力的に執行する経費を有効活用し、経営上の諸課題に対応した。</p> <p>国立競技場については、平成26年6月から令和元年11月まで休業となっていたが、令和4年度から通年営業を開始した。国立代々木競技場については、耐震改修等工事による施設機能向上や周辺類似施設の状況等を踏まえ、令和元年度及び令和3年度に利用料金の見直しを行った。また、令和4年度から通年営業を開始し、スポーツ利用に支障のない範囲でその他イベントの利用促進を行った。以上のことから、自己収入については、目標値を上回る結果(増減率36.54%)となった。</p> <p>【総括】 以上のとおり、所期の目標を達成していると認められることから、B評価とする。</p>	<p><評定に至った理由></p>
融資実行	金額	備考																			
平成30年4月16日	311億円	令和4年6月24日に90億円を返済。(元金残高41億円)																			
平成31年3月22日	256.8億円	元金の返済は、令和4年度まで猶予されており、令和5年度から開始。																			
令和元年12月26日	212.2億円	一部(27.4億円)は令和2年7月27日に融資実行。元金の返済は、令和8年度まで猶予されており、令和9年度から開始。																			
令和4年3月30日	79.42億円	令和4年4月1日返済。																			
令和5年3月30日	80.28億円	令和4年度には返済がなく、令和5年4月3日返済。																			

<主要な業務実績>

1. 自己収入の拡大

国立競技場については、平成26年6月から令和元年11月まで休業となっていたが、令和4年度から通年営業を開始した。国立代々木競技場については、耐震改修等工事による施設機能向上や周辺類似施設の状態等を踏まえ、令和元年度及び令和3年度に利用料金の見直しを行った。また、令和4年度から通年営業を開始し、スポーツ利用に支障のない範囲でその他イベントの利用促進を行った。以上のことなどから、自己収入については、目標値を上回る結果（増減率36.54%）となった。

（単位：千円）

区分	前中期目標期間平均 (A) ※1	R4年度実績 (B) ※1	増減率 (%) ((B-A) ÷ A) × 100
国立競技場等運営収入	2,152,104	3,329,719	※2 54.72
JISS 運営収入	395,157	273,683	※3 △30.74
NTC 運営収入	511,843	710,829	※4 38.88
国立登山研修所運営収入	1,744	2,964	69.96
スポーツ及び健康教育普及事業収入	87,213	85,496	△1.97
寄附金収入	965	1,157	19.85
営業外収入	59,651	118,638	※5 98.89
利息収入	4,002	13,752	※6 243.64
その他収入	110,579	1,468	※7 △98.67
合計	3,323,258	4,537,705	36.54

- ※1 自己収入のうち、基金運用収入、スポーツ振興投票事業収入及び共済掛金収入に関するものは含まない。
- ※2 「国立競技場等運営収入」の増は、施設利用収入の増によるものである。
- ※3 「JISS 運営収入」の減は、新型コロナウイルス感染症の影響による JISS の施設利用が減少したことによるものである。
- ※4 「NTC 運営収入」の増は、NTC 屋内トレーニングセンター・イースト収入の増によるものである。
- ※5 「営業外収入」の増は、日本青年館・日本スポーツ振興センタービル駐車料収入等の増によるものである。
- ※6 「利息収入」の増は、余裕資金を効率的に運用したことによるものである。
- ※7 「その他収入」の減は、第3期中期目標期間において旧国立競技場のとりこわし工事に伴う発生材の売払収入があったこと等によるものである。

2. 適正な利用料金の設定

国立代々木競技場室内水泳場においては、周辺類似事業の状態等を踏まえ、女性水泳教室の受講料の値上げを行った。また、全国大規模アリーナ協議会等を活用して、第一体育館及び第二体育館の類似施設の利用料金等の情報収集を行うなど、他施設の情報収集等に努めた。

3. インターネット等を通じた新たな寄附金の獲得等

(1) 寄附金獲得方策の検討

令和2年度に試行的に実施したクラウドファンディングの取組を通じて明らかになった広報・周知活動等の課題を踏まえて検討した結果、より効果的・効率的な自己収入拡大の方策には、広く寄附募集への賛同を得る必要性を認識したため、文部科学省が令和3年度に設置した「寄附検討チーム」の中間報告書「教育・文化・スポーツ・科学技術の振興に係る寄附増進に向けて」（令和4年4月 文部科学省寄附検討チーム）に記載された内容を基に、プロジェクト型寄附を検討する際の考え方について整理するとともに、オンライン決済、他の公的機関等のHPについて情報収集した。また、同チームが開設したポータルサイトに参画し、スポーツ振興基金のリンクを登録した。

(2) その他の寄附金等に関する取組

JSC が保有する資源を活用するなどし、以下のとおり寄附金を得た。

① JSN 寄附金付自動販売機による寄附

JSN に加盟する地方公共団体のスポーツ施設等に寄附金付自動販売機を設置し、寄附金を得た。

区分	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
設置団体数	23	23	21	21	22
設置台数	48	49	45	41	42
金額(千円)	2,093	2,411	1,137	1,175	1,157

<課題と対応>

引き続き、予算の適切な管理を実施するとともに、計画的・効率的な執行に努める。

資金の長期借入れについては、引き続き、他の業務に支障が生じないような償還計画を作成し、長期借入金の返済を行う。

② その他企業等からの寄附

JSCの事業に理解のある企業等から寄附金を得た。

区分	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
寄附件数	3	3	2	5	8
金額(千円)	2,644	1,655	210	230,320	1,404

4. ネーミングライツ導入に関する状況

(1) 導入したネーミングライツの状況

既にハイパフォーマンススポーツセンターにおいて、平成21年より独立行政法人最初の事例として、ネーミングライツを導入しており、令和4年度も年間135,000千円の収入を安定的に得ることができた。

<命名権の獲得状況>

対象施設：①ナショナルトレーニングセンター（平成21年～）

- ・屋内トレーニングセンター・ウエスト（西館）
- ・屋内トレーニングセンター・イースト（東館）
- ・屋内テニスコート
- ・陸上トレーニング場
- ・アスリートヴィレッジ

②西が丘サッカー場（平成24年～）

付与名称：①「味の素ナショナルトレーニングセンター」

②「味の素フィールド西が丘」

契約期間：令和元年12月1日～令和7年3月31日

契約金額：年額135,000千円（消費税除く）

(2) ネーミングライツ導入に関する情報収集

令和元年度に策定した、ネーミングライツの導入に関する方針より、原則として新たな施設に命名権を導入することについて見送ることとしたが、2020年東京大会後の競技施設への命名権の導入状況を中心に、情報を収集した。

5. 法人の機能を強化するための検討

令和3年度10月に新設した企画渉外担当において、法人が保有する知見等の経営資源を整理し活用するための検討を行った。また、外部機関との連携強化やより効果のある社会的活用に資するため、各事業横断的な情報発信等について検討した。

4. その他参考情報

1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ-3～5	予算、収支計画、資金計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
【第4期中期目標】	【第4期中期計画】	【令和4年度計画】	
	<p>Ⅲ. 財務内容の改善に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>3. 期間全体に係る予算（人件費の見積りを含む。）</p> <p>(1) 総計 別表-1のとおり</p> <p>(2) 投票勘定 別表-2のとおり</p> <p>(3) 災害共済給付勘定 別表-3のとおり</p> <p>(4) 免責特約勘定 別表-4のとおり</p> <p>(5) 特定業務勘定 別表-5のとおり</p> <p>(6) 一般勘定 別表-6のとおり</p> <p>4. 期間全体に係る収支計画</p> <p>(1) 総計 別表-7のとおり</p> <p>(2) 投票勘定 別表-8のとおり</p> <p>(3) 災害共済給付勘定 別表-9のとおり</p> <p>(4) 免責特約勘定 別表-10のとおり</p> <p>(5) 特定業務勘定 別表-11のとおり</p> <p>(6) 一般勘定 別表-12のとおり</p> <p>5. 期間全体に係る資金計画</p> <p>(1) 総計 別表-13のとおり</p> <p>(2) 投票勘定 別表-14のとおり</p> <p>(3) 災害共済給付勘定 別表-15のとおり</p> <p>(4) 免責特約勘定 別表-16のとおり</p> <p>(5) 特定業務勘定 別表-17のとおり</p> <p>(6) 一般勘定 別表-18のとおり</p> <p>※上記は、中期計画上の記載であり、本資料には添付していない。</p>	<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>3 令和4年度の予算（人件費の見積りを含む。）</p> <p>(1) 災害共済給付勘定 別表-1のとおり</p> <p>(2) 免責特約勘定 別表-2のとおり</p> <p>(3) 特定業務勘定 別表-3のとおり</p> <p>(4) 一般勘定 別表-4のとおり</p> <p>4 令和4年度の収支計画</p> <p>(1) 災害共済給付勘定 別表-5のとおり</p> <p>(2) 免責特約勘定 別表-6のとおり</p> <p>(3) 特定業務勘定 別表-7のとおり</p> <p>(4) 一般勘定 別表-8のとおり</p> <p>5 令和4年度の資金計画</p> <p>(1) 災害共済給付勘定 別表-9のとおり</p> <p>(2) 免責特約勘定 別表-10のとおり</p> <p>(3) 特定業務勘定 別表-11のとおり</p> <p>(4) 一般勘定 別表-12のとおり</p> <p>※上記は、年度計画上の記載であり、本資料には添付していない。</p>	
中期目標に定められる主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
<評価指標> 特になし	<p>主な業務実績等</p> <p><主要な業務実績></p> <p>1. 予算、収支計画及び資金計画と実績の対比</p> <p>(1) 令和4年度予算（総計） ※別表-1参照</p> <p>【主な増減理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ振興投票事業収入は、投票券発売収入の増により、計画額に比べて増加した。 ・国立スポーツ科学センター運営費は、前年度から繰り越した業務の実施により、計画額に比べて増加した。 ・競技力向上事業費は、前年度から繰り越した業務の実施により、計画額に比べて増加した。 ・スポーツ振興投票業務運営費は、経費の節約により、計画額に比べて減少した。 ・給付金は、医療費等の減により、計画額に比べて減少した。 		<p>自己評価</p> <p><評定と根拠></p> <p>評定：一</p> <p>予算及び収支計画は、スポーツ振興投票事業収入が増加したこと等により、全体的には収入が支出を上回り、総利益を計上している。</p>
			<評定に至った理由>

(2) 令和4年度収支計画(総計) ※別表-7参照

【主な増減理由】

- ・予算における増減理由のとおり。

(3) 令和4年度資金計画(総計) ※別表-13参照

【主な増減理由】

- ・業務活動による収入及び支出については、予算における増減理由のとおり。
- ・投資活動による支出は、定期預金の預入れの増により、計画額に比べて増加した。
- ・投資活動による収入は、定期預金の払戻しの増により、計画額に比べて増加した。

2. 当期総利益(△当期総損失)の状況

区分	金額(千円)
投票勘定	2,572,559
災害共済給付勘定	3,587,316
免責特約勘定	282,571
特定業務勘定	8,071,582
一般勘定	4,050,428

【主な当期総利益(△当期総損失)の発生要因】

- ・投票勘定
次期システム初期投資への積立てによるもの。
- ・災害共済給付勘定
共済掛金等の収入が給付金等の支出を上回ったことによるもの。
- ・免責特約勘定
支払備金の減少(戻入)による収益の増加によるもの。
- ・特定業務勘定
特定業務特別準備金を長期借入金の返済に使用(戻入)したことによるもの。
- ・一般勘定
業務達成基準(管理部門の活動については期間進行基準)による利益及び運営費交付金の精算収益化による利益によるもの。

3. 利益剰余金の状況

区分	金額(千円)
投票勘定	15,299,303
災害共済給付勘定	11,616,497
免責特約勘定	2,746,469
特定業務勘定	55,609,597
一般勘定	8,617,091

4. 運営費交付金債務の執行状況

一般勘定において令和4年度に交付された運営費交付金は20,604百万円、運営費交付金債務の期首残高は6,502百万円である。そのうち未執行額は2,540百万円であり、未執行率(※)は9.4%である。未執行額は、主に競技力向上事業費等に係る事業の継続により未執行となったものである。

※期首残高に交付金当期交付額を加えたもので、期末残高を除いて求めている。

(残高が発生した場合の原因分析及び解消のための方策)

運営費交付金収益化においては業務達成基準を採用しており、運営費交付金の未執行は上記理由によるものである。未執行による運営費交付金の残額は、中期目標期間最終年度のため、独立行政法人会計基準第81第4項の規定に基づき、精算のために収益化する。

その他、年度計画で策定した予算・収支計画・資金計画及び運営費交付金債務の執行についても適切に管理されている。

<課題と対応>

運営費交付金については、独立行政法人会計基準に基づき、適切な予算管理に努める。

令和4年度の予算（人件費の取崩りを含む。）

【別表-1】
令和4年度 年度予算（総計）

【別表-2】
令和4年度 年度予算（投票勘定）

区分	計画額	実績額	差額
【収入】			
運営費交付金	20,604	20,604	-
施設整備費補助金	2,150	1,914	△ 236
文化芸術振興費補助金	-	8	8
災害共済給付補助金	2,032	2,022	△ 10
基金運用収入	78	79	1
国立競技場等運営収入	2,622	3,330	708
国立科学博物館運営収入	3,375	274	△ 1,011
国立立木・科学センター運営収入	1,072	711	△ 362
国立登山研修所運営収入	1	3	2
本庁及び健康教育普及事業収入	76	86	10
本庁振興投票事業収入	110,621	112,088	1,467
本庁振興投票事業準備金戻入	16,252	16,386	134
本庁振興投票助成事業費	11,641	13,516	1,875
本庁振興投票助成事業収入	9,000	9,505	505
本庁振興投票準備金戻入	8,028	8,028	0
本庁振興投票準備金繰入	50	32	△ 18
特定業務特別準備金繰入	1,854	1,578	△ 276
寄附金収入	17	13	△ 4
営業外収入	111	119	8
利息収入	61	68	7
その他収入	92	90	△ 2
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	144	144
独立行政法人日本スポーツ振興センター法	626	626	△ 0
附則第9条の6による積立金取崩額			
計	187,272	191,224	3,952

区分	計画額	実績額	差額
【収入】			
本庁振興投票事業収入	110,621	112,088	1,467
本庁振興投票事業準備金戻入	11,641	13,516	1,875
利息収入	44	32	△ 12
その他収入	-	85	85
計	122,306	125,721	3,415
【支出】			
業務経費	40,252	40,128	△ 124
うち、人件費	494	632	138
本庁振興投票業務準備金戻入	28,117	25,979	△ 2,138
本庁振興投票助成事業費	11,641	13,516	1,875
本庁振興投票助成事業収入	89	136	47
一般管理費	55,000	55,712	712
私戻送還金	89	136	47
国庫納付金	3,923	4,020	97
特定業務勘定へ繰入	11,000	11,142	142
特定業務特別準備金繰入	11,768	12,101	333
本庁振興投票事業準備金繰入	122,031	123,239	1,207

- ※1 投票券発売収入の増
- ※2 助成事業費の増
- ※3 運用利率の減による減
- ※4 過年度助成金の返還金及び加算金等による
- ※5 業務量の増に伴う増
- ※6 節約による減
- ※7 助成事業費の増
- ※8 管理費用の増
- ※9 投票券発売収入の増に伴う増

【支出】			
業務経費	64,288	67,154	2,865
うち、人件費（事業系）	3,361	3,417	56
新国立競技場整備事業費	1,092	1,168	76
国立代々木競技場耐震改修等工事費	0	0	0
ワヨハレニグレウェア拡充整備用地取得等費	-	0	0
国立競技場等運営費	3,842	3,731	△ 111
国立スポーツ科学センター運営費	1,958	2,588	630
国立登山研修所運営費	2,040	2,184	145
国立立木・科学センター運営費	53	60	7
スポート振興基金事業費	9,913	12,163	2,250
組織基盤強化支援事業費	300	289	△ 11
スポート活動環境公正化事業費	90	66	△ 24
スポート及び健康教育普及事業費	28,117	25,979	△ 2,138
スポート振興投票準備金繰入	11,641	13,516	1,875
スポート振興投票準備金繰入	16,353	14,186	△ 2,167
スポート振興投票助成事業費	1,771	1,295	△ 476
給付金	2,553	2,603	50
受託事業費	1,025	950	△ 74
一般管理費	950	1,529	124
うち、人件費（管理系）	2,150	1,916	△ 234
施設整備費	-	5	5
研究設備整備費	-	1	1
文化芸術振興費	55,000	55,712	712
私戻送還金	3,923	4,020	97
国庫納付金	11,768	12,101	333
スポート振興投票事業準備金繰入	11,000	11,142	142
特定業務特別準備金繰入	17,186	17,186	0
事業外支出	16,945	16,945	0
うち、借入金等償還	241	241	0
支払利息	118	-	△ 118
計	186,109	187,320	1,211

- 【注記】
- 勘定間の繰入額は、損益計算書科目の費用と収益が同建てられている場合には相殺している。
 - 各種計算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある（以下別表18まで同じ。）。

※注 計画額及び実績額において、計上する金額が百万円未満の場合は「0」とし、計上する金額が100の場合には「-」とした（以下別表18まで同じ。）。

【参考】
国からの収入（運営費交付金、施設整備費補助金、文化芸術振興費補助金及び災害共済給付補助金）が法入全体の収入に占める割合は12.8%である。

令和4年度 年度予算（災害共済給付勘定）

【別表-3】
（単位：百万円）

区分	計画額	実績額	差額
【収入】			
災害共済給付補助金	2,032	2,022	△ 10
共済掛金収入	16,015	16,147	△ 132
免責特約勘定より受入 利息収入	263	144	△ 119
その他収入	7	14	7
計	-	2	2
18,316	18,328	12	
【支出】			
給付金	16,353	14,186	△ 2,167
一般勘定繰入金	448	419	△ 29
計	16,801	14,605	△ 2,196
※4			

- ※1 免責特約勘当給付額の減
- ※2 効率的な運用による増
- ※3 給付金の返還による
- ※4 医療費等の減

令和4年度 年度予算（免責特約勘定）

【別表-4】
（単位：百万円）

区分	計画額	実績額	差額
【収入】			
共済掛金収入	237	239	2
利息収入	2	2	△ 0
計	239	241	2
【支出】			
災害共済給付勘定へ繰入	263	144	△ 119
一般勘定繰入金	30	30	-
計	293	174	△ 119

- ※1 免責特約勘当給付額の減

令和4年度 年度予算（特定業務勘定）

【別表-5】
（単位：百万円）

区分	計画額	実績額	差額
【収入】			
投資勘定より受入	11,000	11,142	142
特定業務特別準備金戻入	9,000	9,505	505
長期借入金等	8,028	8,028	-
都道府県整備費負担金	50	32	△ 18
利息収入	-	7	7
積立金取崩額	626	626	△ 0
計	28,704	29,340	636
【支出】			
業務経費	1,092	1,168	76
うち、新国立競技場整備事業費	1,092	1,168	76
国立代々木競技場所産改修等工事費	-	0	0
ワタハイコンクリート株式会社整備用地取得等費	0	0	0
特定業務特別準備金繰入	11,000	11,142	142
※1			
事業外支出	17,186	17,186	0
うち、借入金等償還	16,945	16,945	0
支払利息	241	241	0
計	29,278	29,496	218

- ※1 投票券発売収入の増に伴う増
- ※2 分担当象経費受入額の減
- ※3 余裕金の運用による

令和4年度 年度予算（一般勘定）

【別表-6】

（単位：百万円）

区分	計画額	実績額	差額
【収入】			
運営費交付金	20,604	20,604	-
施設整備補助金	2,150	1,914	△ 236
文化芸術振興費補助金	-	8	8
基金運用収入	78	79	1
国立競技場等運営収入	2,622	3,330	708
国立スポーツ科学センター運営収入	375	274	△ 101
ワカサキニッポンセンター運営収入	1,072	711	△ 362
国立登山研修所運営収入	1	3	2
本庁及び健康教育普及事業収入	76	86	10
受託事業収入	1,854	1,578	△ 276
寄附金収入	17	13	△ 4
賞金外収入	111	119	7
災害共済給付勘定受入金	448	419	△ 29
免責特約勘定受入金	30	30	-
利息収入	8	14	6
その他収入	1	5	4
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	144	144
計	29,448	29,329	△ 118
【支出】			
業務経費	22,945	25,858	2,913
うち、人件費（事業系）	2,867	2,785	△ 82
国立競技場等運営費	3,842	3,731	△ 111
国立体育科学センター運営費	1,938	2,588	630
ワカサキニッポンセンター運営費	2,040	2,184	145
国立登山研修所運営費	53	60	7
本庁運営基盤事業費	903	1,108	204
本庁運営向上事業費	9,913	12,163	2,250
組織基盤強化支援事業費	300	289	△ 11
本庁活動環境公正化事業費	90	66	△ 24
本庁及び健康教育普及事業費	1,771	1,295	△ 476
受託事業費	979	884	△ 95
一般管理費	2,464	2,467	3
うち、人件費（管理系）	1,025	950	△ 74
施設整備費	1,440	1,517	△ 77
施設整備整備費	2,150	1,916	△ 234
文化芸術振興費	-	5	5
予備費	118	-	118
計	29,448	31,542	2,095

- ※1 事業量の減に伴う減
- ※2 前年度文化庁補助事業の確定による施設利用の増
- ※3 施設利用の減
- ※4 運営費交付金収入受入による増
- ※5 ナビスタ販売収入受入による増
- ※6 国立競技場スタジアムツアーの収入の増
- ※7 エポーツ庁委託事業の契約延長による減
- ※8 寄附金付自動販売機に係る寄附の減
- ※9 効率的な運用による増
- ※10 為替差益等の計上及び過年度助成金の返還による増
- ※11 事業量の増
- ※12 前年度より業務の継続による増
- ※13 事業量の増
- ※14 補助事業の実施による
- ※15 文化庁補助事業の実施による
- ※16 予算配分の見直しによる
- ※17

令和4年度 収支計画 (総計)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
費用の部	168,986	168,993	27
經常費用	146,198	145,727	△ 471
業務経費	66,281	68,541	2,260
給付金	16,333	14,186	△ 2,167
払戻返還金	55,000	55,712	712
受託事業費	1,771	3,711	△ 1,940
国庫納付金	3,923	4,020	97
特定業務助定<繰入	2,531	2,535	5
一般管理費	341	358	17
財務費用	337	354	17
支払手数料	3	3	0
雑損	3	3	0
臨時損失	—	23,267	23
固定資産除却損	—	23	23
本<->振興投票事業準備金繰入	11,768	12,101	333
特定業務特別準備金繰入	11,000	11,142	142
収益の部	178,809	186,787	7,978
經常収益	158,168	161,224	3,056
運営費交付金収益	20,604	22,660	2,056
災害共済給付補助金収益	2,032	2,022	△ 10
施設費収益	—	290	290
文化芸術振興費補助金収益	—	8	8
国立競技場等運営収入	2,622	3,330	708
国立研究開発法人<運営収入	3,75	264	△ 111
国立登山研修所運営収入	1,072	711	△ 362
本<->及び健康教育普及事業収入	1	2	1
本<->振興投票事業収入	76	200	124
共済掛金収入	110,621	112,088	1,467
利息及び配当金収入	16,252	16,386	134
受託事業収入	80	81	1
郵便貯票整備費負担金収入	1,854	410	△ 1,443
都道府県整備費負担金収入	50	—	△ 50
寄附金収入	17	30	13
賞与引当金見返に係る収益	—	0	—
追継給付引当金見返に係る収益	313	326	13
支払備入金	425	173	△ 252
資産見返<運営費交付金戻入	—	195	195
資産見返<競技力向上支援事業費補助金戻入	625	775	149
資産見返<競技力向上支援事業費補助金戻入	—	0	0
資産見返<担入金戻入	184	174	△ 10
資産見返<寄附金戻入	786	785	△ 1
財務収益	7	30	23
受取利息	61	69	8
有価証券利息	61	65	5
為替差益	—	2	2
雑益	—	1	1
臨時利益	113	216	103
運営費交付金精算収益化額	20,641	25,562	4,921
固定資産売却益	—	2,541	2,541
本<->振興投票事業準備金戻入	—	0	0
特定業務特別準備金戻入	11,641	13,516	1,875
純利益 (△総損失)	9,843	9,505	505
前中期目標期間繰越積立金取崩額	2	145	144
積立金取崩額	626	626	△ 0
総利益 (△総損失)	10,471	18,564	8,094

【別表-7】

令和4年度 収支計画 (投票助定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
費用の部	120,924	123,149	2,225
經常費用	109,156	111,047	1,892
業務経費	38,949	39,808	859
※1 払戻返還金	55,000	55,712	712
※2 国庫納付金	3,923	4,020	97
※2 特定業務助定<繰入	11,000	11,142	142
※3 一般管理費	192	260	68
財務費用	92	106	14
支払利息	92	106	14
臨時損失	—	12,101	12,101
固定資産除却損	—	0	0
本<->振興投票事業準備金繰入	11,768	12,101	333
※2	—	0	0
収益の部	122,306	125,721	3,415
經常収益	110,665	112,205	1,540
※4 本<->振興投票事業収入	110,621	112,088	1,467
貸倒引当金戻入	—	0	0
財務収益	44	32	△ 12
受取利息	44	32	△ 13
有価証券利息	—	0	0
雑益	—	85	85
臨時利益	11,641	13,516	1,875
本<->振興投票事業準備金戻入	11,641	13,516	1,875
純利益 (△総損失)	1,383	2,573	1,190
総利益 (△総損失)	1,383	2,573	1,190

- ※1 助成事業費の増
- ※2 投票券発売収入の増に伴う増
- ※3 管理費用の増
- ※4 投票券発売収入の増

【別表-8】

【注記】

勘定明の繰入額は、損益計算書科目の費用と収益が両建てされている場合には相殺している。

令和4年度 収支計画（災害共済給付勘定）

【別表-9】

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
費用の部	16,905	14,741	△ 2,164
経常費用	16,905	14,741	△ 2,164
給付金	16,353	14,186	△ 2,167
一般勘定繰入金	532	323	△ 209
支払備当繰入金	-	21	21
貸与引当金繰入	-	9	9
法定補利息	-	1	1
収益の部	18,316	18,328	12
経常収益	18,316	18,328	12
災害共済給付補助金収益	2,032	2,022	△ 10
共済掛金収入	16,015	16,147	132
免責特約勘定より受入	263	144	△ 119
財務収益	7	14	7
受取利息	7	12	5
有価証券利息	-	1	1
雑益	-	2	2
純利益（△総損失）	1,411	3,587	2,176
総利益（△総損失）	1,411	3,587	2,176

※1 医療費等の減
※2 免責特約該当給付額の減

令和4年度 収支計画（免責特約勘定）

【別表-10】

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
費用の部	293	174	△ 119
経常費用	293	174	△ 119
災害共済給付勘定へ繰入	283	144	△ 139
一般勘定繰入金	30	30	-
収益の部	239	457	217
経常収益	239	457	217
共済掛金収入	237	457	220
支払備当繰入	2	239	237
財務収益	-	215	215
受取利息	2	2	0
有価証券利息	-	0	0
純利益（△総損失）	△ 54	283	336
総利益（△総損失）	△ 54	283	336

※1 免責特約該当給付額の減
※2 支払備当の増加による

【別表-11】 令和4年度 収支計画（特定業務勘定）
(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
費用の部	13,741	14,002	260
経常費用	2,741	2,859	118
業務経費	2,497	2,615	118
財務費用	244	244	0
臨時損失	11,000	11,142	142
固定資産除却損	-	0	0
特定業務特別準備金繰入	11,000	11,142	142
収益の部	20,844	21,447	604
経常収益	11,844	11,942	98
投資勘定より受入	11,000	11,142	142
都道府県整備費負担金収入	50	-	△ 50
資産見返負担金戻入	7	7	0
財務収益	786	785	△ 1
受取利息	-	6	6
有価証券利息	-	0	0
臨時利益	9,000	9,505	505
特定業務特別準備金戻入	9,000	9,505	505
純利益（△総損失）	7,102	7,445	343
積立金取崩額	626	626	△ 0
総利益（△総損失）	7,728	8,072	343

※1 投票券売収入の増に伴う増

令和4年度 収支計画（一般勘定）

【別表-12】

（単位：百万円）

区分	計画額	実績額	差額
費用の部			
経常費用	28,949	28,052	△ 896
業務経費	28,949	28,030	△ 919
受託事業費	24,834	25,370	536
一般管理費	1,771	371	△ 1,400
財務費用	2,339	2,276	△ 63
支払利息	5	8	3
雑損	5	8	3
臨時損失	-	5	5
固定資産除却損	-	23	23
	-	23	23
収支の部			
経常収益	28,949	32,694	3,745
運賃費交付金収益	28,949	30,153	1,204
施設費収益	20,604	22,660	2,056
文化芸術振興費補助金収益	-	290	290
国立競技場等運営収入	2,622	3,330	708
国立大学等スポーツ等運営収入	375	264	△ 111
ワシントン大学等運営収入	1,072	711	△ 362
国立登山研修所運営収入	1	3	2
ホップ及び健康教育普及事業収入	76	200	124
利息及び配当収入	80	81	1
受託事業収入	1,854	410	△ 1,443
災害共済給付勘定受入金収益	552	523	△ 29
各債特約勘定受入金収益	30	30	-
寄附金収益	17	30	13
寄附金収入	-	0	0
賞与引当金戻りに係る収益	313	326	13
退職給付引当金戻りに係る収益	425	173	△ 252
資産見返運営費交付金戻入	618	767	149
資産見返研究設備整備費補助金戻入	-	0	0
資産見返寄附金戻入	184	174	△ 10
財務収益	7	30	23
受取利息	8	15	7
有価証券利息	8	14	6
為替差益	-	0	0
雑益	-	1	1
臨時利益	113	129	16
運賃費交付金精算収益化額	-	2,541	2,541
固定資産売却益	-	2,541	2,541
	-	0	0
純利益（△純損失）	1	4,642	4,641
前中期目標期間繰越積立金取崩額	2	145	144
総利益（△総損失）	2	4,787	4,785

- ※1 スポーツ委託事業の契約延長による増
- ※2 前年度より業務経費の繰越等による増
- ※3 施設費による業務経費の増
- ※4 施設利用の増
- ※5 テキスト販売収入受入による増
- ※6 国立競技場スタジアムツアーの収入の増
- ※7 運賃費交付金債務の残高を精算したことによる
- ※8

令和4年度 資金計画 (総計)

【別表-1.3】

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
資金支出	369,456	547,398	177,942
業務活動による支出	143,308	139,571	△3,736
投資活動による支出	179,435	354,381	174,906
財務活動による支出	18,732	18,876	144
次期中期目標期間への繰越金	27,982	34,590	6,628
資金収入	369,456	547,398	177,942
業務活動による収入	156,081	158,552	2,471
運営費交付金収入	20,604	20,604	-
株-ワシ展開投資事業収入	110,275	112,666	2,391
共済掛金収入	16,252	16,376	124
受託事業収入	1,854	1,627	△227
国立競技場等の運営による収入	2,622	3,321	699
国立株-ワシ学以外の運営による収入	375	272	△103
ワシビル-ワシ研修所の運営による収入	1,072	709	△363
国立株-ワシ及び健康教育普及事業による収入	1	3	2
基金業務における利息及び配当金収入	76	83	7
基金業務における定期預金の払戻しによる収入	78	79	1
補助金等収入	600	400	△200
都道府県整備費負担金収入	2,032	2,061	30
香附金収入	50	-	△50
科学研究費補助金預り金収入	17	13	△4
その他の収入	-	48	48
利息及び配当金の受取額	113	219	107
投資活動による収入	61	70	9
定期預金の払戻しによる収入	176,470	339,790	163,321
有価証券の償還による収入	164,020	318,138	154,118
有形固定資産の売却による収入	10,300	20,950	10,650
繰越金による収入	-	0	0
施設費による収入	2,150	702	△1,448
その他の収入	-	0	0
財務活動による収入	8,036	8,315	259
短期借入れによる収入	8,028	8,028	-
民間出せん金の受入れによる収入	28	287	259
資金に係る繰越差額	-	15	15
前年度よりの繰越金	28,850	40,726	11,876

令和4年度 資金計画 (投票勘定)

【別表-1.4】

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
資金支出	220,110	352,505	132,395
業務活動による支出	109,195	107,144	△2,051
投資活動による支出	91,606	217,923	126,317
財務活動による支出	1,725	1,822	97
次期中期目標期間への繰越金	17,583	25,616	8,033
資金収入	220,110	352,505	132,395
業務活動による収入	110,319	112,787	2,467
株-ワシ展開投資事業収入	110,275	112,666	2,391
その他の収入	-	85	85
利息及び配当金の受取額	44	36	△9
その他の収入	88,691	210,227	121,536
投資活動による収入	70,364	198,800	128,436
定期預金の払戻しによる収入 ※1	10,300	3,400	△6,900
有価証券の償還による収入 ※2	8,027	8,027	△0
他勘定短期貸付金の回収による収入	21,100	29,491	8,391
前年度よりの繰越金	-	-	-

※1 定期預金の預入れの増及び定期預金の払戻しの増

※2 有価証券の償還の減

【注記】
勘定間の繰入及び受入額については、相殺している。

令和4年度 資金計画（災害共済給付勘定）

【別表-15】
（単位：百万円）

区分	計画額	実績額	差額
資金支出	88,310	101,994	13,674
業務活動による支出	16,801	14,667	△ 2,134
投資活動による支出	68,296	83,966	△ 17,710
次期中期目標期間への繰越金	3,253	1,351	△ 1,902
※1			
資金収入	88,310	101,994	13,674
業務活動による収入	18,316	18,317	1
共済掛金収入	16,015	16,137	122
先買特約勘定より受入れによる収入	263	144	△ 119
補助金等収入	2,032	2,022	△ 10
その他の収入	-	2	2
利息及び配当金の受取額	7	12	5
定期預金の払戻しによる収入	68,296	81,638	13,282
※1			
有価証券の償還による収入	68,296	70,338	2,082
前年度よりの繰越金	-	11,200	11,200
	1,737	2,129	392

※1 定期預金の預入れの増及び払戻しの増

令和4年度 資金計画（免責特約勘定）

【別表-16】
（単位：百万円）

区分	計画額	実績額	差額
資金支出	8,515	8,377	△ 137
業務活動による支出	293	174	△ 119
投資活動による支出	7,850	7,900	50
次期中期目標期間への繰越金	371	303	△ 68
※1			
資金収入	16,415	8,377	△ 8,037
業務活動による収入	239	241	2
共済掛金収入	237	239	2
利息及び配当金の受取額	7,900	7,800	△ 100
投資活動による収入	7,900	5,200	△ 2,700
※1			
定期預金の払戻しによる収入	7,900	2,600	△ 5,300
※2			
有価証券の償還による収入	7,900	336	△ 39
前年度よりの繰越金	375		

※1 定期預金の払戻しの減

※2 有価証券の償還の減

令和4年度 資金計画（特定業務勘定）

【別表-17】
（単位：百万円）

区分	計画額	実績額	差額
資金支出	32,643	41,951	9,308
業務活動による支出	1,227	1,345	118
投資活動による支出	120	15,373	15,253
財務活動による支出	24,969	24,969	△ 0
※1			
次期中期目標期間への繰越金	6,326	264	△ 6,062
資金収入	32,643	41,951	9,308
業務活動による収入	10,990	11,353	403
投資活動より受入れによる収入	10,990	11,315	415
補助金等収入	-	32	32
都道府県整備費負担金収入	50	-	△ 50
利息及び配当金の受取額	-	7	7
投資活動による収入	-	14,300	14,300
※1			
定期預金の払戻しによる収入	-	11,300	11,300
※2			
有価証券の償還による収入	-	3,000	3,000
財務活動による収入	16,055	16,055	△ 0
※1			
短期借入れによる収入	8,028	8,028	-
※2			
他勘定短期借入れによる収入	8,027	8,027	△ 0
前年度よりの繰越金	5,638	8,027	△ 0
	5,638	242	△ 5,395

※1 定期預金の預入れの増及び払戻しの増

※2 有価証券の償還の増

令和4年度 資金計画（一般勘定）

【別表-18】

（単位：百万円）

区分	計画額	実績額	差額
資金支出	47,576	70,603	23,027
業務活動による支出	27,433	28,209	776
投資活動による支出	19,690	33,226	15,576
財務活動による支出	65	112	47
次期中期目標期間への繰越金	428	7,056	6,628
資金収入	47,576	70,603	23,027
業務活動による収入	27,898	27,821	△ 77
運営費交付金収入	20,604	20,604	0
受託事業収入	1,894	1,627	△ 227
国立競技場等の運営による収入	2,622	3,321	699
国立スポーツ科学センターの運営による収入	375	272	△ 103
国立登山研修所の運営による収入	1,072	709	△ 363
クラブ及び健康教育普及事業による収入	76	83	7
基金業務における利息及び配当金収入	78	79	1
基金業務における定期預金の払戻しによる収入	600	400	△ 200
災害共済給付勘定受入金による収入	448	478	30
免費特約勘定受入金による収入	30	30	0
補助金等収入	-	8	8
寄附金収入	17	13	△ 4
科学研究費補助金預り金収入	-	48	48
その他の収入	113	132	20
利息及び配当金の受取額	8	13	20
投資活動による収入	19,690	33,952	14,302
定期預金の払戻しによる収入 ※1	17,500	32,500	15,000
有価証券の償還による収入 ※2	-	750	750
固定資産の売却による収入	-	0	0
施設費による収入	2,150	702	△ 1,448
その他の収入	-	0	0
財務活動による収入	28	287	259
民間出せん金の受入れによる収入	28	287	259
資金に係る換算差額	-	15	15
前年度よりの繰越金	-	8,528	8,528

※1 定期預金の預入れの増及び払戻しの増

※2 有価証券の償還の増

1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
	【第4期中期目標】	【第4期中期計画】 IV 短期借入金の限度額 業務運営上必要な短期借入金の限度額は、10億円とする。	【令和4年度計画】 IV 短期借入金の限度額 業務運営上必要な短期借入金の限度額は、10億円とする。	
中期目標に定められる主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	主な業務実績等		自己評価	評価
<主な定量的指標> 特になし	<主要な業務実績> 借入れの実績はなかった。		<評価と根拠> 評価：— <課題と対応>	<評価に至った理由>

4. その他参考情報

1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
V	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
	【第4期中期目標】	【第4期中期計画】	【令和4年度計画】		
		V 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 スポーツ振興基金に充てるため政府が出資した金額については、「スポーツ振興基金の取扱いについて」（平成27年9月3日付27文科ス第349号）に基づき、国庫納付を行う。	V 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産を処分する計画はない。		
	中期目標に定められる 主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
		主な業務実績等	自己評価	評価	
	<主な定量的指標> 特になし	<主要な業務実績> 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産を処分することはなかった。	<評価と根拠> 評価：— <課題と対応>	<評価に至った理由>	

4. その他参考情報

1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VI	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
	【第4期中期目標】	【第4期中期計画】 VI 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 重要な財産等を譲渡し、又は担保に供する計画はない。	【令和4年度計画】 VI 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 重要な財産等を譲渡し、又は担保に供する計画はない。	
中期目標に定められる主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	主な業務実績等		自己評価	評価
<主な定量的指標> 特になし	<主要な業務実績> 重要な財産を譲渡し、又は担保に供することはなかった。		<評価と根拠> 評価：— <課題と対応>	<評価に至った理由>

4. その他参考情報

1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII	剰余金の使途		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
【第4期中期目標】	【第4期中期計画】	【令和4年度計画】		
	VII 剰余金の使途 決算において剰余金が生じたときは、次の事項に充てる。 (1) スポーツ施設の保守・改修 (2) スポーツ振興基金助成事業の充実 (3) 情報システム関連の整備 (4) 人材育成 (5) 職場環境の改善 (6) 広報、成果の発表・啓発 (7) 主催事業及び調査研究事業の充実	VII 剰余金の使途 決算において剰余金が生じたときは、次の事項に充てる。 (1) スポーツ施設の保守・改修 (2) スポーツ振興基金助成事業の充実 (3) 情報システム関連の整備 (4) 人材育成 (5) 職場環境の改善 (6) 広報、成果の普及・啓発 (7) 主催事業及び調査研究事業の充実		
中期目標に定められる主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	主な業務実績等		自己評価	評定
<主な定量的指標> 特になし	<主要な業務実績> III-3～5参照 ・運営費交付金を受けている勘定は一般勘定である。 ・一般勘定における利益剰余金は8,617,091千円。その内訳は、主として業務達成基準（管理部門の活動については期間進行基準）による利益、運営費交付金の精算収益化による利益及び消費税等の還付による利益である。		<評定と根拠> 評定：— 利益剰余金については、適法・適切に処理した。 <課題と対応> 引き続き、適法・適切に処理していく。	<評定に至った理由>

4. その他参考情報

1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VIII-1	長期的視野に立った施設整備の実施		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政	事業レビュー

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価		
<p>【第4期中期目標】</p> <p>VI. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 長期的視野に立った施設整備の実施</p> <p>長期的視野に立ったスポーツ施設の整備・修繕計画を作成し、その計画に基づいた整備を行うとともに、バリアフリー改修など施設利用者のニーズを的確に踏まえた整備を行う。</p> <p><具体的な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新国立競技場については、関係関係会議の点検を受けながら、整備計画に基づき、着実な整備を推進する。 ・長期的視野に立ったスポーツ施設の整備・修繕計画を令和2年度までに作成し、その計画に基づいた着実な整備を行う。 ・施設利用者のアンケート調査等から施設の改善点のニーズを把握し、それらを踏まえた的確な整備を行う。 	<p>【第4期中期計画】</p> <p>VII. その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1. 長期的視野に立った施設整備の実施</p> <p>長期的視野に立ったスポーツ施設の整備・修繕計画を作成し、計画的な整備を行うとともに、整備・修繕計画については、随時の更新を行う。また、アンケート調査等により、施設利用者のニーズを的確に捉えた整備を行うとともに、バリアフリーへの対応等を図る。 (別表-19を参照)</p> <p>※上記は、中期計画上の記載であり、本資料には添付していない。</p> <p>(1) 新国立競技場の整備については、「新国立競技場の整備計画」に基づき、着実に推進する。また、「新国立競技場整備に係る財政負担について」(平成27年12月22日新国立競技場整備計画再検討のための関係関係会議決定)に基づき、スポーツ振興くじの売上確保等により必要な財源を確保する。その際、新国立競技場整備計画経緯検証委員会報告書等を踏まえて整備したプロジェクト推進体制及びスポークス体制の下、以下の取組を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 専門人材の配置等による体制の強化 ② 「新国立競技場の整備計画」において設定された工期、コストの上限に基づくマネジメントの実施 ③ 定例的なマスメディア向けブリーフィングの実施、ホームページを通じた適時適切な情報発信などによるプロセスの透明性の向上 ④ 関係関係会議の点検を受けるための、整備の進捗状況の報告 <p>(2) 施設整備・管理の実施に当たっては、業務実施上の必要性及び施設の老朽化が進行していることに鑑み、長期的視野に立ったスポーツ施設の整備・修繕計画として「インフラ長寿命化計画（行動計画）（平成27年3月文部科学省）」に基づく「個別施設計画」を令和2年度末までに策定するとともに、計画的に施設整備を推進する体制を構築する。</p> <p>(3) 利用者本位の立場から施設整備を進めるため、毎年度、施設利用者のアンケート調査等を行うことによりスポーツ施設の改善点のニーズを把握し、それらを踏まえた的確な整備を行う。</p>	<p>【令和4年度計画】</p> <p>VIII. その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1. 長期的視野に立った施設整備の実施</p> <p>長期的視野に立ったスポーツ施設の整備・修繕計画に基づき、計画的な整備を行う。また、アンケート調査等により、施設利用者のニーズを的確に捉えた整備を行う。 (別表-13を参照)</p> <p>(1) 秩父宮ラグビー場については、令和3年度に引き続き、神宮外苑地区市街地再開発事業の枠組の中で移転整備のための手続きを行う。具体的には、スポーツ庁が主催する「ラグビーの振興に関する関係者会議」において決定された「秩父宮ラグビー場移転整備の基本的考え方」(令和3年1月15日決定)を踏まえPFI事業（BT+コンセッション方式）として進めるため、適正な手続きを経て事業者を選定する。なお、移転整備全般において、関係機関と連携し、スケジュールを遵守するなど適切に進める。</p> <p>(2) 「独立行政法人日本スポーツ振興センターインフラ長寿命化計画（行動計画）」及び「同（個別施設計画）」に基づき、利用者の安全・安心な施設環境の提供を第一に、老朽改修等の施設整備を推進する。</p> <p>(3) 利用者本位の立場から施設整備を進めるため、施設利用者のアンケート調査等を行うことによりスポーツ施設の改善点のニーズを把握・整理し、対応可能なものから整備する。</p>

中期目標に定められる 主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	
<p><主な定量的指標> 特になし</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>1. 秩父宮ラグビー場の移転整備</p> <p>新ラグビー場の整備については、PFI法に基づき、民間事業者が自らの事業提案書を基に新ラグビー場の設計及び建設を行った後、JSCに所有権を移転するBT(Build Transfer)方式とするとともに、運営・維持管理について、JSCが民間事業者に対して、新ラグビー場の運営権を設定する公共施設等運営権方式(コンセッション方式)を国の施設では初めて採用した。令和4年度は、新秩父宮ラグビー場(仮称)整備・運営等事業の入札において応募があった3グループの事業提案について、参加資格要件の充足を確認する「資格・実績の確認」と、「新秩父宮ラグビー場(仮称)整備等事業有識者委員会」において、経営管理(事業計画)、施設整備、運営及び維持管理に関する提案を評価する「提案審査」の2段階にて実施し、「提案審査」においては、提案内容が要求水準を充足しているか否かを確認する「必須審査」のほか、提案内容に関するヒアリング等を行い、優れた点を評価基準に基づいて審査する「加点審査」を実施した。</p> <p>その結果、いずれの提案においても、都市計画手続上のモデルプランと比較して非常に考えられたデザインであるとともに、競技者が競技に集中できるよう配慮されており、ユニバーサルデザインへの対応や木材活用等による脱炭素社会への貢献等の政策課題に対しても、積極的かつ具体的な提案がなされていた。また、ラグビーの試合等との円滑な利用調整や質の高いホスピタリティサービスの提供等に対して、各グループそれぞれ創意工夫がされており、本施設にふさわしい提案がなされていた。</p> <p>PFI事業者は、総合評価落札方式に基づき、上述の審査による技術評価点と入札価格による価格評価点を合わせた総合評価点により選定した。その結果、新ラグビー場の30年間における運営権対価は約453億円となったほか、ラグビーやその他のスポーツの振興への収入額の一部還元に関し、常に各期の当期純利益に対して一定の還元を行う提案や、省エネ性能に関し、ZEB Readyの達成、LEEDのGOLD認証取得等の優れた提案が採用されることとなった。</p> <p>特定事業契約締結後は、事業が円滑に進むようPFI事業者が行っている事業の進捗状況や事業の実施に伴う関係行政機関との調整状況を定期的に確認するとともに、より良いラグビー場とするべく公益財団法人日本ラグビーフットボール協会と調整し、適切に進めている。</p> <p>また、秩父宮ラグビー場の移転整備の枠組みである神宮外苑地区地区計画(平成25年6月、東京都決定)及び「東京2020大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針」(平成30年11月、東京都策定)に基づく「神宮外苑地区第一種市街地再開発事業」において、環境アセスメント手続等施行の認可に必要な各種手続等の協力を行った。</p> <p>2. 施設整備・管理の実施</p> <p>利用者に安全・安心な施設環境を提供するため、老朽化対策として以下の工事を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HPSC照明設備等改修 (NTC-W体操・バレーボール・バスケットボール各練習場) ・JISS棟機械設備改修(熱源設備更新、自動制御設備更新等) ・陸上トレーニング場フィールド等改修 (トラック舗装改修、照明設備改修等) ・戸田艇庫非常用発電機等更新(非常用発電機更新、防災電気設備更新) <p>3. 利用者本位の立場からの施設整備</p> <p>照明設備等改修について、実際に練習する競技団体にヒアリングを行った結果、既存の水銀灯による照度の低下につき、照明のLED化が要望されたことや、必要な照度基準や照明の取付位置等を踏まえ、必要な競技照度を確保できるよう改善を図った。</p> <p>また、トレーニング映像収録システム更新についても同様に、各機器の小型化やカメラ・モニターの高画質化等が要望されたことを踏まえ、機器の機能向上とコンパクト化を図った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>1. について、本事業は、国の施設では初めてのBT+コンセッション方式を採用したものであり、スポーツの振興と収益性の確保のバランスを図りながら条件設定を行い、民間事業者の参画意欲の喚起を図るとともに創意工夫を引き出せるように入札説明書等を作成するなど、難易度が高いものであった。令和4年度においては、特に提案審査において提案内容を理解し適正に審査することができた。また、過年度においてマーケットサウンディングを行うなど、競争性を確保する取組を十分に行ったことにより、結果としてJSCが期待する下限値を上回る運営権対価(約453億円)を得ることとなったほか、収益の一定割合をラグビーやその他のスポーツの振興に還元する仕組みやZEB Ready認証取得等の持続可能性に配慮したスタジアムの実現に向けた提案等、要求水準を上回る提案を導くことができた。</p> <p>2. について、保有施設の老朽化対策を行い、利用者の安全性・利便性が向上するとともに、LED照明の導入による省エネルギー化が進んだ。</p> <p>【総括】</p> <p>以上のとおり、所期の目標を達成していると認められることから、B評価とする。</p> <p><課題と対応></p> <p>1. について、再開発事業の枠組みの中で、引き続きPFI事業者やラグビー関係団体等と緊密に連携し、事業が円滑に進むよう努める。</p> <p>2. 及び3. について、個別施設計画を踏まえ、引き続き利用者のニーズ等を勘案して計画的に施設の老朽化対策等を進める。</p>	<p><評定に至った理由></p>	
4. その他参考情報				

1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VIII-2	内部統制の強化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価		
<p>【第4期中期目標】</p> <p>VI. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>2. 内部統制の強化</p> <p>前中期目標期間において、新国立競技場の整備に端を発したガバナンス体制の不備及び会計検査院から不適切な会計処理について指摘を受けたことを踏まえ、理事長のリーダーシップの下、役職員の意識改革や監査体制の強化など内部統制の強化の取組を推進する。</p> <p><具体的な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> 内部統制に関する職員の認識を調査し、その結果から導き出された必要な対策を行うとともに、継続的な職員研修会等の意識改革の取組を行う。 監査計画に基づき監視、評価等を行うモニタリングの体制を構築することにより、PDCAサイクルの確立と徹底を図る。 内部統制に関するアクションプラン及び進捗管理のためのスケジュールを作成し、それに基づいた内部統制の取組を推進・強化する。 	<p>【第4期中期計画】</p> <p>VII. その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>2. 内部統制の強化</p> <p>前中期目標期間において、新国立競技場の整備に係るガバナンス体制の不備が見受けられたこと、及び会計検査院からの不適切な会計処理について指摘を受けたことを踏まえ、法令等を遵守するとともに、理事長のリーダーシップの下、役職員の意識改革や内部統制システムの整備を進める。</p> <p>(1) 経営方針を明確化し、役職員が一体となって法人の目的を達成するため、毎年度、理事長による役職員向けの年度方針説明を行う。</p> <p>(2) 内部統制に関する役職員の認識について、中期計画期間を通じて定期的にアンケート等により調査し、その結果を踏まえて検討された対策を講じていくとともに、研修等を通じて、内部統制の重要性について浸透を図る。</p> <p>(3) 業務運営に関する内部統制の状況及びその有効性に留意した上で毎年度作成する年間の監査計画に基づき、業務が適正かつ効率的、効果的に行われているか検証し、必要に応じて是正又は改善を促すとともに、当該是正改善の措置状況又は改善計画の履行状況について点検を行う。これらモニタリングの取組を着実に実施することにより、PDCAサイクルの確立と徹底を図る。</p> <p>(4) 「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年3月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会）における内部統制の基本的要素を踏まえ、内部統制の強化に関する5年間を見据えたアクションプラン及び進捗管理のためのスケジュールを平成30年度中に作成し、内部統制委員会や運営点検会議においてその進捗状況を確認することにより、アクションプランに記載した事項を着実に実施する。</p>	<p>【令和4年度計画】</p> <p>VII. その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>2. 内部統制の強化</p> <p>内部統制については、法令等に対するコンプライアンスに特に留意して業務を行い、法人の目的を有効かつ効率的に果たす観点から、JSC内の内部統制委員会において内部統制アクションプランの策定及び進捗確認を実施し、内部統制の更なる充実・強化を図る。</p> <p>(1) 業務運営に係る経営方針を明確化するため、以下の取組を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 理事長による経営方針説明を実施するとともに、理事長をはじめとする役員と職員との対話の場を設けるなど、JSCの基本理念、運営方針及び役職員の行動指針の周知徹底を図る。 組織及び業務運営に係る重要な事項に関して、役員会において適切かつ迅速な意思決定を行い、使用した資料を速やかに共有するとともに、運営点検会議等法人運営に関する会議を職員が視聴できる環境を整えることを通じて情報共有に取り組む。 <p>(2) 内部統制に関する課題を抽出するため、令和3年度までに実施した職員の意識調査の結果に基づき、明らかになった問題点について対策を図る。また、結果を踏まえ、内部統制に対する職員への更なる理解促進を図り、その重要性についても浸透するよう研修等を実施する。</p> <p>(3) 業務が適正かつ効率的、効果的に行われているかモニタリングするとともに、業務実施状況の自己評価を以下のとおり実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 業務運営に関する内部統制の状況及びその有効性に留意した上で令和4年度の監査計画を作成する。同計画に基づき、業務が適正かつ効率的、効果的に行われているか検証し、必要に応じて是正又は改善を促す。また、令和3年度の監査の結果により是正又は改善を促した事項があれば、当該是正改善の措置状況又は改善計画の履行状況について点検を行う。 業務運営上の課題及びリスクを明確にし、適切に対応するため、理事長を中心とする役員による定期的なミーティング等により業務の進捗等を適宜共有する。また、理事長を委員長とする自己評価委員会において業務実施状況の進行管理を行い、中期計画及び年度計画の達成状況について自己評価を行う。 <p>(4) 平成30年度に作成した「内部統制強化に関する5年間を見据えた基本方針」やコンプライアンスのための取組をはじめとした令和3年度の内部統制の推進状況を踏まえ、令和4年度の内部統制アクションプラン及び進捗管理のためのスケジュールを作成し、内部統制アクションプランに記載した事項を着実に実施するとともに、内部統制委員会において定期的に進捗状況を確認すること等により、必要な改善に計画的に取り組む。</p> <p>(5) リスク管理・危機対応については、リスク管理委員会を中心として、前年度のアクションプログラムの取組状況の検証・モニタリング結果を踏まえ、令和4年度のリスク管理基本計画及びアクションプログラムを策定し、リスク対策を着実に実施する。</p>

中期目標に定められる 主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	
<p><主な定量的指標> 特になし</p>	<p><主要な業務実績> 経営方針を明確化し、内部統制の充実・強化を図るため、理事長がリーダーシップを発揮できる体制の推進を中心に以下の取組を行った。</p> <p>1. 業務運営に係る経営方針の明確化</p> <p>(1) 理事長による経営方針等の説明</p> <p>① 経営方針説明会の実施 年度計画の着実な達成に向け、全理事から全職員に向けて経営方針に関する説明会を開催し、各理事から重点的に取り組むこと等について説明した。開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、各部署で視聴できる環境を整備し、Web 会議による開催とした。説明会終了後速やかに、収録した映像及び発言概要について、イントラネットに掲載し、全職員に周知した。(令和4年4月22日実施) また、理事長から全役員に向けて、新年の所感とともにその年の重点項目を伝えた。こちらについても経営方針説明会と同様に新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した。(令和5年1月5日実施) これらの取組により、経営方針を明確にするとともに職員への浸透を図ることができた。</p> <p>② 経営課題や事業の実施状況の共有 自己評価委員会(後出)、運営点検会議等の法人運営に関する会議を開催するに当たり、会議資料や議事概要の速やかな共有、Web 会議による会議の状況を同時配信するなどを通じて、迅速な情報共有に取り組んだ。 また、緊急事態宣言下における経営課題の共有を目的とした幹部ミーティングを継続して開催し、幹部職員の一体感を醸成した。令和3年度に引き続き、原則月2回開催するとともに、Web 会議システムを利用し全国各地域にある事業所の幹部が参加できるようにし、法人運営上の重要な情報共有や各部の課題共有・提案を行う場として機能・内容の充実を図り、業務運営の円滑化に役立てた。</p> <p>③ 理事長と職員との意見交換の実施 令和3年度に引き続き、「理事長と職員との意見交換会」を開催した。令和4年度は、職員数が多く、全国各地域に支所がある学校安全部を対象とし、全支所に理事長が赴くなど、更なる風通しの良い職場の実現を目指して計14回開催し、100人程度が参加した。 また、意見交換会に先立ち、災害共済給付事業がこども家庭庁に移管変更されることや災害共済給付事業の今後の展望等について、理事長自ら職員に直接説明した。 各意見交換会終了後に参加者に対してアンケートを実施したところ、85%の回答者からポジティブな回答を得た。</p> <p>(2) 適切な意思決定の遂行 「役員会に付議すべき事項」に基づき、重要事項に関する審議・報告を行うための役員会を開催した(計31回)。また、重要な案件については、毎週開催した役員ミーティングの場において情報を事前に共有し、役員会における迅速かつ適切な審議に寄与した。加えて、意思決定の過程を明らかにするため、イントラネットにおいて資料を職員に共有した。 また、会議のペーパーレス化を目的として導入した専用のノート型端末を活用し、Web 会議システムを利用するなど、役員会をはじめとする意思決定を適切に遂行した。</p> <p>2. 内部統制に対する職員への理解促進</p> <p>(1) JSC 職員意識調査に関する取組</p> <p>① 令和3年度 JSC 職員意識調査結果の分析等 JSC 職員意識調査結果を部署別等詳細に分析し、業務の引継ぎ、情報共有等の部署固有の意見について、部長職に対しフィードバックを行った。各部署において、その結果を活用し、新規に配属された職員に対し内部統制の研修会を開催、先輩職員との対話の場を設定、報連相がしやすい職場環境づくりに努めるなど、内部統制の理解の促進、業務改善に向けて取り組んだ。また、フィードバックを踏まえた各部署での取組状況のフォローアップを実施し、全部署の取組事例を法人内に共有することで、更なる内部統制の推進を図った。</p> <p>② 令和4年度 JSC 職員意識調査の実施 令和5年1月に実施し、速報値をイントラネットに掲載するなど、法人内に共有するとともに、令和4年度第3回運営点検会議に示し、JSC の状況について助言を受けた。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>令和3年度までの取組内容を踏まえ、組織内の内部統制・ガバナンス強化を確固たるものにするため、コンプライアンス及び業務効率化を念頭に令和4年度内部統制アクションプランを作成し、取組内容の強化・充実を図った。 経営方針説明会及び新年の所感を通じて、業務の課題、重点的に取り組む事項等の経営方針について、職員への浸透を図った。また開催方法や視聴方法を工夫することにより、迅速な情報共有に留意した。 監事監査、監査室監査及び自己評価委員会において、業務が適正かつ効率的、効果的に行われていることを確認するとともに、リスク管理については、リスク管理委員会を中心として、「リスク管理基本計画」及び「リスク管理アクションプログラム」を策定の上、定期的に検証・フォローを実施した。</p> <p>【総括】 以上のとおり、所期の目標を達成していると認められることから、B評価とする。</p> <p><課題と対応> 令和4年度の内部統制に関する状況を踏まえ、内部統制の基本的要素ごとに、有効性、実効性等の観点から、内部統制アクションプランを見直し、記載した事項を着実に実施する。 また、内部統制に関する研修、職員意識調査を通して、引き続きコンプライアンスの啓発に取り組む。</p>	<p><評定に至った理由></p>	

【令和4年度結果概要（回答率89%）】

- ・行動指針を「意識している」（「どちらかという意識している」を含む。）とした回答者は91%となり、行動指針カードの配布、JSC職員意識調査時の再確認等、これまでの継続的な周知による一定の成果と推察される。
- ・内部統制を「理解している」「意識して行動している」（それぞれ「どちらかという」と含む。）とした回答した者はいずれも91%となっており、（2）に記載した研修等の取組が有効であったと推察される。
- ・「業務等に関する情報が共有できていると思うか」という問いについては、回答者の82%が「そう思う」（「どちらかという」と「そう思う」を含む。）と回答しており、令和3年度のJSC職員意識調査のフィードバックを踏まえ、各部署において内部統制推進のための取組の一環で、情報共有の充実に図られていると推察される。
- ・JSCの「風通し」については、「主に掲示板（JSCポータル）を通じて、法人の動きや他部署の取組等に関する情報が発信・共有されているが、十分だと思うか」という問いに対し「そう思う」（「どちらかという」と「そう思う」を含む。）との回答者は7割に達していないことから、引き続き情報の発信方法の工夫について検討し、イントラネットのレイアウト等を改善した。

③ JSC職員意識調査の実施

運営点検会議における委員の意見や令和3年度の調査結果で明らかになった課題等を踏まえて、質問項目や内容を見直し、経年比較のみにかかわらず、調査結果がより良い業務運営に活用されるように工夫した。

具体的には、内部統制の基本的要素として、全職員のモチベーションを高めることが大事であるため、法令遵守を徹底した組織風土を構築する（各職員のモラルを高める）という観点から、新たに「JSC職員としての誇り」に関する設問設けたところ、「JSCで働いていることに誇りを実感しているか」という問いに対し回答者の83%が「実感している」（「どちらかという」と含む。）と回答しており、各部署においてモチベーション高く業務に取り組んでいると推察される。

（2）研修の企画・実施

内部統制の理解度や意識度を向上させることを目的として、基礎知識だけでなく、JSCにおける内部統制の仕組みや内部統制を意識した行動を実践するためのポイントを取り入れた独自の教材を作成した上でeラーニングシステムを活用し、全職員を対象とした研修を実施し、713人が受講し受講率90.0%を達成した。実施に当たっては、令和3年度職員意識調査における内部統制の理解度・意識度の分析結果も踏まえ、要点を絞り資料構成を工夫するなど刷新し、職員全体の理解度・意識度の底上げを図った。受講後のアンケートにおいて、全受講者のうち96.3%の職員から研修の内容が今後の職務に生かせるとの回答を得た。

3. 業務が適正かつ効率的、効果的に行われているかのモニタリング

監事監査及び監査室監査において、業務が適正かつ効率的、効果的に行われているか検証した。また、自己評価委員会において、業務の進捗を部署横断的に確認した。

なお、監事監査は、常勤監事及び非常勤監事各1人の体制で実施した。

（1）監事による監査の実施状況

① 監事監査の実施

令和4年度の監事監査計画を策定し、業務監査及び会計監査を実施した。

② 理事長との意見交換等の状況

・理事長との定期的会合の実施

令和4年度は4回開催し、監査結果について意見交換を実施した。監事の意見については、理事長から内部統制の推進に係る総合調整を行っている部署を通じて関係部署に伝えられ、理事長は次の会合時に各部署の対応状況等について説明した。

・監査報告についての説明

令和3年度の監査報告を作成し、以下の6項目について理事長及び役員会にその内容を説明した。

ア 業務の適正かつ効果的、効率的な実施

イ 内部統制システムの整備及び運用

ウ 役員の職務の遂行

エ 会計監査人による財務諸表等の監査

オ 事業報告書の内容

カ 過去の閣議決定において定められた監査事項

いずれの項目についても適正である旨の意見を記載

③ 監査結果に基づく意見への対応状況
(主な監事の意見/意見への対応)
・役員会の見直し/より円滑な業務運営に資するべく役員会に付議する審議事項や役員会の開催日の日程調整の見直しを図った。

(2) 監査室による内部監査の実施状況

① 内部監査

令和4年度の監査室監査計画を策定し、以下をはじめとする監査項目について内部監査を実施した。

<主な監査項目>

- ・資産管理の状況に関する監査
- ・保有個人情報の管理に関する監査
- ・情報セキュリティに関する監査

② 内部監査報告書の提出

令和3年度の監査室監査計画に基づき実施した監査結果を取りまとめた内部監査報告書を作成し、理事長に提出した。その内容について役員会に報告するとともに、内部監査報告書のデータをイントラネット上に掲載して情報共有を図った。監査室は、関係部署からは是正改善の措置状況の報告又は改善計画の提出を受け、その措置状況又は履行状況について点検を行い、その結果を理事長に報告した。これらの手続により、監査の実効性が確保されていることを確認した。

監査結果を踏まえた主な対応は次のとおり。

- ・資産管理の状況に関する監査の指摘事項について、物品管理簿の記載内容を現況に照らして修正
- ・保有個人情報の管理に関する監査の指摘事項について、個人情報管理台帳を整備
- ・情報セキュリティに関する監査の指摘事項について、情報の格付け及び取扱制限の指定及び明示を実施

(3) 役員ミーティングの開催

法人経営上の重要事項について適切かつ円滑に意思決定を図るための準備プロセスとして、また、役員間において迅速な情報共有を行うため、Web会議システムを利用した役員ミーティングを原則週次で開催した。

(4) 自己評価委員会の開催

業務の実施状況を確認し、着実に遂行することを目的として設置した、理事長が委員長を務める自己評価委員会については、令和4年度に3回(令和4年6月20日、10月21日、令和5年1月18日)開催し、令和4年度の業務の実施状況について点検・評価するとともに、各部署が抱える課題点、懸念事項等に関して討議し、改善につなげるなど法人全体で横串を刺すよう取り組むことにより、年度計画を着実に達成することができた。また、その結果、中期計画を達成することができた。

なお、委員会の状況については、Web会議システムを利用して職員の視聴を可能とし、迅速な情報共有に努めた。

4. 内部統制強化に関する取組

(1) 「内部統制に関する5年間を見据えた基本方針」に基づくとともに、令和3年度の内部統制に関する状況、運営点検会議における委員の意見や職員意識調査の結果等を踏まえ、以下を令和4年度の主な課題として位置づけ、「令和4年度アクションプラン」及びスケジュールを作成した。

① 部署横断的な情報共有の取組

イントラネットを通じた内部情報の伝達について、「過去の情報が埋もれ、必要な情報を取り出すことが難しい」、「重要であるか否かが分かりにくい」等の意見を踏まえ、イントラネットのレイアウト等を一部変更し、掲示する情報の整理を行った。

② リモート環境を活用した意思疎通の円滑化

Web会議に対応した事務用端末の更新と合わせてIT環境の整備を行うことで、JSC全体の業務改善・内部統制の推進を図った(II 3.(3)参照)。

③ 人材育成に焦点化した新たな評価制度への移行

職員一人ひとりが人間関係構築力を高め、主体的に業務に臨む姿勢や業務遂行力の向上を図ることを目的とし、人材育成に焦点化した「目標マネジメント制度」を新たに導入した。制度の定着に向けて手引きを作成し、制度の案内をポータルサイトで行うなど円滑な移行に向けて取り組んだ。

これらの取組と合わせて、アクションプランに記載した事項を着実に実施するとともに、内部統制委員会において適切な進捗管理に努め、取組内容の強化・充実を図った結果、JSC内の内部統制・ガバナンス強化を推進することができた。

- (2) 運営点検会議でも進捗状況の確認等を通じて、必要な助言を受け、計画的に内部統制を推進した（Ⅱ 4. 参照）。
- (3) 会計検査院による令和2年度決算検査報告において指摘を受けた件については、このような事態が生じた背景要因を分析した上で、不適正な契約手続を未然に防止するため、新たに外部有識者も参画する契約手続事前チェックチームを整備し、内部統制強化を含む再発防止に努めた（Ⅱ 8. (2) 参照）。

5. 組織全体で取り組むべき重要な課題（リスク）の把握・対応状況

- (1) リスク管理委員会において「令和4年度リスク管理基本計画」を策定し、当該計画に基づき、担当部署においてリスクの再評価を行い、優先的に対応すべきリスクを選定し「リスク管理アクションプログラム」を策定した。
- (2) リスク対策の実施状況については、リスク管理委員会において定期的に検証・フォローを行い、着実に実施した。

<リスク管理委員会>

開催	日付	議題
第1回	4月22日	「R4年度リスク管理アクションプログラム」の策定 等
第2回	10月21日	「R4年度リスク管理アクションプログラム」実施状況（中間）確認 等
第3回	3月17日	「R4年度リスク管理アクションプログラム」実施状況確認

4. その他参考情報

1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VIII-3	適正な人員配置等		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価		
<p>【第4期中期目標】</p> <p>VI. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>3. 適正な人員配置等</p> <p>業務の効率的・効果的な実施のため、人員の適正かつ柔軟な配置を行うとともに、組織の機能向上のため、組織運営についても不断の見直しを行うこととする。</p> <p><具体的な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織の肥大化を防ぐため、平成30年度中に中長期的視野に立った人員計画を作成し、それに基づいた適切な人員配置を行う。 ・既存業務の点検や職員からのヒアリング等を通じて、業務量を把握することにより、適正な人員配置や組織の見直しを行う。 ・人材確保・人材育成等に関する基本方針に基づき、研修機会の充実や適切な人員配置を行い、職員の能力や専門性、モチベーションを向上させることにより、法人全体の業務成果の最大化を図る。 ・男女共同参画の推進及び障害者雇用の推進のための措置を通じて、職場環境の充実を図る。 	<p>【第4期中期計画】</p> <p>VII. その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>3. 適正な人員配置等</p> <p>質の高い業務運営を行い、JSCの目的を確実に達成するため、中期目標期間を通じて専門性のある業務を含め必要な人材の育成・確保に努めるとともに、人員の適正かつ柔軟な配置を行い、組織の機能を向上させる。</p> <p>(1) 組織の規模を適切に管理するため、既存業務の点検等による業務の効率化を行うことと連動して、平成30年度中に中長期的視野に立った人員計画を作成し、それに基づいた人員配置を行う。また、作成した人員計画を踏まえた採用や人事交流等を通じて、業務に必要な人材を確保する。</p> <p>(2) 既存業務の点検や職員からのヒアリング等を通じて、業務量を把握することにより、業務の状況を踏まえた適正な人員配置や組織の見直しを行う。</p> <p>(3) 業務成果の最大化を図るため、JSC業務の理解、JSCを取り巻く環境・情勢の理解、職階に応じた知識の習得など、多様な研修を計画的に実施する。</p> <p>(4) 男女共同参画及び障害者雇用の推進に取り組むとともに、ハラスメントの防止、メンタルヘルス対策の推進等の職場環境の充実を図る。</p>	<p>【令和4年度計画】</p> <p>VIII. その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>3. 適正な人員配置等</p> <p>JSCを取り巻く環境を踏まえつつ、変容する社会に対応し、スポーツ振興を通じた新たな価値の創出や社会的課題解決への貢献を行うため、中長期的な戦略を推進するとともに、質の高い業務運営を行い、組織の機能を向上させるよう、適正かつ柔軟な人員配置を行うため、以下の取組を行う。</p> <p>(1) 組織の規模を適切に管理するため、既存業務の点検等による業務の効率化を行うとともに、「人事・人材育成の基本的な考え方」に加え、この考え方を実現するための人員計画の策定等必要な取組を踏まえ、専門性の高い人材を確保するなど、以下の取組を行う。</p> <p>① 今中期目標である「人件費5%以上の削減」達成のため、計画的な採用を行うとともに、持続可能な組織のため、年齢、性別等のバランスを考慮する。また、研究・支援や施設の整備・管理・運営等の様々な業務に精通した人材を、人事交流、内部登用試験等の多様な方法により確保する。</p> <p>② 今中期目標期間において、特に優先度の高いとされた業務を着実に推進しつつ、次期中期目標期間を見据え、専門的知識を有する外部人材を配置するなど、必要な体制を整備する。</p> <p>(2) 業務の効率的・効果的な実施のため、超過勤務時間の調査や、各部等における固有の状況を把握するためのヒアリングを通じて、業務量を随時検証し、必要に応じた組織体制及び人員計画の適正かつ柔軟な見直しを行う。</p> <p>(3) 職員の能力や専門性、モチベーションを向上させるため、JSCを取り巻く環境や中長期的な戦略を踏まえつつ、「人事・人材育成の基本的な考え方」等に基づき、「評価」「研修」「異動」を一体的に運用する等効果的な人材育成を図る。</p> <p>(4) 男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス、障害者雇用、ハラスメント防止、メンタルヘルス対策の推進等、以下の取組を行うことにより職場環境の充実を図る。</p> <p>① 男女共同参画基本方針における役職員の採用・管理職等の登用に占める女性割合を踏まえ、計画的な男女共同参画のより一層の推進に努める。</p> <p>② 業務の効率性にも配慮し、ワーク・ライフ・バランスの実現に資するよう、社会環境の変化に応じた、テレワーク等の検討を推進する。</p> <p>③ 障害者の働きやすい職場環境を整備し、法定雇用率を遵守した採用を推進するとともに、その定着に努める。</p> <p>④ ハラスメント防止の取組として、職員の意識調査の結果も踏まえ、役職員の意識向上のための研修等を実施する。</p> <p>⑤ メンタルヘルスを含めた労働衛生、役職員の健康管理等の取組として、引き続き、産業医と連携することによる相談・サポート体制の充実を図る。</p>

中期目標に定められる 主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	理由
<p><主な定量的指標> 特になし</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>JSC を取り巻く環境が変化していることを踏まえ、理事長のリーダーシップの下、中長期的な戦略に関する組織内における議論、検討及び浸透に取り組むとともに、JSC が抱える様々な課題の解決や中長期視点に立った業務改善等に資する人員配置を行った。また、上司と部下のコミュニケーション不足を解消し、人材育成に焦点化した制度である目標マネジメント制度を導入した。</p> <p>1. 中長期的視野に立った人事計画</p> <p>第4期中期目標の達成に向け、今後5年間の見通しとなる「重点配分の考え方」に基づき策定した「第4期中期目標期間における業務の考え方（平成30年4月25日役員決定）」を踏まえ、限られた経営資源の有効かつ適切な配分に努めた。また、中期目標の達成を勘案しつつ組織運営に支障を来さぬよう、中長期的視野に立った人員計画を見直すとともに、以下の取組により優秀な人材を確保した。</p> <p>なお、採用試験の実施に当たっては、オンラインを活用した筆記試験や面接を実施するなど、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した。</p> <p>(1) 多様な採用方法による人材の確保</p> <p>「第4期中期目標期間における業務の考え方」に基づき、「令和4年度採用計画」を策定し、多様かつ計画的な採用を行い、業務の多角化、専門化等に対応できる優れた人材の確保に努めた。</p> <p><令和4年度職員採用状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省文教団体職員採用試験 5人 ・一般事務職採用試験 22人 ・専門的分野採用試験 12人 ・人事交流 10人 ・内部登用試験 3人 <p>(2) 人事交流等による専門人材の確保</p> <p>人事交流等により専門人材を増強し、JSC が有する大規模スポーツ施設の維持管理、HPSC の研究・支援事業等の高い専門性を有する業務をより着実に推進できるように体制整備を図った。</p> <p>2. 業務の状況を踏まえた適正な人員配置や組織の見直し</p> <p>中長期的視野に立った人員計画を見直し、中期目標の達成を勘案しつつ組織運営に支障を来さぬよう、特に新規事業に係る業務を効果的・効率的に実施するために、また、勤怠管理システムや管理職へのヒアリング等を通じて勤務状況等を随時把握し、産前産後休暇及び育児休業取得者の状況等に対応するために人員配置を行った。加えて、超過勤務時間数の多い職員に対しては、面談を実施するなど、適切な対応を行った。</p> <p>3. 効果的な人材育成</p> <p>全役職員向けアンケート調査を通じて、「評価」「研修」「異動」等の現状の人事施策の課題点を抽出し、調査結果を踏まえた「人事・人材育成の基本的な考え方」の見直しに向けて検討を進めた。またその一環として、業務目標の達成を通じ、職員の業務遂行能力等の向上を図ることを目的とし、人材育成に焦点化した目標マネジメント制度を導入した。</p> <p>さらに、業務を適正かつ効果的、効率的に実施するため、JSC を取り巻く環境・情勢の理解、職務能力の向上、職階に応じた知識の獲得等を目的とし、令和4年度研修実施計画を策定し、当該計画を基に研修を実施した。また、研修の実施に当たっては、目的や内容に応じて、外部団体主催の研修を活用した。なお、JSC が企画した研修においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、積極的にWeb会議形式やeラーニングを活用した。</p> <p>これらの研修に加えて、各部固有の業務内容に合わせた研修を実施することにより、計199回、延べ6,026人が研修を受講した。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>JSC が置かれている環境に鑑みつつ、中長期的視野に立った人員計画を見直すとともに、専門的分野を対象とした採用試験、人事交流等の多様な方法により優秀な人材の確保を進め、着実な業務運営を行った。また、勤怠管理システムを活用して勤務状況を確認し、必要に応じて、職員との面談を実施するなど、職員の業務や健康状況等の把握に努めた。</p> <p>効果的な人材育成を図るため、全役職員向けアンケート調査を通じて抽出した課題を踏まえ、人材育成に焦点化した目標マネジメント制度を導入した。研修については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点を踏まえつつ全体研修と専門研修を企画し、職員全体の能力向上が図れるよう、多様な研修を実施した。</p> <p>また、働きやすい職場環境の整備に向け、男女共同参画基本方針に基づき、女性職員の採用や育成・登用に努めた結果、数値目標を達成した。加えて、ハラスメントの防止やメンタルヘルス対策については、相談員の配置やストレスチェック実施後の対応等、サポート体制の充実に努めた。特にハラスメントについては全役職員を対象とする研修や意識調査（アンケート）を実施し、ハラスメントを防止・排除する意識の向上を図った。</p> <p>【総括】</p> <p>以上のとおり、所期の目標を達成していると認められることから、B評価とする。</p> <p><課題と対応></p> <p>人件費の削減を見据えつつも、業務状況を踏まえ、適切な運営体制の整備が必要である。そのため、専門知識を</p>	<p><評定に至った理由></p>	

<主な研修>

- ・コンプライアンス研修：10月1日～7日（675人）
- ・ハラスメント研修：3月7日～31日（641人）
- ・内部統制研修：11月28日～12月23日（713人）
- ・ダイバーシティに関する研修：3月7日～31日（650人）
- ・職階別研修：2月2日～3月14日（342人） ※常勤の職員のみが対象

4. 男女共同参画等への取組

(1) 男女共同参画への取組

「男女共同参画に関する基本方針」を改正し、目標値を引き上げた。そして、女性職員の採用、管理職及び課長補佐職へのより積極的な登用を行うなどの取組を推進したことにより、以下のとおり数値目標を達成した。

また、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境を推進するため、年次有給休暇等の休暇取得促進やノー残業デーに関する呼びかけをイントラネット等で定期的を実施し、働きやすい職場環境づくりに努めた。

<採用等に占める女性の割合>

区分		H30	R 1	R 2	R 3	R 4
採用	目標値	30%	30%	30%	30%	35%
	実績	33.3% (2/6人)	41.2% (7/17人)	40% (12/30人)	37.2% (16/43人)	42.9% (18/42人)
管理職	目標値	7%	15%	15%	15%	18%
	実績	13.2% (12/91人)	18.3% (17/93人)	23.3% (21/90人)	24.7% (24/97人)	24.3% (25/103人)
課長補佐職	目標値	12%	25%	25%	25%	30%
	実績	29.2% (26/89人)	23.8% (20/84人)	33.3% (32/96人)	36.6% (37/101人)	35.2% (37/105人)

(令和5年3月31日現在)

(2) テレワーク等の推進

業務の効率性も踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施環境・体制を整備し、在宅勤務を推進した。また、職員のワーク・ライフ・バランス向上を目的とし、多様な働き方を実現するため、テレワーク環境の導入に向けた検討を行った。

(3) 障害者雇用の推進

障害者雇用の推進に向け、計画的な採用、座席の配置の考慮や周囲への理解を促すなどの働きやすい職場環境の整備に努め、法定雇用率を達成した。

(4) ハラスメントの防止対策

各職場の人数や男女のバランスを考慮した上で、相談員を配置し、サポート体制を継続した。また、相談員を対象に必要な知識、言動や対応に関する研修を実施した。

加えて、全役職員を対象としたハラスメント研修を実施し、ハラスメントの防止と排除に対する意識向上を図った。

(5) メンタルヘルス対策

ストレスチェックを実施し、その結果を定期健康診断結果と合わせて一元管理することにより、産業医と連携したサポート体制を整備した。また、ストレスチェックの結果、高ストレス者と判定された職員のうち、希望者には医師による面談を実施した。

さらに、メンタルヘルスサポートとして、職員のプライバシーにも配慮し、外部専門機関に直接相談できる環境を継続した。

加えて、職員の復職時には、「職場復帰支援プログラム」に沿って対応し、産業医とも連携して円滑な職場復帰を支援した。

必要とする分野においては、人事交流も含めた効果的な方法により人材の確保を進めつつ、外部研修等も活用した職員の能力の向上を図る。

人材育成については、引き続き、取り巻く環境や情勢を踏まえて実施する業務への理解を深めるとともに、職階に応じた知識の習得等を目指すべく、多様な研修を企画し、計画的な実施に努めることとする。また、目標マネジメント制度の運用等を通じて、人事施策の課題解決に向けた取組を行うとともに、「人事・人材育成の基本的な考え方」の見直しを行う。

さらに、男女共同参画の更なる推進のため、女性管理職となりうる人材の育成やより積極的な登用を図る。加えて、障害者雇用を促進するなど、職場環境の充実においても、より適切な対応に努めることが必要である。

1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VIII-4	情報セキュリティ対策の強化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価		
<p>【第4期中期目標】</p> <p>VI. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>4. 情報セキュリティ対策の強化 「サイバーセキュリティ戦略（平成27年9月4日閣議決定）」及びサイバーセキュリティ対策に関する対策の基準となる「統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。</p> <p><具体的な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティポリシーを随時見直すとともに、全ての職員が情報セキュリティに関しての理解度が深まるように周知徹底を行う。 情報セキュリティに関する職員の専門性を高めるため、職員の研修機会の充実を図る。 情報セキュリティ監査、情報セキュリティ対策の実施状況を把握し、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図る。 	<p>【第4期中期計画】</p> <p>VIII. その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>4. 情報セキュリティ対策の強化 情報セキュリティについて以下の取組を行うことにより、中期目標期間を通じて情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力を強化する。</p> <p>(1) 情報セキュリティレベルを高めるため、「サイバーセキュリティ戦略」（平成27年9月4日閣議決定）及びサイバーセキュリティ対策に関する対策の基準となる「統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシー（「独立行政法人日本スポーツ振興センター情報セキュリティ管理運用細則」）等の関係規程を適切に見直すとともに、役職員の理解を促進するための手引書を平成30年度中に作成する。</p> <p>(2) 全ての役職員を対象とした情報セキュリティに関する研修を実施し、その周知・習得を図り、組織的対応能力を強化する。また、研修後にイーラーニング形式のアンケート調査を実施し、理解度の確認と自己学習による理解の徹底を図るとともに研修内容の改善及び充実を図る。</p> <p>(3) 情報セキュリティに関する職員の専門性を高めるため、政府系機関主催の研修会等を有効に活用することにより、職員の研修機会の充実を図る。</p> <p>(4) 情報セキュリティ対策の実施状況を定期的に把握し、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図るため、情報セキュリティ監査を毎年度実施し、監査結果等を踏まえて改善策を検討し「情報セキュリティ対策推進計画」として取りまとめ、それに基づいた改善策を実施する。</p>	<p>【令和4年度計画】</p> <p>VIII その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>4 情報セキュリティ対策の強化 情報セキュリティについて以下の取組を行うことにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力を強化する。</p> <p>(1) 情報セキュリティレベルを高めるため、政府が定める「サイバーセキュリティ戦略」（令和3年9月28日閣議決定）及び「統一基準群」等を踏まえ、整備した情報セキュリティ関連規程等の周知徹底を図り、情報セキュリティに関しての理解度の向上を図る。</p> <p>(2) 全ての役職員を対象とした情報セキュリティに関する研修を昨今の動向を踏まえて実施し、その周知・習得を図り、組織的対応能力を強化する。また、研修後にアンケート調査を実施し、理解度を測定するとともに研修内容の改善及び充実を図る。</p> <p>(3) 情報セキュリティに関する業務に従事する職員を対象に、政府系機関主催の研修会等に職員を参加させるとともに、内部研修を実施し、専門性を高めることにより、組織全体の情報セキュリティの充実を図る。</p> <p>(4) 令和3年度まで実施された情報セキュリティ監査での指摘事項等を踏まえて策定した「情報セキュリティ対策推進計画」に基づき、改善策を着実に実施する。なお、令和4年度は情報セキュリティに係る中長期計画である「JSC情報セキュリティ対策推進計画（2019-22年度）」の最終年度でもあることを踏まえ、同計画を見直すなど、今後策定する予定の「JSC情報セキュリティ対策推進計画（中長期計画）」に反映させ、更なる情報セキュリティ対策の改善を促進する。</p>

中期目標に定められる 主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	理由
<p><主な定量的指標> 特になし</p>	<p><主要な業務実績> 高度な知識、経験を有する外部有識者に最高情報セキュリティアドバイザーの委嘱を継続するなど、委嘱者からの助言を踏まえ、「統一基準群」に則した質の高い情報セキュリティ対策を組織的に行った。</p> <p>1. 関係規程等の整備及び周知徹底 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和3年度版）」に則った規程等の整備を実施するとともに、全役職員向けやシステム調達・運用管理業務の担当職員向けの情報セキュリティ研修を通じて規程等の周知を図り、情報セキュリティに関する理解度の向上を図った。</p> <p>2. 情報セキュリティに関する研修の実施 すべての役職員を対象とした情報セキュリティに関する研修を実施し、受講率100%を達成した。本研修では、独立行政法人情報処理推進機構が発表する「情報セキュリティ10大脅威」を取り上げるとともに、前年度の研修アンケートの意見を反映させ日々の業務を遂行する上で注意すべき脅威として、ランサムウェアや標的型攻撃といったサイバー攻撃、また昨今の在宅勤務における情報セキュリティの安全管理措置を取り上げることで内容を改善し、情報セキュリティに関する組織的対応力の強化を図った。 また、研修直後のアンケートで研修の理解度を測定するとともに、研修から期間を空けて自己点検を実施し、研修で周知した情報セキュリティ対策が徹底されているか確認した。それらの結果を基に次年度の研修を充実するための工夫を図った。</p> <p>3. 政府系機関主催の研修会等への参加 「令和4年度 CYMAT・CSIRT に対するサイバーセキュリティ研修」や「NISC 勉強会」に参加し、サイバー攻撃等の脅威や情報セキュリティの情勢を把握するとともに、その内容を全役職員向けの研修やシステム調達・運用管理業務の担当職員向けの研修に反映することで組織全体の情報セキュリティの充実を図った。 また国立研究開発法人情報通信研究機構が運営する実践的サイバー防御演習を受講することでインシデント対応に係わる専門性知識の向上を図った。</p> <p>4. 情報セキュリティ対策推進計画の実行 最高情報セキュリティアドバイザー等の助言を踏まえ「令和4年度 情報セキュリティ対策推進計画」を策定し、実行することで運営面及び技術面での情報セキュリティの強化を図った。 ・「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和3年度版）」に則った規程等の整備 ・各種情報セキュリティに関する研修の実施 ・メールやイントラネットを活用したオンラインでの注意喚起の実施 ・事務用端末の更改 ・テレワーク環境の導入</p>	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>「令和4年度 情報セキュリティ対策推進計画」等に基づき、着実に取組を実行した。 情報セキュリティに関する研修については、令和3年度の結果に加えて情報セキュリティ情勢を踏まえた教材を用い、全役職員向けのオンライン学習と合わせて自己点検を実施することで、情報セキュリティに関する周知・習得を充実させた。 さらに、情報セキュリティに関する業務に従事する職員を政府系機関主催の研修会等に積極的に参加させ、情報セキュリティに関する専門性を高めることにより、情報セキュリティの水準を維持・向上することができた。</p> <p>【総括】 以上のとおり、所期の目標を達成していると認められることから、B評価とする。</p> <p><課題と対応> 情報セキュリティ対策推進計画については、令和4年度の情報セキュリティ監査の指摘を踏まえ、新たにリスク評価作業や最高情報セキュリティアドバイザーによる助言を取り入れ、更に質の高い計画を策定し、効果的に取組を実行していく。 また情報セキュリティ対策については継続的にすべての役職員に対して注意喚起を行うとともに、再発防止策として、研修において事例や対策を周知するなど、情報セキュリティ水準の向上を図っていく。</p>	<評定に至った理由>	

4. その他参考情報

1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VIII-5	中期目標期間を超える債務負担行為		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
【第4期中期目標】	【第4期中期計画】	【令和4年度計画】		
	<p>VIII. その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>5. 中期目標の期間を超える債務負担行為</p> <p>中期目標期間を超える債務負担については、JSCの業務運営に係る契約の期間が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。</p>	<p>VIII その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>5 中期目標の期間を超える債務負担行為</p> <p>中期目標期間を超える債務負担として、次のものについて行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国立競技場敷地の一部である東京都有地、新宿区有地及び渋谷区有地を対象とする一般定期借地権設定契約に係る土地賃借料その他当該借地契約に基づく債務 特定業務における経費の支払に係る長期借入金の一部 		
中期目標に定められる主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	主な業務実績等		自己評価	評価
<p><主な定量的指標></p> <p>特になし</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>国立競技場敷地の一部である東京都有地、新宿区有地及び渋谷区有地を対象とする一般定期借地権設定契約に係る土地賃借料その他当該借地契約に基づき、中期目標の期間を超える債務負担を行っている。</p> <p>中期目標の期間を超える債務負担額：1,932,720千円</p> <p>※上記金額は、土地賃借料の各改定時期までの期間に係る負担額であり、改定時期以降の負担額については今後の借地契約に基づく各改定により確定する。</p> <p>「国立霞ヶ丘競技場の整備等に必要業務」及び「国立代々木競技場の耐震改修等工事に必要業務」に関する支払いのため、複数の金融機関で構成するシンジケートローンによる長期借入を行ったことにより、中期目標の期間を超える債務負担を行っている。</p> <p>中期目標の期間を超える債務負担額：51,000,000千円</p>		<p><評定と根拠></p> <p>評定：—</p> <p>中期目標期間を超える債務負担として、年度計画に掲げている事項について適切に処理した。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き、適切に処理していく。</p>	<p><評定に至った理由></p>

4. その他参考情報

1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VIII-6	積立金の使途		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
	【第4期中期目標】	【第4期中期計画】 VIII. その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項 6 積立金の使途 前中期目標期間の最終年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）に定める業務の財源に充てる。	【令和4年度計画】 VIII その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項 6 積立金の使途 前中期目標期間の最終年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）に定める業務の財源に充てる。	
	中期目標に定められる主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
		主な業務実績等	自己評価	評価
	<主な定量的指標> 特になし	<主要な業務実績> 以下のとおり積立金を適切に支出し、計画を達成した。 (1) 一般勘定（文部科学大臣の承認を受けた金額） スポーツ振興基金助成事業費相当額 143,570千円 科研費間接経費で取得した固定資産の減価償却費相当額 1,654千円 科研費間接経費で取得した固定資産の除却損相当額 0千円 (2) その他の勘定（独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく） 特定業務勘定 新国立競技場整備事業費相当額 626,112千円	<評定と根拠> 評定：— 積立金を適切に支出し、計画を達成した。 <課題と対応> 引き続き、適法・適切に処理していく。	<評定に至った理由>

4. その他参考情報